

# 目次

令和2年度予算の概要	.....	3
<b>第1章 産業振興 ～特色を活かした活力あふれる産業のまち～</b>		
農業の振興	.....	11
地域自立の産業振興	.....	13
林業の振興	.....	20
商工業の振興	.....	22
観光の振興	.....	24
<b>第2章 基盤整備 ～便利で快適に暮らせる基盤が整うまち～</b>		
住宅整備	.....	29
道路等整備	.....	31
上下水道	.....	34
治水対策・災害復旧	.....	37
<b>第3章 生活環境 ～安心して暮らしやすい生活環境のまち～</b>		
交通対策	.....	41
地域情報網の活用	.....	47
消防・防災	.....	48
治山対策	.....	51
交通安全・防犯	.....	52
環境・衛生対策	.....	54

#### 第4章 保健・医療・福祉 ～みんなが健康で安心にいきいき暮らせるまち～

地域福祉	.....	59
高齢者福祉	.....	61
子育て支援	.....	67
障がい者福祉	.....	74
健康づくり	.....	76
医療体制の充実	.....	83

#### 第5章 教育・文化 ～夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち～

学校教育	.....	91
人権・同和教育	.....	98
社会教育の充実	.....	99
読書活動の推進	.....	104
公民館活動の充実	.....	106
生涯スポーツの推進	.....	107
文化振興	.....	109

#### 第6章 集落・協働・交流・定住 ～人と人が支え合う協働のまち～

高校支援	.....	117
集落・協働	.....	118
定住者支援	.....	123
姉妹都市との交流	.....	127

#### 第7章 健全な財政経営

健全な財政経営	.....	131
---------	-------	-----

# 令和2年度 予算の概要

## ●予算って何ですか？

川本町に入ってくる1年間の収入を見積もり、その使い道を決めるのが予算です。つまり、皆さんに納めていただいた税金などが、どのような事業にどれくらい使われるかを示したものです。

## ●どのような予算がありますか？

川本町の予算は、使い道や収入源の違いから、2つの会計（一般会計・特別会計）に分かれています。

- ①一般会計…福祉、教育などの行政の基本的な事業を行う会計であり、川本町の予算の大部分がこの一般会計に含まれます。
- ②特別会計…一般会計と切り離して、特定の事業ごとに経理するための予算です。川本町の特別会計には、国民健康保険、後期高齢者医療、簡易水道、農業集落排水処理の4つの事業があります。

## ●令和2年度の予算はどのくらいですか？（ ）は対前年度比

◎一般会計 40億9,942万3千円 (△18.4%)

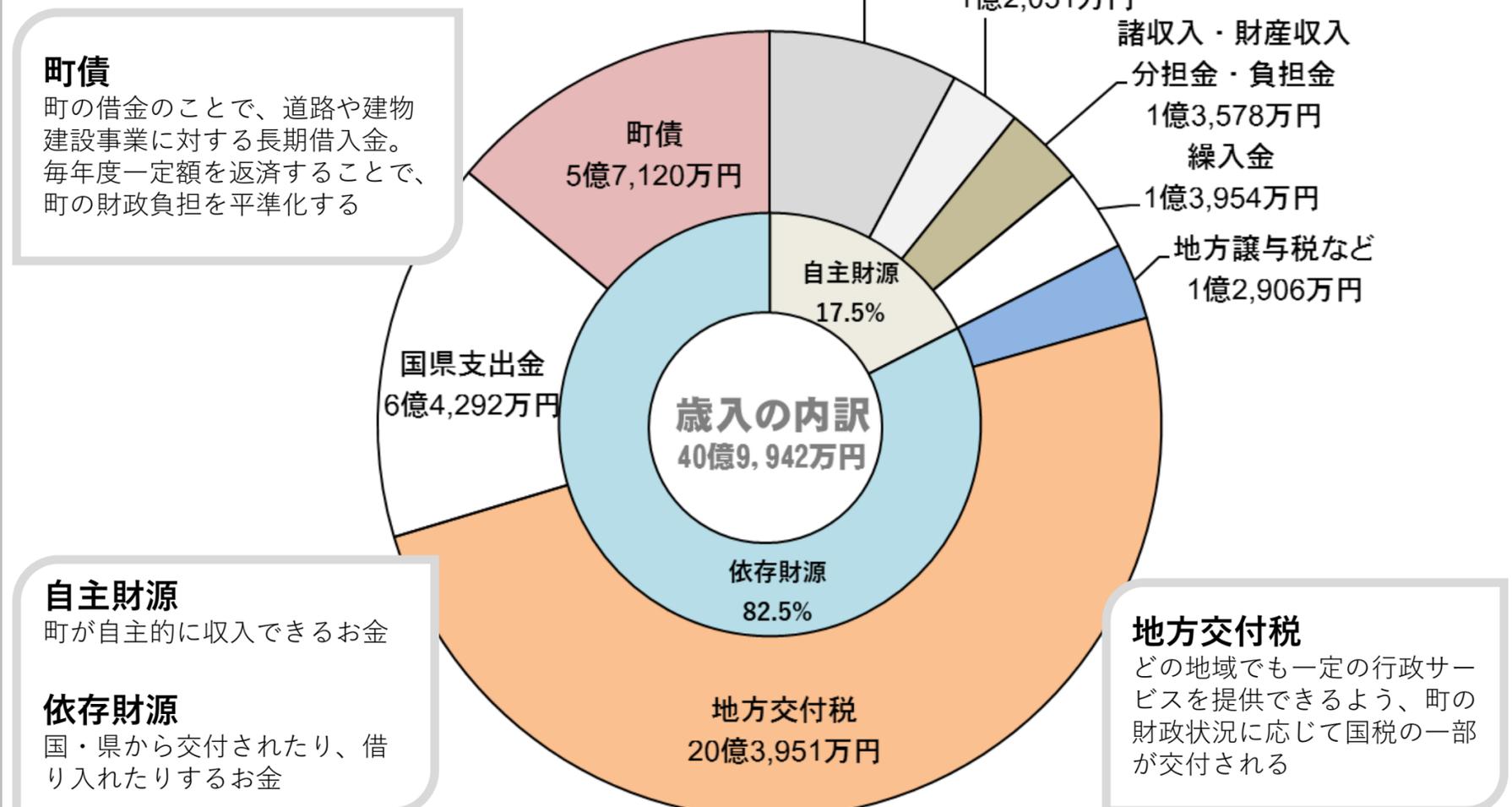
◎特別会計 8億6,404万7千円 (+7.2%)

(内訳)

- ・国民健康保険事業 4億9,424万3千円 (+8.8%)
- ・後期高齢者医療事業 1億4,385万8千円 (+8.4%)
- ・簡易水道事業 1億7,063万円 (+1.5%)
- ・農業集落排水処理事業 5,531万6千円 (+8.2%)

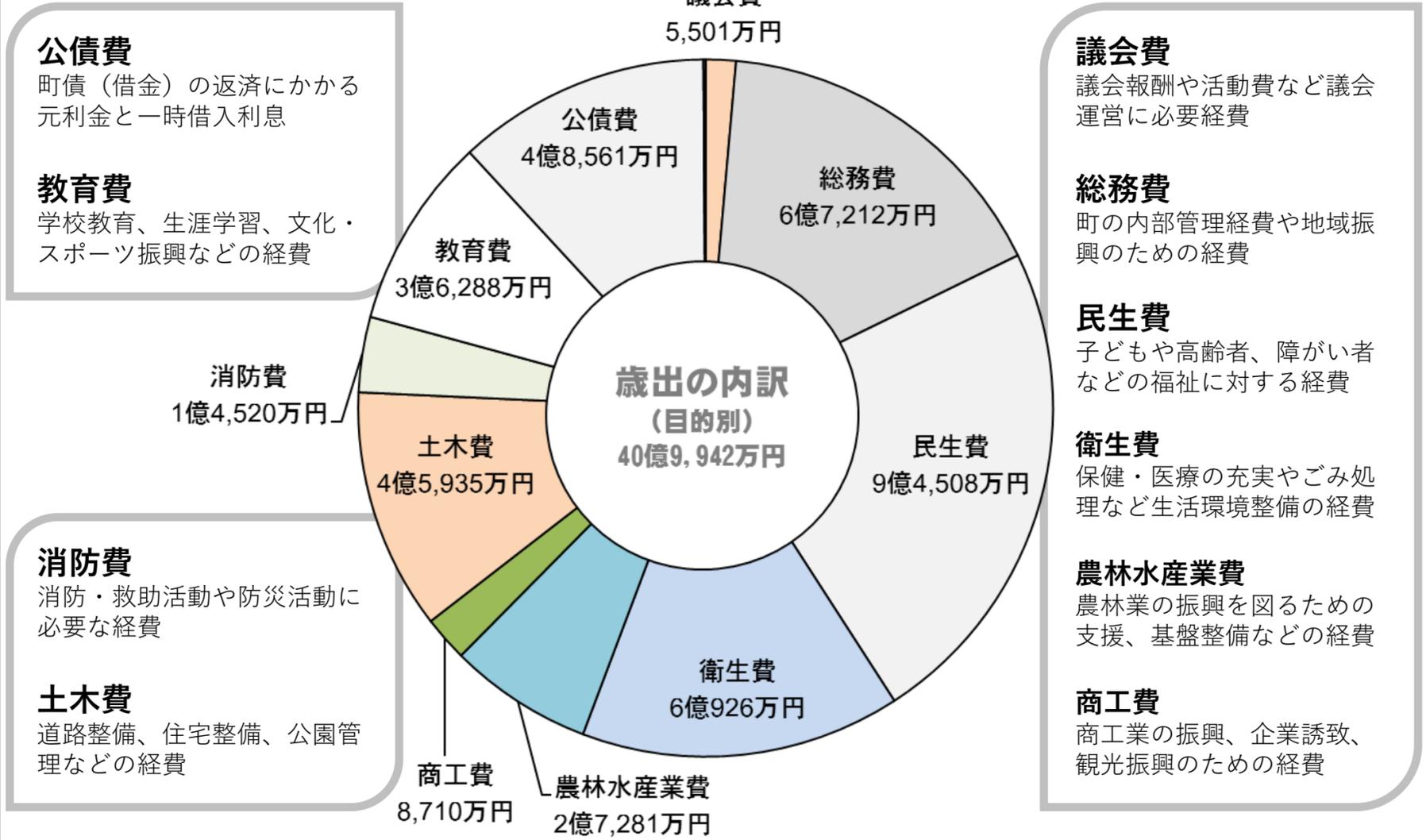
## ●収入(歳入)の内訳は？

一般会計の収入(歳入)



# ●支出(歳出)の内訳は？

一般会計の支出(歳出) 【目的別】



## 公債費

町債(借金)の返済にかかる元利息と一時借入利息

## 教育費

学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興などの経費

## 消防費

1億4,520万円

## 消防費

消防・救助活動や防災活動に必要な経費

## 土木費

道路整備、住宅整備、公園管理などの経費

## 議会費

議会報酬や活動費など議会運営に必要な経費

## 総務費

町の内部管理経費や地域振興のための経費

## 民生費

子どもや高齢者、障がい者などの福祉に対する経費

## 衛生費

保健・医療の充実やごみ処理など生活環境整備の経費

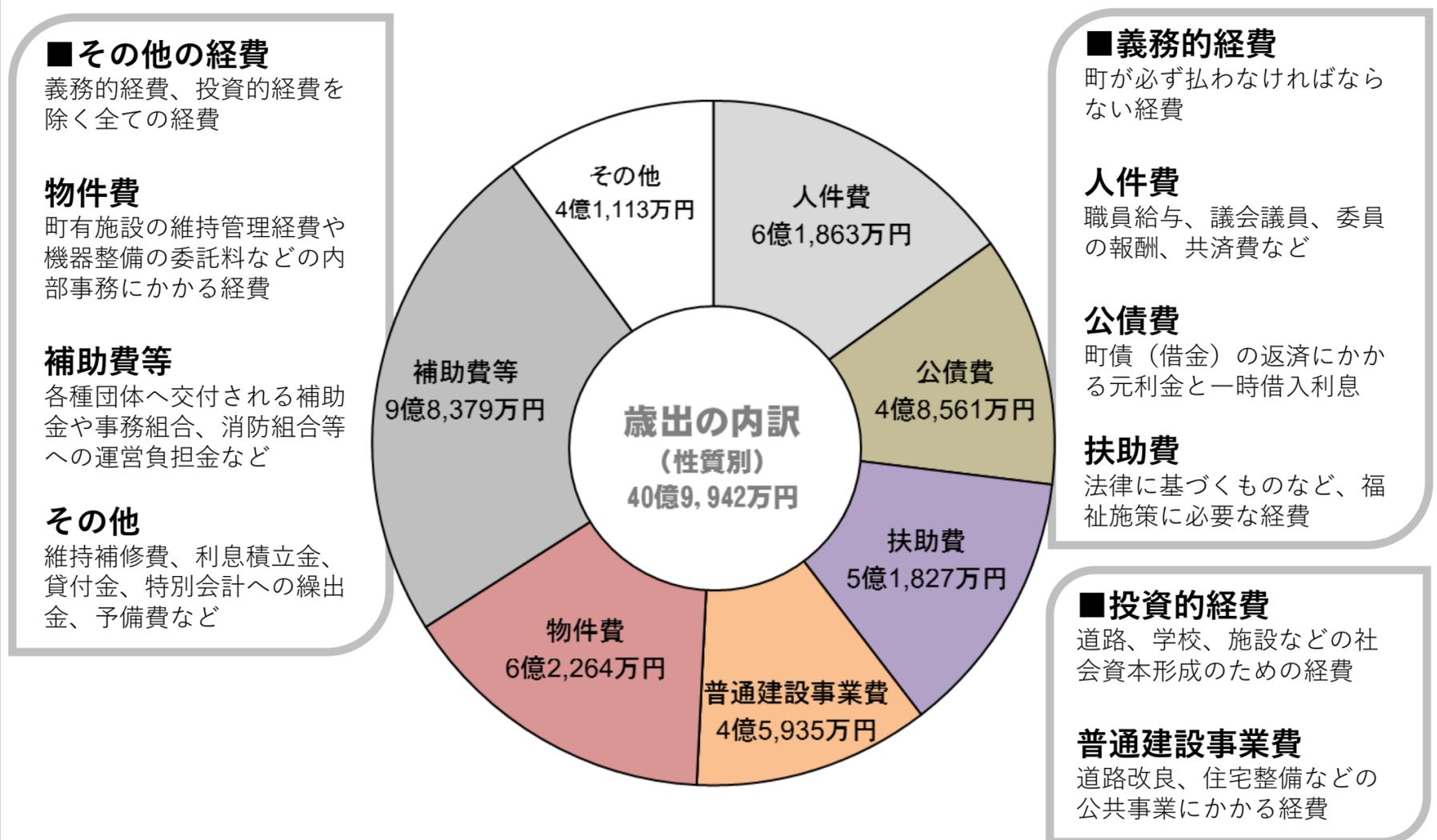
## 農林水産業費

農林業の振興を図るための支援、基盤整備などの経費

## 商工費

商工業の振興、企業誘致、観光振興のための経費

一般会計の支出(歳出) 【性質別】



## ■その他の経費

義務的経費、投資的経費を除く全ての経費

## 物件費

町有施設の維持管理経費や機器整備の委託料などの内部事務にかかる経費

## 補助費等

各種団体へ交付される補助金や事務組合、消防組合等への運営負担金など

## その他

維持補修費、利息積立金、貸付金、特別会計への繰出金、予備費など

## ■義務的経費

町が必ず払わなければならない経費

## 人件費

職員給与、議会議員、委員の報酬、共済費など

## 公債費

町債(借金)の返済にかかる元利息と一時借入利息

## 扶助費

法律に基づくものなど、福祉施策に必要な経費

## ■投資的経費

道路、学校、施設などの社会資本形成のための経費

## 普通建設事業費

道路改良、住宅整備などの公共事業にかかる経費

## ●町民一人あたりの予算額は？

一般会計の予算を町民一人あたりに換算すると125万4千円となり、前年度と比較し一人あたり26万1千円の減となります。

予算の内容	一人あたり 令和2年度予算	一人あたり 対前年度
子どもや高齢者、障がい者の福祉など（民生費）	28万9千円	△1万2千円
道路整備、住宅整備、公園管理など（土木費）	14万円	△2万6千円
町の借金（元金・利息）の支払いなど（公債費）	14万9千円	+4千円
学校教育、生涯学習、文化振興など（教育費）	11万1千円	△2万9千円
町の内部管理経費や地域振興など（総務費）	20万6千円	△22万8千円
保健衛生やごみ・し尿処理などに（衛生費）	18万6千円	+3万9千円
農林業の振興や基盤整備など（農林水産業費）	8万3千円	△5千円
商工業の振興、企業誘致、観光振興など（商工費）	2万7千円	0円
消防・救助活動や防災活動など（消防費）	4万4千円	△5千円
議員報酬や議員活動費など（議会費）	1万7千円	+1千円
その他（予備費）	2千円	0円

### ■主な増額の要因

衛生費の増額は、新可燃ごみ共同処理施設整備事業（2億5,662万円）等が影響しています。

### ■主な減額の要因

教育費や総務費の減額は、令和元年度予算にて取り組んだまちごと魅力化センター整備事業（6億2,668万5千円）や携帯電話等エリア整備事業（9,296万円）、かわもと音戯館大規模改修事業（7,500万円）が影響しています。

※一人あたり予算は、令和元年12月末人口の3,270人で除して算出しています

※四捨五入等の影響で合計が一致しない場合があります

# ●川本町の予算を「家計簿」に例えてみると？

町の歳入・歳出は家計における収入・支出とは異なりますが、イメージしやすくするために一般会計の予算を年収360万円（月収30万円）の家計に置き換えてみました。

## かわもと家の家計簿

### 1ヶ月の収入（30万円）

- 給与・・・・・・・・・・20万1千円
  - 基本給・・・・・・・・・・4万1千円  
（町税、使用料手数料等の自主財源）
  - 諸手当・・・・・・・・・・16万円  
（地方交付税、地方譲与税など）
- 親世帯からの援助・・・・4万7千円  
（国・県補助金）
- 銀行からの借入（町債）・・4万2千円
- 貯金の取崩し（繰入金）・・・1万円
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

### 資産等の状況

- 預貯金（基金）・・・・180万6千円
- ローン残高・・・・・・・・429万1千円  
（町債残高）

※令和2年度末現在の残高見込額を年収360万円の家計に換算した金額

### 1ヶ月の支出（30万円）

- 食費（人件費）・・・・4万5千円
- 医療費・教育費・・・・3万8千円  
（扶助費）
- 銀行ローン返済・・・・3万6千円  
（公債費）
- 光熱水費、電話代  
日用品など（物件費）・・4万6千円
- 家・車・家電の  
修理・購入等・・・・3万6千円  
（普通建設事業費、維持補修費）
- 家族への仕送り・町内会への  
負担金・・・・・・・・9万8千円  
（繰出金、補助費等）
- 兄弟等への貸付・・・・・・・・0円  
（投資、出資金、貸付金）
- 銀行への預金・・・・・・・・1千円  
（積立金）
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

### ■収入について

給与のうち、基本給の多くは町民の皆様に納めていただいた町税です。しかし、給与に占める基本給（町税や使用料手数料収入）の割合は2割程度であり、残りの8割は諸手当（地方交付税、地方譲与税等）に依存しているのが現状です。

また、家・車の購入（普通建設事業）は銀行からの借入で賄っており、借入の年額は50万4千円（月額4万2千円）となります。

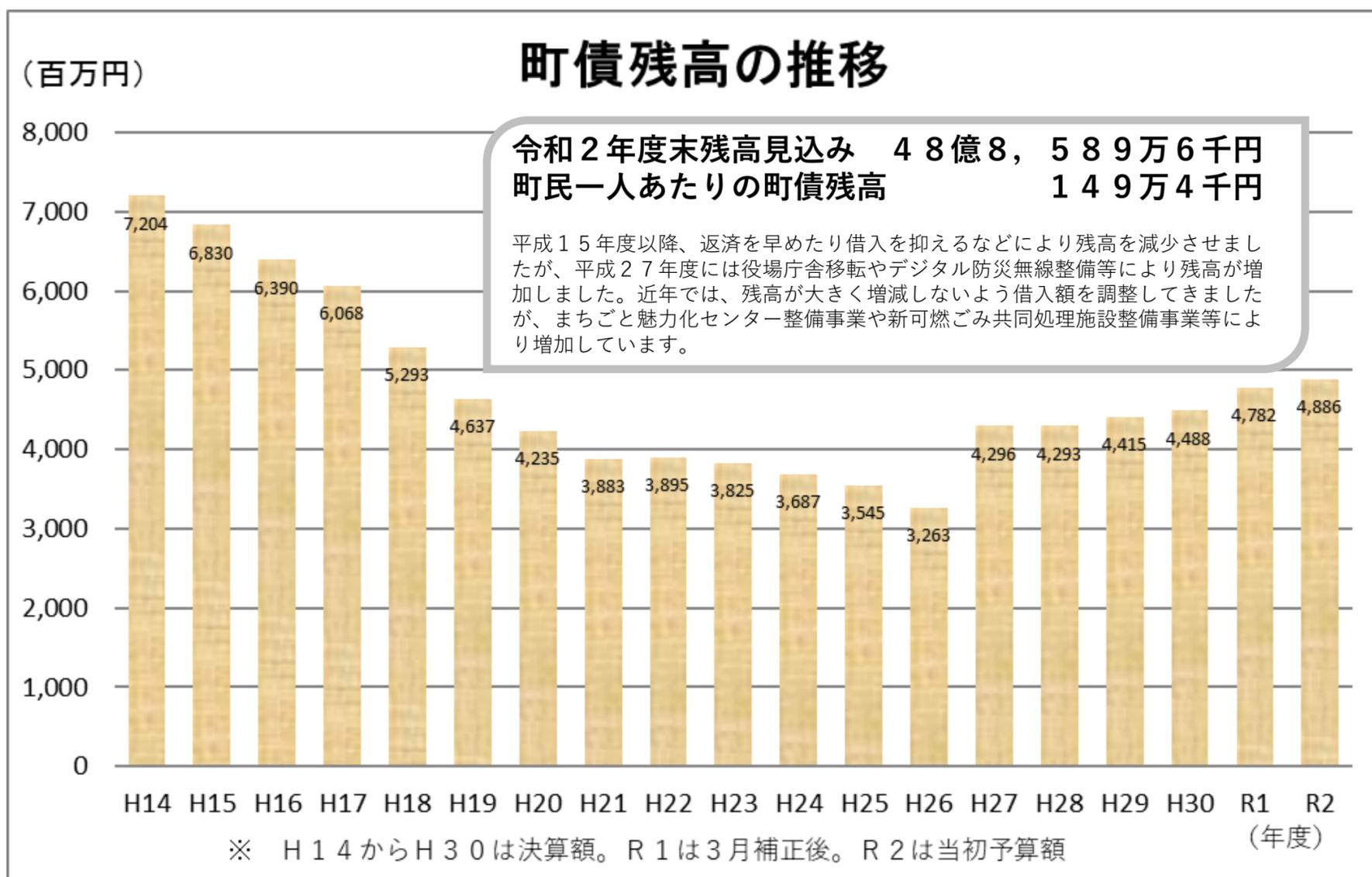
### ■支出について

食費（人件費）、医療費・教育費（扶助費）、銀行ローン返済（公債費）の3つは「義務的経費」と呼ばれ、この割合が高いほど家計に余裕がないことを意味します。令和2年度の義務的経費の割合は39.6%であり、前年度よりも7.2%増加していますが、これは家・車の購入（普通建設事業費）の割合が大幅に減少（△18.3%）したことによるもので、予算上の義務的経費の金額は0.3%の減少となっています。

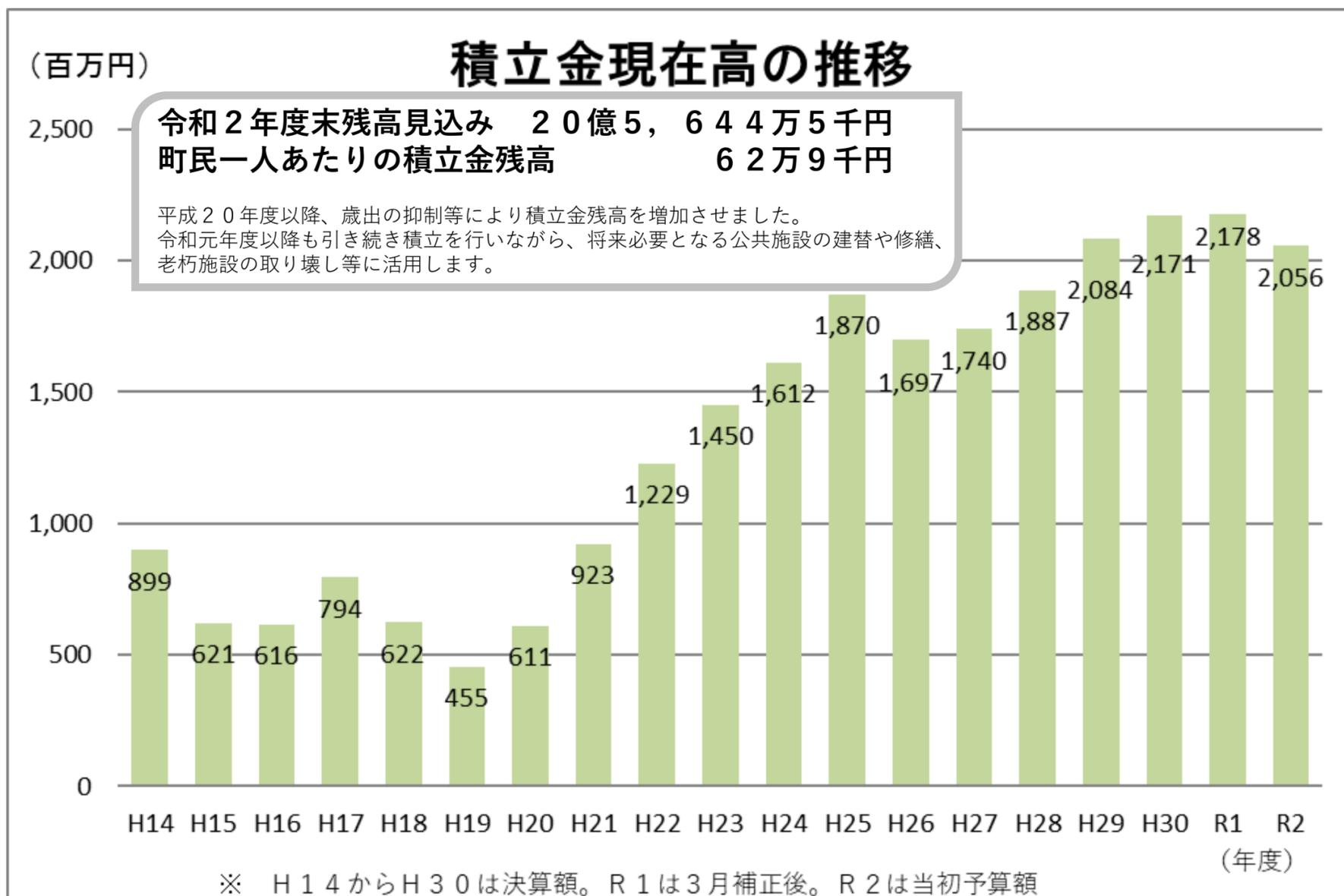
### ■資産等について

ローンを年額43万2千円返済する一方で、50万4千円の借入を行うため、前年度に比べてローン残高が7万2千円増加する見込みです。これは家・車等の購入（普通建設事業）に係る借入が多いためです。

## ●町の借金残高(町債)の推移は？



## ●町の貯金残高(積立金)の推移は？





# 第 1 章

## 産業振興

～特色を活かした活力あふれる産業のまち～

## 農業の振興

エゴマの産地育成	11
特別栽培米生産拡大事業	11
土づくり育成事業	12

## 地域自立の産業振興

農業の6次産業化の推進	13
農業の担い手支援	13
経営所得安定対策の実施	14
人・農地問題解決加速化支援事業	15
畜産の振興	15
多面的機能支払事業	16
環境保全型農業直接支払事業	17
中山間地域等直接支払事業	18
有害鳥獣対策	18

## 林業の振興

林業の振興	20
森林環境整備事業	21

## 商工業の振興

商工業の振興と中心市街地の活性化	22
商店経営改善支援	22
地域商業等支援事業	22
魅力ある商店街づくり支援	23

## 観光の振興

農林業振興施設の管理運営	24
観光振興の強化	25
広島地区等への観光情報の発信	25
イベント実行委員会への補助	25

## 農業の振興

### ■ エゴマの産地育成 1,567万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

エゴマの生産は島根県全体に取り組みが広がり、島根県は全国でも有数のエゴマの産地となっています。本町においては、これまで産地育成を進めており、令和元年度の栽培面積は約20haです。今後も、川本町エゴマ振興協議会を中心に、エゴマの生産者確保、収穫量の増加、エゴマ油をはじめとする商品の販売促進に取り組み、エゴマの産地育成を推進します。

#### ●川本町奨励作物拡大支援事業費補助金

- ・対象作物 エゴマ、大豆
- ・対象者 町内で販売を目的にエゴマまたは大豆を1a以上作付する個人、営農組織、農業団体、企業
- ・補助金額 ■個人、集落営農組織、農業団体、企業（栽培のみの企業）  
栽培面積 1,000円/a 出荷量 1,500円/kg  
※出荷量が10aあたり10kg（1aの場合は1kg）を下回る場合は、面積あたりの補助が受けられない場合があります
- 企業（栽培加工販売事業者）  
栽培面積 2,000円/a ※大豆については、栽培面積1,000円/aのみ



#### ●「ひと坪ファーマー」を募集します。

多くの町民の皆様にご協力いただきエゴマの栽培をしていただくために、本年度も継続して、家庭菜園など農地以外でもエゴマを生産される方々に苗を配布します。また本年度も、小中学校、商店等にエゴマ苗を配布し、エゴマをPRすることを予定しています。

##### 【助成内容】

- ・初めてエゴマを作付される個人を対象
- ・作付される面積は、1a（100㎡・1畝）まで
- ・その他 苗は無償提供、栽培マニュアルの配布、栽培講習会の開催



### ■ 特別栽培米生産拡大事業 16万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

J Aしまね島根おおち地区本部で推進している「石見高原ハーブ米きぬむすめ」は、関東・関西方面において需要が高まっています。島根県では、需要に応じた米の生産に取り組むために、事前契約取引を推進していることから、本町の需要に応じた米の生産に取り組むを進めるために、令和2年度までの間、「石見高原ハーブ米きぬむすめ」に対する買取価格支援に取り組むことによって、生産者の確保、面積拡大を図ります。

- ・補助対象者：「石見高原ハーブ米きぬむすめ」をJA出荷する農業者
- ・補助率：出荷1袋あたり200円

## ■ 土づくり育成事業

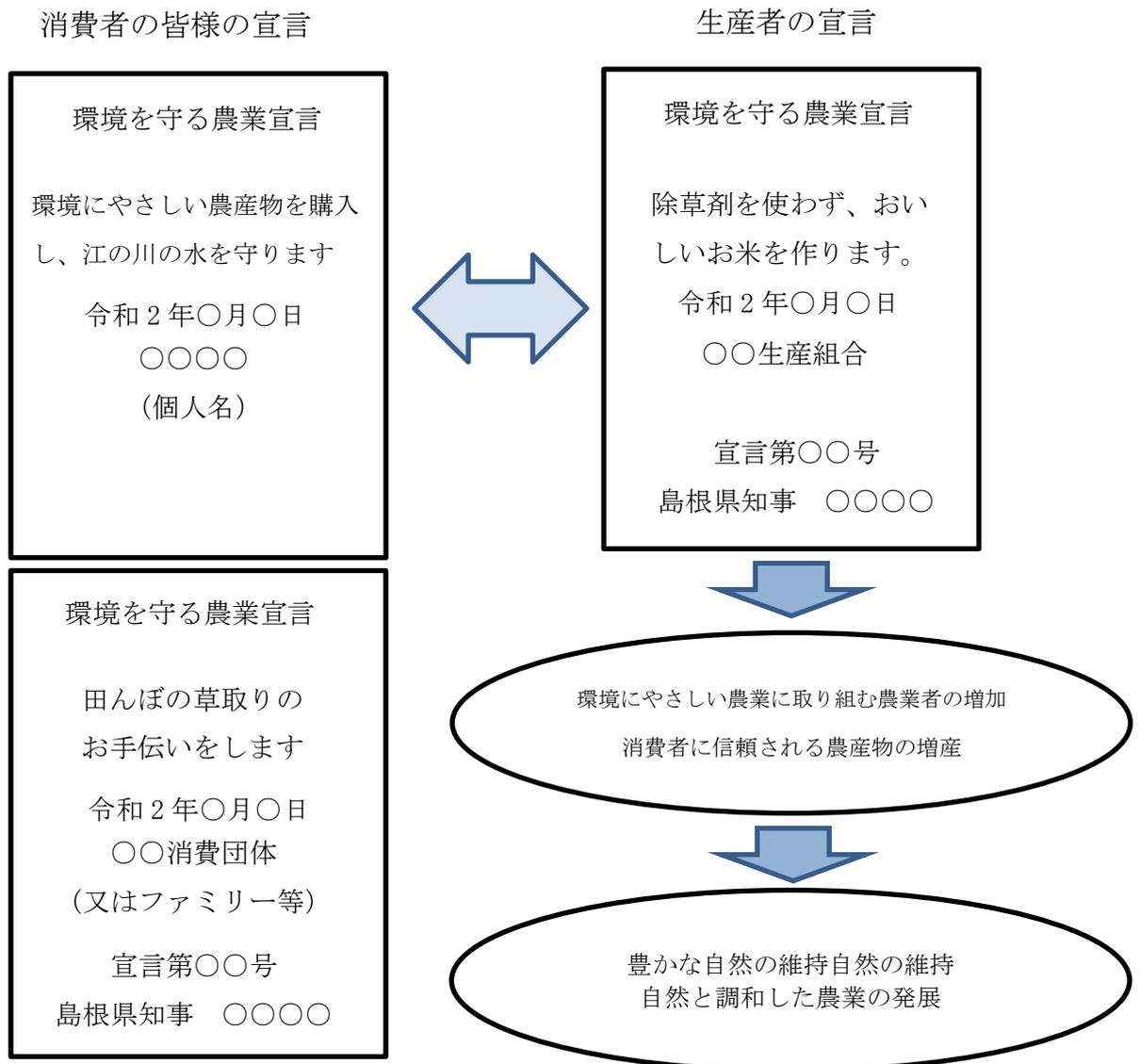
10万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

新鮮で安心・安全な農産物へのニーズが高まる中で、「持続性の高い農業生産方式の推進」と「有機栽培・減農薬栽培による高付加価値化」による農産物づくりを目指すために、「エコファーマー」「環境を守る農業宣言」を取得し、農産物の販売を目的に堆肥を使用した土づくり技術を導入した農業者を支援します。

- ・対象作物：野菜の畑作
- ・対象面積：耕作面積3a以上
- ・補助額：購入堆肥1tあたり2,000円以内(上限10aあたり3t)
- ・堆肥種類：パーク堆肥・牛糞堆肥・豚糞堆肥・鶏糞
- ・購入期間：令和2年1月1日～12月31日

### 「環境を守る農業宣言」について



## 地域自立の産業振興

### ■ 農業の6次産業化の推進 234万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

川本町の農業の維持・強化を図るため、生産（1次産業）のみならず、加工（2次産業）そして流通・販売（3次産業）を地域全体で総合的に取り組むことが必要です。

このため、生産基盤の強化を図りながら、民間経営体等を中心に高付加価値（有機等）の特産品を創出し、都市部への販路開拓・拡大による外貨獲得を図りながら所得向上、農業の持続的な発展と地域経済の活性化を目指します。

#### ●6次産業化推進補助金 200万円

町内の農林漁業者及び事業者が6次産業化に取り組まれる事業に対して補助します。

- ・ソフト事業 補助率：2/3 限度額：300千円
- ・ハード事業 補助率：1/2 限度額：1,000千円

### ■ 農業の担い手支援 1,341万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

#### ●川本町地域農業再生協議会への補助 40万円

川本町地域農業再生協議会では、関係機関が連携し、就農相談、経営相談など、農業の担い手の支援を行っています。この協議会の事業に対して補助を行います。

#### ●農地流動化（土地利用集積）助成 51万円

農地の有効活用、遊休農地化の防止、担い手の確保・育成のため、農地の流動化（貸借）の促進を図るため、農用地を借り受けた農業者（賃借権を設定した者）に対して助成金を交付します。

(ただし、流動化に関する他の支援事業を受けた場合は、対象外となります。)

(10aあたり)

区 分		認定農業者・農業生産法人	そ の 他
新規	3年以上6年未満	6,000円	6,000円
	6年以上	15,000円	
継続	3年以上6年未満	3,000円	3,000円
	6年以上	7,500円	

#### ●担い手農業生産支援事業 50万円

就農を希望するU・Iターン者に、エゴマをはじめとした各農業生産組織の担い手となっただけよう、組織の活性化と新規就農者の確保に取り組めます。

新規就農者の募集にあたっては、東京、大阪などで開催される就農相談会に参加し、川本町での就農をPRします。新規就農希望者は、地域おこし協力隊や産業体験の就農制度を活用しながら、川本町での就農を目指していきます。

●農業次世代人材投資資金 300万円

新規就農される方（就農時の年齢が45歳未満等要件有り）に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を給付します。

●農業経営安定事業補助金 700万円

認定農業者、集落営農組織の運営の安定を図り、認定農業者等の担い手が農地集積に取り組みやすい環境づくりを進めることによって耕作放棄地の増加の抑制を図ります。併せて、新たな集落営農編成の意向のある組織の支援体制づくりを図ります。

【補助要件】

認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人、集落営農組織、広域連携組織が農業機械を導入、更新したとき、または国県の補助事業を実施したときに費用の一部を補助

○事業期間：令和2年度～令和4年度

○対象者：認定農業者、集落営農法人

○補助金：農業機械の導入及び更新費用 1/2 上限2,000千円  
下限 300千円

国県の補助事業に対する費用 1/3 上限1,500千円

●生産基盤強化支援事業 200万円

米政策の見直しに伴い、水田における収益が見込める作物の導入が喫緊の課題となっています。また、農業経営においても、他の作物も栽培する多面的経営が注目されていることから、生産基盤の強化・拡大を図るためにハウスを整備することに対して支援を行い、農業者の所得向上と担い手確保・育成を図ります。

○事業の概要

- ・対象事業：ビニールハウス新設（ビニールハウスの面積1a以上が対象）
- ・補助対象者：町内の農地で農業を営む個人（新規も含む）、企業、集落営農組織とし、野菜、花き等を生産する者（水稻育苗のみは除く）
- ・補助率：事業費の1/2以内、予算の範囲内

■ 経営所得安定対策の実施

111万円

（産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636）

経営所得安定対策の普及推進のための活動や、対象作物の作付面積等の確認事務は「川本町地域農業再生協議会」で行い、そのための経費を助成します。



## ■ 人・農地問題解決加速化支援事業 10万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

高齢化の進行による後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域での農業の振興や農地の維持が難しくなっている中、力強い農業構造を実現していくために、各集落で農業を担う経営体の確保や生産基盤となる農地の集積について話し合いを行い、今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化する事業です。

- ・ 農業における人と農地に関わるアンケート調査
- ・ アンケート結果等を基にした農地図の作成
- ・ 作成した農地図を用いた農地利用についての話し合い
- ・ 話し合いの取りまとめ、検討会の開催

## ■ 畜産の振興 52万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

畜産農家の必要な経費を補助し、畜産運営の安定強化を図ります。



### ●畜産予防注射補助 5万円

4種混合ワクチンの予防接種に対し、1頭あたり500円を助成します。

### ●人工授精業務補助 12万円

受胎率並びに、生産意欲の向上を図るため、費用の一部を補助します。

### ●畜産共進会補助 8万円

優良和牛の育成を図るため、参加費用の一部を補助します。

### ●家畜診療対策協議会負担金 3万円

### ●繁殖雌牛更新助成金 24万円

繁殖牛の更新率を向上させるため、1頭当たり40,000円を助成します。

# 多面的機能支払事業

# 800万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

## 【農地維持支払交付金】

地域資源の基礎的保全活動等（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等）の多面的機能を支える共同活動を支援します。

## 【資源向上支払】

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

### 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

#### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

#### <政策目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [令和2年度まで]
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [令和2年度まで]

#### <事業の内容>

#### 1. 多面的機能支払交付金

- 農地維持支払**  
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同) <sup>※1</sup>	②資源向上支払 (長寿命化) <sup>※1,2</sup>	③農地維持支払 (共同) <sup>※1</sup>	④資源向上支払 (共同) <sup>※1</sup>	⑤資源向上支払 (長寿命化) <sup>※1,2</sup>	⑥資源向上支払 (長寿命化) <sup>※1,2</sup>
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：①、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要  
 ※2：①、②と併せて⑥の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用  
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

#### 2. 多面的機能支払推進交付金

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

#### 農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等





#### 資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等





実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

項目	説明	都府県		北海道	
		田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」を追加） ※「防災・減災力の強化」の中で「災害時における応急体制の整備」も対応可	400	320	400	320
		240	80	240	80
農村協働力の深化に向けた活動への支援	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	400	320	400	320
		240	80	240	80
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	1,000	700	1,000	700
		600	300	600	300
		80	40	80	40

項目	説明	都府県	北海道	交付金（定額）
		3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上	
広域化した活動組織への支援	広域活動組織の規模規模等に応じた交付額	4万円/年・組織	4万円/年・組織	4万円/年・組織
		8万円/年・組織	8万円/年・組織	8万円/年・組織
		16万円/年・組織	16万円/年・組織	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容 【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

# ■ 環境保全型農業直接支払事業

215万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

環境保全型農業直接支払は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な制度として、令和2年度から令和6年度の5ヵ年で第2期対策が実施されます。地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者を支援します。対象となる取り組みは、農薬の化学肥料、化学合成農薬5割低減の取り組みと組み合わせた「カバークロープ」、「炭素貯留効果の高い施肥の水質保全に資する施用」と化学肥料、化学合成農薬を使用しない「有機農業の取り組み」が対象となります。

環境保全型農業直接支払事業は、農業者グループ（法人等）による申請となり、川本町内では水稲、エゴマ、野菜等の品種で取組が可能です。

## 環境保全型農業直接支払交付金

### <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

### <政策目標>

- 土壌炭素貯留量の増加への貢献
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50%〔令和元年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること  
※指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ> 環境保全型農業直接支払交付金 → 環境保全型農業直接支払推進交付金



### <事業イメージ>

#### ▶ 全国共通取組



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロープの作付けや堆肥を施用する取組

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

#### ▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

	対象取組	交付単価*
全国共通取組	カバークロープ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組	※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります	

配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

## ■ 中山間地域等直接支払事業 2. 395万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

令和2年度から第5期対策（令和2年～令和6年）として実施される中山間地域等直接支払事業は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な制度として中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

農業生産活動を集落ぐるみで実施を検討されている地域等がありましたら、説明会も開催しますのでご参加いただきますようお願いいたします。

日本型直接支払のうち

### 中山間地域等直接支払交付金

#### <対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～令和元年度）を実施します。

#### <政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止 [平成27年度～令和元年度まで]

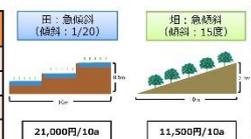
#### <事業の内容>

##### 1. 中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
- 担い手を支える地域の体制を強化するため、**モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）**を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



#### <事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）

② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算>

項目	10a当たり単価	
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援 ②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	地目にかかわらず 3,000円 田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

#### <地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目	10a当たり単価	
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

#### <事業の流れ>



※ 下線部は拡充内容

## ■ 有害鳥獣対策 523万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

### ●被害防止柵施設設置補助 190万円

サルやイノシシなど有害鳥獣による農林作物被害を未然に防止し、生産意欲の拡大・農作物を安定に出荷できるよう電気柵や防護柵等の設置に対し、資材購入費用の一部を助成します。（補助率1/2、上限5万円）  
※法人・企業・認定農業者等については上限30万円の補助上限額とします。

※鳥獣被害対策や電気柵等設置に伴う研修会を実施しますので、ぜひご参加ください。



研修会の様子



## ●集落ぐるみで取り組む対策 20万円

有害鳥獣対策には特効薬としての対策がなく、全国的にも苦慮している状況です。有害鳥獣（特にサル）等に対して、集落ぐるみで徹底した追い払いが効果的であると報告もあります。対策としては、ロケット花火より音が大きく、追い払い効果のある「動物駆逐用煙火花火」を使って個人からでも取り組める対策が有効です。動物駆逐用煙火を使うためには、指定された講習を受ける必要があります。

### ・ 集団被害防止対策事業補助金

モデル集落を選定し、被害防止策に取り組み他の集落へ集団的に取り組む効果的な方法等を実証することを目的として、資材等の経費を補助します。（補助率1/2、上限20万円）

## ●駆除の実施 304万円

有害鳥獣の被害が深刻な場合は、捕獲許可を出して有害鳥獣の駆除を行います。川本町猟友会のご協力のもと、4つの駆除班を編成し、駆除を実施しています。

### ・ 駆除班条件整備（21万円）

駆除班に加入している方を対象に、駆除に伴う事故に備えて、ハンター保険（銃の使用）及び施設賠償責任保険（わなの使用）の保険料を負担します。

### ・ 捕獲奨励金（283万円）

駆除班に対し、捕獲した鳥獣の種類に応じて奨励金を交付します。

- イノシシ 1頭につき10,000円（成獣）、5,000円（幼獣）
- サル 1頭につき20,000円（成獣）、10,000円（幼獣）
- シカ 1頭につき25,000円

### ・ 外来鳥獣対策

外来鳥獣（ヌートリア、アライグマ）については、川本町主催の講習会を受けることによって狩猟免許を持っていない方でも箱わなに限り捕獲することが出来ます。

～箱わなの貸し出し～

ヌートリア等外来鳥獣の被害が出ています。町では箱わなの貸し出しを行っています。被害にお困りの場合はご相談ください。



動物駆逐用煙火花火講習会の様子



研修会の様子



ヌートリア

## ●新規狩猟免許取得者補助金 9万円

有害鳥獣による農作物被害は増加傾向であり、狩猟者の増加を図るため、新規に狩猟免許を取得する方の試験費用を助成します。

- わな種（箱わな、くくりわな等） 3,900円
- 第1種（ライフル銃、散弾銃等） 5,200円
- 第2種（空気銃） 5,200円
- 事前講習会 6,000円



# 林業の振興

## ■ 林業の振興 1,067万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)



### ●町有林・町行分収造林等の管理 118万円

森林の多面的機能の維持と良質な木材生産を図るため、保育間伐を実施し、適正な森林管理を行います。

### ●島根県林業公社造林の管理 828万円

地面を覆う植物の種類を増やすことで生態系のバランスを良くすることや、土砂災害の発生を防ぐことを目的に、適正な森林管理を行います。

### ●人材の育成

#### (みどりの担い手育成事業) 43万円

林業労働者の雇用の確保、拡大と若年層の林業の担い手育成を目的として、林業事業の中心的役割を果たしている邑智郡森林組合に対し、担い手の方の社会保険料の一部を助成します。

### ●林業振興 22万円

林業振興に関連する各種団体に対し、会費・負担金等を支出します。



### ●緑のこだま事業 30万円

町内山林を適切な間伐等で保全管理を行った場合に出る林地残材を、バイオマスエネルギーの原料とし搬出する場合に町から助成を行っています。

スギやヒノキの林地残材を搬出し、指定されたチップ工場へ搬入した場合、チップ工場での買い取り価格1t当たりの金額に上乗せして、商工会商品券3,000円分を交付しています。

※出荷者は事前に登録が必要です。(申請書は産業振興課内にあります)

## ■ 森林環境整備事業 323万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理のために、林業経営の集約や市町村自ら経営管理を円滑に行うため、森林環境譲与税を財源に新たな森林管理制度（新たな森林管理システム）に取り組みます。

### ●制度概要

- ①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため、責務を明確化
  - ②森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が森林管理を受託
  - ③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
  - ④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理
- ※地域において設置する協議会において、上記項目の設定について判断します

### ●林業担い手育成支援 51万円

林業の担い手育成のためにチェーンソーを使用した伐木や搬出等の作業を安全に行うための研修会費用 など

### ●人材育成 180万円

林業事業者が人材育成に必要な高性能林業機械等のリース費用等の助成

### ●森林整備 92万円

下刈り、除伐等の所有者負担に対する助成、林地台帳整備 など

林業担い手育成研修会の様子  
(チェーンソーワーク)



# 商工業の振興

## ■ 商工業の振興と中心市街地の活性化 2,091万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

〈 地域経済を支える商工会 〉

川本町商工会では、経営や技術の改善、金融や新分野進出、税務申告など、経営指導員を中心に相談・指導を行い、事業者の皆さんの支援に努めています。また、小規模事業者持続化補助金制度等を活用し、経営に前向きな企業支援や、商店街の活性化に向けたさまざまな地域振興事業を行っています。

本年度は、事業承継、空き店舗対策及び経営革新や新規参入企業への支援等を実施し、商工業の振興と安定を図るために取り組んでいきます。これらの事業費の一部を補助しています。

※この事業は特別交付税 43 万円を活用しています。



新春講演会の様子

## ■ 商店経営改善支援 80万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

日本政策金融公庫の融資制度「小規模事業者経営改善資金貸付」又は島根県制度融資「小規模企業特別資金」の融資を受けた中小企業を対象に、実績に基づき利子補給を行い、金利負担の軽減を図ることにより経営安定化を支援します。

- 利子補給補助 … 年1%の利子相当額（5万円を上限）
- 利子補給期間 … 利子補給開始月から5年以内

## ■ 地域商業等支援事業 400万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

川本町内で空店舗等を活用した小売業・サービス業等の開店予定者に対して、開店に係る初期投資費用を支援します。また、川本町内で食料品、日用品の販売により、地域住民の買い物不便の助けとなる案件についても、改修費や備品購入費など初期投資費用の支援を行います。お気軽にご相談ください。

- ※ 補助率 一般枠：改修費等 1/2，家賃等 1/2 （補助限度額があります）  
買い物不便特別枠：改修費等 1/2，家賃等 1/2 （補助限度額があります）  
開業支援特別枠：改修費等 1/2，家賃等 1/2 （補助限度額があります）
- ※ この事業は、県の補助（200万円）を受けて行います。

## ■ 魅力ある商店街づくり支援

2, 264万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

魅力ある商店街づくりを目指し、商工活性化支援員を配置し、商工会等関係機関連携のもと、空き店舗を活用した起業や事業承継を促進し商店街の活性化を図ります。

また、今年度も引き続き、弓市内の空き店舗を対象に、ビジネスプランを提案する起業家を募る「弓市ビジネスチャレンジコンペティション」を開催し、起業家の誘致・育成と空き店舗活用の機運醸成を図ります。さらに、地域資源を活用した起業を促進するため、積極的に支援制度を活用し、商工業の担い手の育成を図ります。

\*この事業は特別交付税2,261万円を活用しています。



第2回弓チャレ最終審査会



第1回弓チャレ起業店舗



地域商業等支援事業活用店舗

※弓チャレは弓市ビジネスチャレンジコンペティションの略です。

# 観光の振興

## ■ 農林業振興施設の管理運営 2, 697万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

### 【道の駅 インフォメーションセンター かわもと】

道の駅インフォメーションセンターかわもとは、町内の野菜や加工品などの販売拠点や情報発信拠点として地域活性化を図っており、お客様にとってより利用しやすい施設となるよう運営を行います。

今年度末で指定管理期間が満了することに伴い、次年度からの指定管理者の募集を行います。

指定管理者：株式会社ドリームかもん  
施設管理費：600万円



道の駅インフォメーションセンターかわもと



### 【湯谷温泉 弥山荘】

湯谷温泉弥山荘は、町内唯一の温泉施設です。町民はもちろん、町外からの利用者も多く、お客様の癒やし場、交流の場となるように運営を行います。イベントの定期開催やオリジナル商品の開発なども行い、積極的に情報発信を行います。

今年度末で指定管理期間が満了することに伴い、次年度からの指定管理者の募集を行います。

指定管理者：地域活性化センターかわもと  
施設管理費：1, 749万円

### 【笹遊里公園】

笹遊里公園は、グランドゴルフやバーベキューなど幅広い年代で楽しむことができる施設です。また、コテージなど宿泊施設を活用した田舎ツーリズムの拠点施設として交流人口の拡大を目指します。

今年度末で指定管理期間が満了することに伴い、次年度からの指定管理者の募集を行います。

指定管理者：株式会社キムラ農産  
施設管理費：495万円



笹遊里のコテージ

## ■ 観光振興の強化 2,754万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

町観光協会と連携し、自然や歴史、郷土芸能などの地域資源の活用、町内の観光施設や観光事業者の活性化を促進し、観光客の誘致を図ります。昨年度は、旧JR三江線石見川本駅を活用したイベントの開催や、江の川流域での広域観光に取り組んでいます。さらなる地域資源の活用と交流人口拡大に取り組んでいきます。 ＊この事業は特別交付税2,700万円を活用しています。



レールバイク祭り（駅舎風景）



春の妖精イズモコバイモ

## ■ 広島地区等への観光情報の発信 72万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

広島地区は観光客誘致のために重要な地域であり、島根県及び県内市町村が連携し、イベントへの参加、メディアでの広報、パンフレットの配布等によりPRを行っています。毎年1月に行われる「島根ふるさとフェア」では15万人近くの来場者があり、特産品の販売を通じて情報発信を行っています。また、姉妹都市縁組の坂町でも川本町の特産品を積極的にPRし、好評を得ています。



← 島根ふるさとフェア  
出展風景

→ 天皇杯全国都道府県  
対抗男子駅伝応援風景



## ■ イベント実行委員会への補助 80万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

2020ええなあまつりかわもと	7月下旬開催予定	(実行委員会により決定)
第44回川本町産業祭	11月上旬開催予定	(実行委員会により決定)
輝け11しまね町村フェスティバル	10月上旬開催予定	(松江市で開催)

江の川に打ち上がる迫力満点の花火や、石見神楽、江川太鼓などの郷土芸能によるステージがある「ええなあまつりかわもと」。川本町の人・食・文化に出会い、郷土芸能にも触れ合える「川本町産業祭」。これらイベントの情報発信に必要なポスター、チラシ等の経費の補助を行います。



2019 ええなあまつりかわもと



第43回川本町産業祭



## 第 2 章

# 基盤整備

～便利で快適に暮らせる基盤が整うまち～

<b>住宅整備</b>	
公営住宅の維持管理	29
定住促進住宅整備事業	29
住まいづくり応援事業	29
<b>道路等整備</b>	
町道（農林道）の維持管理	31
町道三原古市線道路新設事業	32
町道中倉日向線道路改良事業	32
農道保全対策事業	32
県道改良工事	33
農地耕作条件改善事業（三原・因原地区）	33
農業水路等長寿命化・防災減災事業（田窪地区）	33
<b>上下水道</b>	
簡易水道事業（特別会計）	34
農業集落排水処理事業（特別会計）	35
合併処理浄化槽設置事業	36
飲料水供給施設整備事業	36
<b>治水対策・災害復旧</b>	
治水対策事業	37
災害復旧事業	37

## 住宅整備

### ■ 公営住宅の維持管理 5,088万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

公営住宅の修繕や維持管理に必要な経費です。現在入居している方や、新たに入居を希望される方に対し、快適な住宅を提供できるよう努めています。

また、住環境を整備するため、計画的に公営住宅の改修工事をおこないます。公営住宅の維持管理は、入居者の住宅使用料を受けておこなっています。

※改修工事については、国の交付金(1,540万円)を活用して実施します。

### ■ 定住促進住宅整備事業 6,245万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

川本町では定住人口の増加を目指して、定住促進住宅の整備を計画的に進めています。

入居申込などの詳細は町のホームページやチラシ等でお知らせします。

※ この事業は県補助金714万円、町債4,120万円を活用して実施します。



因原地区定住促進住宅(令和元年度建設)

### ■ 住まいづくり応援事業 2,717万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

定住に欠かせない良質な住まいの充実を図るため、既存制度の拡充に加え様々なかたちで新たな住まいづくりを応援します。各制度についての詳細はまちづくり推進課までお問い合わせ下さい。

※ これらの事業は、県補助金575万円、町債820万円等を活用して実施します。

#### ① 住宅購入助成

定住される方が住宅を新築された場合、または中古住宅を購入した場合に、建築費や購入費用の一部を助成します。また、子どもの数等に応じて項目数ごとに加算があります。

(加算条件)

- A. 同居で扶養している中学生以下の子どもの人数
- B. 世帯主が45歳未満
- C. 建築を町内業者が施工

## ■助成額

### 【新築】

建築費用の1/10（上限50万円）＋加算額（A＋B＋C）×25万円（上限50万円）

※ Cの加算額については、本社が町内にある場合は25万円、その他は15万円に減額  
＜土地を購入、購入後に既存建物を解体撤去して新築する場合＞

・土地購入費の1/2（上限50万円）

・解体撤去費の1/2（上限50万円）

### 【中古住宅購入】

建築費用の1/20（上限50万円）＋加算額（A＋B）×25万円（上限50万円）

## ② リフォーム助成（中古住宅購入の場合）

中古住宅購入後のリフォーム費用の1/2（上限250万円）を助成します。

## ③ 空き家改修助成

空き家を改修して賃貸を行う所有者を対象に助成制度があります。

【改修工事分】 改修費の1/2（上限350万円） ※耐震診断を受けることが要件です。

【家財撤去費】 家財撤去、ハウスクリーニング費用の全額（それぞれ10万円が上限）

※ 空き家の活用促進のため、空き家バンクの登録を行う場合はそれぞれ上限が20万円になります。

## ④ Uターン住宅改修助成

町外に居住する親族がUターンして同居をする際に必要となる家屋のリフォーム経費を助成します。

※ 川本町に転入する前後1年間以内に申請が必要です。

■助成額 1/2補助（補助上限額 100万円）

■助成要件 Uターンされる方の年齢が35歳以下

## ⑤ 民間住宅整備助成

定住促進向け賃貸住宅を整備し運営する民間事業者に対し、工事費等の一部を助成します。

■助成額 1戸（1部屋）あたりの建築費用の1/2

※ 補助上限 単身用：300万円/戸 世帯用：600万円/戸

（当初予算には計上していませんので、整備を予定されている方はお問い合わせください。）

# 道路等整備

## ■ 町道（農林道）の維持管理

1億520万円

(地域整備課 管理整備係 Tel. 72-0637)

### ●維持管理 1,070万円

落石、倒木等災害時に対応するための年間を通じた維持管理業務、修繕に伴う補修材料費や機械の維持管理に必要な経費です。草刈については毎年地元自治会のご協力により行っています。



道路改良 町道半部住宅線

### ●維持工事 11,068万円

- ・側溝及び舗装の修繕工事、安全施設等の工事 1,120万円
- ・除草工事〔町道・林道・農道〕 703万円
- ・防災・安全社会資本整備事業（落石対策）調査設計 9,245万円

※この落石対策事業は、国の補助5,355万円と町債3,890万円を活用して実施します。



落石対策 町道三原三谷線

### ●道路橋の修繕 2,000万円

道路法の改定により、町道橋の定期点検が5年に1回義務化され、今年度より2巡目の点検を開始します。それらの点検結果をもとに、年次修繕計画を策定し、橋の修繕工事を実施します。

- ・橋梁の定期点検 25橋 (500万円)
- ・橋修繕設計業務 1橋 (500万円)
- ・橋修繕工事 1橋 (1,000万円)

※この事業は国の補助1,309万円と町債550万円を活用して実施します。



町道長光寺線 亀屋橋(カメヤバシ)

### ●除雪作業 1,069万円

道路の積雪量が20cmを越えたときに委託業者により除雪作業を行い、冬季の安全な道路交通網の確保に努めます。迅速な除雪作業に心がけますが、積雪量等により早い箇所、遅い箇所があります。緊急の場合には所有者に無断で倒木の伐採・撤去を行う事がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

## ■ 町道三原古市線道路新設事業 7,185万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

県道温泉津川本線と三原地区の工場用地を結ぶ新規道路として改良工事を行います。

この新規路線を整備することにより、大型車両の乗入れが容易になることはもとより、地域産業の活性化を図ります。事業内容として、総延長約L=850m・全幅W=7mの新設道路を、平成29年度より工事着手し、令和2年度より供用を開始しています。

本年度は、残土場の整備を実施します。引き続き、通行規制等でご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

※この事業は国の補助4,165万円と

町債3,020万円を活用して実施します。



町道三原古市線

【(株)三協工場より起点側】

## ■ 町道中倉日向線道路改良事業 7,185万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町内唯一の行き止まり路線である町道中倉日向線を、中倉(西中倉)から日向(町道日向犬ヶ谷線)へ接続することにより、災害時等における孤立集落の解消を図ります。総延長L=1,040mを道路改良しており、平成29年度末で中倉から日向への接続が完了しました。平成30年度以降法面工事・側溝・舗装工事を実施し早期完了を目指します。

また、工事期間中は通行規制等でご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

※この事業は国の補助4,165万円と町債3,020万円を活用して実施します。



町道中倉日向線

## ■ 農道保全対策事業 750万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

平成25年度より大邑農道の保全対策事業を実施しています。今年度は大邑3工区農道、三俣地区の舗装修繕工事を行います。

※この事業は、県の交付金事業として行われ、費用の一部を川本町(750万円)が負担します。

また町債750万円を活用して実施します。



大邑3工区農道(法面・舗装修繕)

## ■ 県道改良工事

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

### ● 県道川本波多線 (多田～港間)

今年度はトンネル工事関連として、照明設置及び道路工事が行われます。



県道川本波多線 多田トンネル (多田地内)

### ● 県道川本波多線 (川本工区歩道設置)

川本大橋側道橋から川本中央駐車場間における歩道拡幅工事が行われ令和2年度の完成予定です。

### ● 県道川本大家線 (谷戸工区)

三俣から谷戸間における堀割区間の道路改良工事について、今年度は橋梁上部工・道路工事・舗装工事が行われ令和2年度の完成予定です。



県道川本大家線 橋梁 (谷戸地内)

### ● 県道温泉津川本線 (川下工区)

田原地内の急カーブ連続箇所線の線形改良を行います。今年度は用地測量及び橋梁設計を行います。

※これらの事業は、県の交付金事業として行われ、町の負担はありません。

## ■ 農地耕作条件改善事業 (三原・因原地区) 2,830万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を行います。

三原・因原地区を2ヵ年計画にて整備し、平成31年度は揚水ポンプ整備と測量設計業務を行い、今年度は、主に三原地区の測量設計業務や三原・因原地区のほ場整備工事を行います。

※この事業は国・県の補助1,960万円と地元負担金・町負担870万円にて行います。



## ■ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (田窪地区) 360万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

平成30年7月の西日本豪雨災害を受け、防災重点ため池の選定基準が改定されました。これにより、川本町では2箇所を防災重点ため池に選定しました。選定された、2箇所のため池を、豪雨に備え修繕等を実施します。

今年度は、その内1箇所の測量設計業務を行います。

※この事業は国・県の補助252万円と地元負担金・町負担108万円にて行います。



田窪地区 ため池

# 上下水道

## ■ 簡易水道事業（特別会計） 1億7,063万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

町民の皆さんの健康で快適な暮らしを支えるため、安全な水道水を安定して供給するための事業を行います。令和2年3月31日現在の川本町の水道普及率は88.2%です。

### ●水道メーターの取替 263万円

水道使用料を適正に計算するため、8年ごとに水道メーターを取り替えています。今年度は、平成24年度に購入した水道メーター（248個）を対象に取り替えを行います。

### ●水道水の水質検査 648万円

安全で清潔な水道水を供給するため、毎月1回の定期検査をはじめ、原水と浄水の51項目の検査を行い、水質の管理を行います。

### ●水道施設の維持管理費 1,386万円

水道施設の維持管理費用と漏水修理などの経費を計上しています。

### ●固定資産台帳作成・評価業務 596万円

令和6年度からの公営企業会計適用に向け、水道施設の固定資産台帳の作成と資産評価を行う経費を計上しています。

### ●施設改良工事 4,048万円

- ・ 因原地区水道管布設替工事 903万円
- ・ 久座仁～多田間配水管布設工事 2,269万円
- ・ 三原水源地滅菌装置更新工事外 585万円
- ・ 多田トンネル工事に伴う水道管撤去工事 291万円



### ●水道施設建設費などの償還 5,986万円

水道管の敷設や水源地などの水道施設を建設するために過去に借り入れたお金の償還費を計上しています。

元金：5,103万円

利子：883万円

### ●水道基金の積立 210万円

水道施設の建設費、水道メーターの更新に備え、水道使用料などを基金（貯金）として積立を行っています。令和元年度末の基金残高（見込み）は5,512万円です。

## ●その他運営経費 3,926万円

水道の検針、水道使用料の管理に必要な事務費や担当職員の人件費、水道料金システムの保守料、水道検針委託費などを計上しています。

※簡易水道事業は、町の一般会計からの支出（3,431万円）のほか、水道加入者の皆さんの水道使用料（7,923万円）を受けて運営しています。

### ☆☆☆ 水道施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆

水道の検針は2ヶ月に1度偶数月に行っています。宅内漏水は、検針時にある程度確認できますが、次の検針時まで確認することはありません。各家庭において、家庭内の全ての蛇口等を閉められた後、量水器ボックス内の水道メーターの中にある小さな風車（パイロット）を確認し、回っている場合は宅内漏水の疑いがありますので、早急に水道工事業者（川本町指定給水装置工事事業者）へ連絡してください。



### ☆☆☆ 漏水時における水道料金の減免について ☆☆☆

宅内において漏水があった場合、要件を満たしている場合に限り水道料金の減免が受けられます。（減免申請書の提出が必要です。）

## ■ 農業集落排水処理事業（特別会計） 5,532万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

農業集落排水処理事業は、農業振興地域において農業用用水を含めた地域の水質保全と生活環境の向上を図ることを目的とした汚水処理事業です。川本町では、三原地区において平成14年5月から供用開始しています。令和2年3月31日現在、対象戸数239戸のうち、195戸の方が利用されています。



中継ポンプ制御盤

## ●施設の維持管理 903万円

処理場、中継ポンプ場（30箇所）などの施設の電気料、機器の保守管理に必要な経費を計上して、良好な管理に努めています。

## ●固定資産台帳作成・評価業務 399万円

令和6年度からの公営企業会計適用に向け、水道施設の固定資産台帳の作成と資産評価を行う経費を計上しています。

## ●施設建設費の償還 4,139万円

施設を建設するために過去に借り入れたお金の償還費を計上しています。

## ●集落排水基金の積立 2万円

集落排水処理施設における大型処理機器の更新に備え、加入分担金と基金積立による利息分を毎年積立しています。令和元年度末の基金残高（見込み）は5,351万円です。

## ●その他事務費 89万円

汚泥の引き抜き手数料や集落排水使用料の納付手数料などの事務費を計上しています。

※農業集落排水処理事業は、町の一般会計からの支出（4,245万円）のほか、加入者の皆さんの使用料（867万円）を受けて運営しています。

### ☆☆☆ 農業集落排水処理施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆

下水道には、紙オムツやウェットティッシュ、生ゴミ、たばこ、油など流さないでください。下水管の詰まり、中継ポンプの故障や清掃回数が増加などで維持管理費が増加します。利用者皆様の施設です。大切に使用しましょう。

## ■ 合併処理浄化槽設置事業 642万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境を保全すること、また、公衆衛生の向上を図ることを目的として、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。平成23年度に公共下水道の計画を廃止し、合併浄化槽の普及を図るため、町独自に補助金の上乗せを実施しております。

※この事業は、国の補助3分の1（119万円）と過疎対策事業債（280万円）にて実施します。

設置費補助額は次のとおりです。

5人槽	1基当たり	580,000円
7人槽	1基当たり	785,000円
10人槽	1基当たり	1,120,000円

※ 住居で使用される浄化槽が補助の対象です。

店舗等と共用して使用される場合は住居部分が対象となります。

10人槽は2世帯住宅が対象です。

※ 町内業者が施工した工事が対象です。

## ■ 飲料水供給施設整備事業 200万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

水道未給水地域の格差を無くすため、水道の未給水世帯を対象に、井戸などの設置費用の一部を補助します。

設置費用の3分の2（上限100万円）

# 治水対策・災害復旧

## ■ 治水対策事業

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

〔土地利用一体型水防災事業〕

瀬尻・久料谷地区について、今年度は各種調査が行われます。また、「日向、谷、谷戸、因原地区」の早期事業着手に向け、国及び県に要望を行います。

## ■ 災害復旧事業

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

### ◎災害復旧事業採択基準

- ・ 公共災害復旧事業(道路・河川) 1箇所工事費60万円以上
- ・ 農地災害復旧事業(田・畑) 1箇所工事費40万円以上
- ・ 農業用施設災害復旧事業(水路・農道等) 1箇所工事費40万円以上
- ・ 林地崩壊防止事業(人家の裏山崩壊) 1箇所工事費(国200万円・県100万円以上)

### ◎災害復旧事業の地元負担金(個人負担金)について

- ・ 災害復旧を行うために、一部の事業について地元負担金が発生します。
- ・ 農地災害復旧事業(田・畑): 事業費の5%
- ・ 農業用施設災害復旧事業(水路・農道等): 事業費の5%
- ・ 林地崩壊防止事業(家屋の裏山崩壊): 事業費の15%



農地災害 畦畔 復旧前



農地災害 畦畔 復旧後



# 第 3 章

## 生活環境

～安心して暮らしやすい生活環境のまち～

## 交通対策

生活バス路線の確保対策	41
石見交通「バスカード」購入費助成	41
三江線沿線バスマップ・時刻表	42
デマンド型交通「まげなタクシー」運行等経費	46
タクシー利用助成事業	46
高齢者フリーパス事業	46

## 地域情報網の活用

地域情報通信（F T T H）事業	47
-------------------	----

## 消防・防災

水防活動	48
堤防施設（樋門など）の操作委託	48
災害への備え	49
消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営	50

## 治山対策

地すべり対策事業	51
治山事業	51
砂防事業	51

## 交通安全・防犯

交通安全の推進	52
犯罪防止の推進	53

## 環境・衛生対策

ごみ処理施設の運営	54
ごみの減量化対策	54
ごみ分別アプリサービス	55
環境保全事業	56
地域温暖化防止対策	56
堤防の除草	56
都市公園の維持管理	56

## 交通対策

### ■ 生活バス路線の確保対策 1,459万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

マイカーの利用や過疎化により、公共交通機関の利用人数が減少し、運行確保が難しい状況となっています。通院、通学など、生活に必要なバス路線を確保するため、国・県・市町村で民間バス事業者に対して運行経費を負担して、各路線の安定した運行を確保します。

平成30年4月1日からは、三江線に代わる新たな公共交通として、江津川本線（石見交通株式会社）、川本美郷線（大和観光株式会社）のバス運行が始まり、通学や通院で多くの方が利用されています。一人でも多くの皆さんにご利用いただき、地域の身近な公共交通を守っていきましょう。

※ この事業は、県の生活交通確保対策交付金を受けて実施します。

また、江津川本線・川本美郷線については、運行会社が国庫補助金の交付を受けています。

#### □ 運行経費負担 対象路線

- ・ おおなんバス（邑南川本線） 石見川本 ～ 邑南町三坂口
- ・ 石見交通（川本線） 大田バスセンター ～ 石見川本
- ・ 石見交通（江津川本線） 江津済生会病院（江津高校） ～ 石見川本
- ・ 大和観光（川本美郷線） 石見川本 ～ 浜原（上野）

#### □ 各バス路線のお問い合わせ先

- ・ 川本線 : 0854-82-0662 (石見交通大田営業所)
- ・ 江津川本線 : 0855-52-0800 (石見交通江津案内所)
- ・ 川本美郷線 : 0855-82-2252 (大和観光株式会社)

### ■ 石見交通「バスカード」購入費助成 13万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

石見交通路線バスで利用できる「バスカード」購入費用を助成します。

【対象者】① 川本町在住の65歳以上の方（半額助成）

② 川本町在住の65歳以上で運転免許証を自主返納された方（8割助成）

※①・②の申請には、領収書が必要です。

バスカードは以下の町内店舗で買うことができます。

現金で支払うよりもお得ですので、ぜひご利用ください。

①かないや

②インフォメーションセンターかわもと

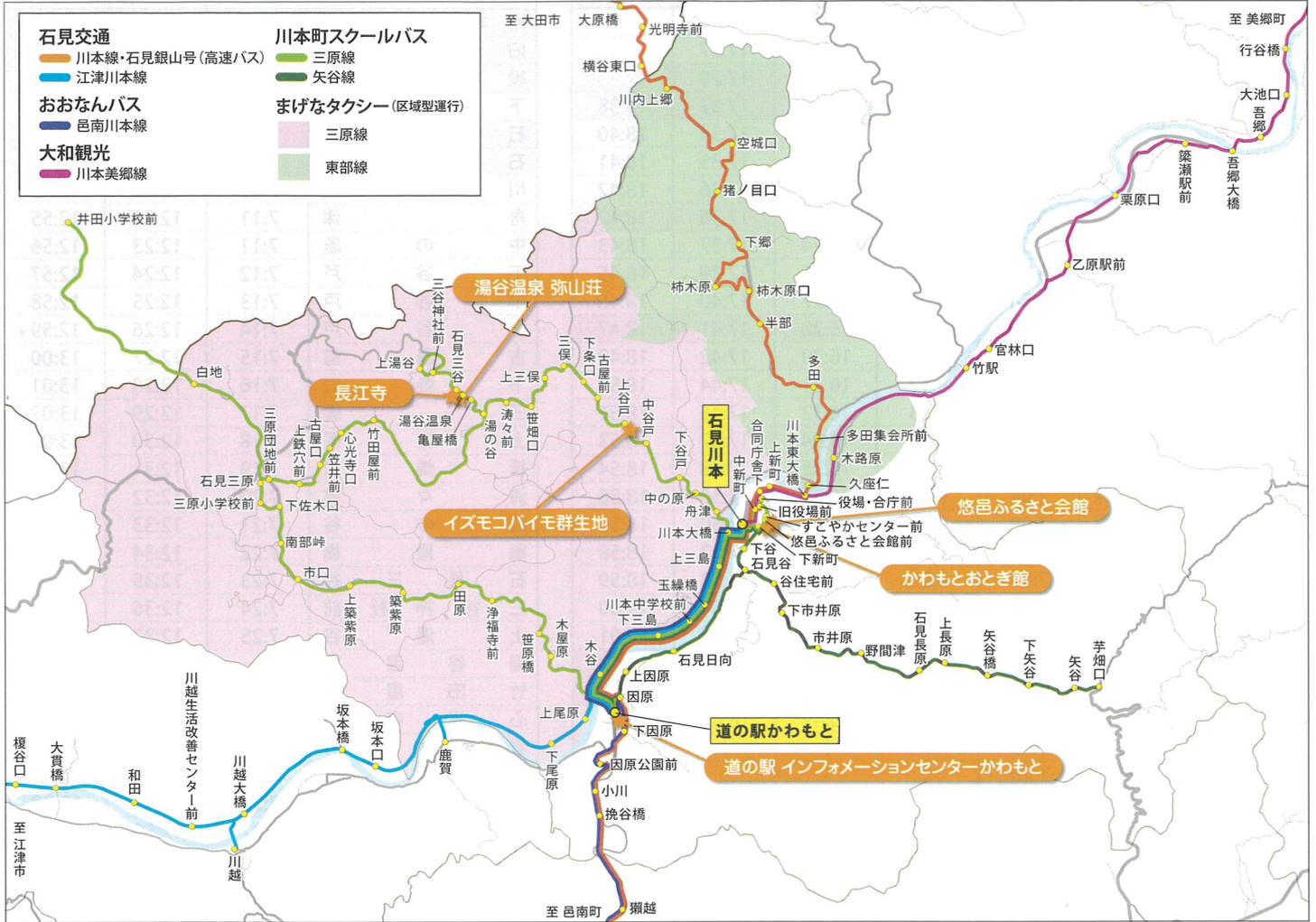
(運転免許返納者について)

警察署から発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」の提示が必要です。

# 三江線沿線バスマップ・時刻表

## 川本町

令和2年4月1日現在



【お問い合わせ】 川本町役場 まちづくり推進課 0855-72-0634

### 川本線・石見銀山号(高速バス) [石見交通]

※距離に応じて運賃が変わります

大田バスセンター→石見川本・広島新幹線口				
	川本線	銀山号	川本線	銀山号
大田バスセンター	6:53	7:30	10:30	15:10
大田市立病院	7:05	7:39	10:42	15:22
川内上郷	7:42	↓	11:23	16:03
空城口	7:45	↓	11:26	16:06
猪ノ目口	7:46	↓	11:27	16:07
下郷	7:47	↓	11:28	16:08
柿木原	7:50	↓	11:31	16:11
柿木原口	7:52	↓	11:33	16:13
半部	7:53	8:19	11:34	16:14
多田	7:56	↓	11:37	16:17
多田集会所前	7:57	8:23	11:38	16:18
久座仁	7:59	↓	11:40	16:20
川本東大橋	7:59	↓	11:40	16:20
上新町	8:00	↓	11:41	16:21
合同庁舎下	8:01	8:26	11:42	16:22
中新町	8:01	↓	11:42	16:22
石見川本	8:02	8:28	11:43	16:23
川本中学校前		8:31		17:01
道の駅かわもと		8:35		17:05
広島バスセンター		10:22		18:52
広島新幹線口		10:34		19:04

広島新幹線口・石見川本→大田バスセンター					
	川本線	銀山号	川本線	銀山号	川本線
広島新幹線口		10:00			14:55
広島バスセンター		10:15			15:10
道の駅かわもと		12:02			16:57
川本中学校前		12:06			17:01
石見川本	8:21	12:09	12:15	16:35	17:04
中新町	8:22	↓	12:16	16:36	↓
合同庁舎下	8:22	12:11	12:16	16:36	17:06
上新町	8:23	↓	12:17	16:37	↓
川本東大橋	8:24	↓	12:18	16:38	↓
久座仁	8:24	↓	12:18	16:38	↓
多田集会所前	8:26	12:14	12:20	16:40	17:09
多田	8:27	↓	12:21	16:41	↓
半部	8:30	12:18	12:24	16:44	17:13
柿木原	8:31	↓	12:25	16:45	↓
柿木原口	8:33	↓	12:27	16:47	↓
下郷	8:36	↓	12:30	16:50	↓
猪ノ目口	8:37	↓	12:31	16:51	↓
空城口	8:38	↓	12:32	16:52	↓
川内上郷	8:41	↓	12:35	16:55	↓
大田市立病院	9:22	12:58	13:16		17:53
大田バスセンター	9:33	13:07	13:27		18:02

※川本線については、4/16より記載の時刻に変更し運行します。

※一部のバス停のみ掲載しています。

# 三原線〔川本町スクールバス〕

一律200円

## 三原線（木谷經由）

運 行 日	平日運行 (土日祝運休)	通 年			平日運行 (土日祝運休)	3/1~11/30 のみ運行
行 先	旧役場前	旧役場前	石見川本	石見川本	石見川本	石見川本
経 由	因原・井田	因原・三原	因原・三原・白地	因原・三原・白地	因原・三原・白地	因原・三原・白地
悠邑ふるさと会館前			16:15	17:26		
すこやかセンター前			16:16	17:27		
石見川本着			16:18	17:29		
石見川本発	6:50	9:00	16:19	17:32	18:38	
川本大橋	6:52	9:02	16:21	17:34	18:40	
上三島	6:53	9:03	16:22	17:35	18:41	
玉繰橋	6:54	9:04	16:23	17:36	18:42	
川本中学校前	6:54	9:04	16:23	17:36	18:42	
下三島	6:55	9:05	16:24	17:37	18:43	
木谷	6:57	9:07	16:26	17:39	18:45	
因原	6:58	9:08	16:27	17:40	18:46	
道の駅かわもと	6:59	9:09	16:28	17:41	18:47	
木谷	7:00	9:10	16:29	17:42	18:48	
木屋原	7:02	9:12	16:31	17:44	18:50	
笹原橋	7:03	9:13	16:32	17:45	18:51	
浄福寺前	7:05	9:15	16:34	17:47	18:53	
田原	7:06	9:16	16:35	17:48	18:54	
築紫原	7:08	9:18	16:37	17:50	18:56	
上築紫原	7:08	9:18	16:37	17:50	18:56	
市口	7:10	9:20	16:39	17:52	18:58	
南部峠	7:11	9:21	16:40	17:53	18:59	
下佐木口	7:12	9:22	16:41	17:54	19:00	
三原小学校前	7:13	9:23	16:42	17:55	19:01	
石見三原着	7:14	9:24	16:43	17:56	19:02	
石見三原発	7:14	9:25	16:44	17:57	19:03	
白地	7:19	↓	16:49	18:02	19:08	
井田小学校前着	7:25	↓	↓	↓	↓	
井田小学校前発	7:28	↓	↓	↓	↓	
白地	7:34	↓	16:49	18:02	19:08	
三原団地前	7:38	9:26	16:53	18:06	19:12	
上鉄穴前	7:38	9:26	16:53	18:06	19:12	
古屋口	7:39	9:27	16:54	18:07	19:13	
笠井前	7:40	9:28	16:55	18:08	19:14	
心光寺口	7:40	9:28	16:55	18:08	19:14	
竹田屋前	7:41	9:29	16:56	18:09	19:15	
亀屋橋	7:46	9:34	17:01	18:14	19:20	
石見三谷	7:47	9:35	17:02	18:15	19:21	
三谷神社前	7:48	9:36	17:03	18:16	19:22	
上湯谷	7:49	9:37	17:04	18:17	19:23	
湯谷温泉	↓	9:41	↓	↓	↓	
湯の谷	7:54	9:43	17:09	18:22	19:28	
涛々前	7:55	9:44	17:10	18:23	19:29	
笹畑口	7:56	9:45	17:11	18:24	19:30	
上三俣	7:57	9:46	17:12	18:25	19:31	
三俣	7:58	9:47	17:13	18:26	19:32	
下条口	7:59	9:48	17:14	18:27	19:33	
古屋前	8:00	9:49	17:15	18:28	19:34	
上谷戸	8:01	9:50	17:16	18:29	19:35	
中谷戸	8:02	9:51	17:17	18:30	19:36	
下谷戸	8:03	9:52	17:18	18:31	19:37	
中の原	8:03	9:52	17:18	18:31	19:37	
舟津	8:04	9:53	17:19	18:32	19:38	
川本大橋	8:05	9:54	17:20	18:33	19:39	
石見川本着	8:07	9:56	17:22	18:35	19:41	
石見川本発	8:08	9:57				
下新町	8:09	9:58				
悠邑ふるさと会館前	8:11	9:59				
すこやかセンター前	8:12	10:01				
役場・合庁前	8:13	10:02				
旧役場前	8:14	10:03				

## 三原線（三谷經由）

運 行 日	通 年			平日運行 (土日祝運休)	土日祝運行 (平日運休)
行 先	旧役場前	旧役場前	旧役場前	旧役場前	旧役場前
経 由	三谷・因原	三谷・白地・因原	三谷・白地・因原	三谷・白地・因原	三谷・白地・因原
川本中学校前				12:45	
旧役場前			12:15	12:50	
役場・合庁前			12:16	↓	
下新町			12:18	12:51	
石見川本着			12:19	12:52	
石見川本発	7:08	12:20	12:53		
川本大橋	7:10	12:22	12:55		
舟津	7:11	12:22	12:55		
中の原	7:11	12:23	12:56		
下谷戸	7:12	12:24	12:57		
中谷戸	7:13	12:25	12:58		
上谷戸	7:14	12:26	12:59		
古屋前	7:15	12:27	13:00		
下条口	7:16	12:28	13:01		
三俣	7:17	12:29	13:02		
上三俣	7:18	12:30	13:03		
笹畑口	7:19	12:31	13:04		
涛々前	7:20	12:32	13:05		
湯の谷	7:21	12:33	13:06		
亀屋橋	7:22	12:34	13:07		
石見三谷	7:23	12:35	13:08		
三谷神社前	7:24	12:36	13:09		
上湯谷	7:25	12:37	13:10		
湯谷温泉	↓	12:41	13:14		
竹田屋前	7:34	12:47	13:20		
心光寺口	7:35	12:48	13:21		
笠井前	7:35	12:48	13:21		
古屋口	7:36	12:49	13:22		
上鉄穴前	7:36	12:49	13:22		
三原団地前	7:37	12:50	13:23		
白地	↓	12:54	13:27		
石見三原着	7:38	12:59	13:32		
石見三原発	7:39	13:00	13:33		
三原小学校前	7:40	13:01	13:34		
下佐木口	7:41	13:02	13:35		
南部峠	7:42	13:03	13:36		
市口	7:43	13:04	13:37		
上築紫原	7:44	13:05	13:38		
築紫原	7:45	13:06	13:39		
田原	7:47	13:08	13:41		
浄福寺前	7:48	13:09	13:42		
笹原橋	7:50	13:11	13:44		
木屋原	7:51	13:12	13:45		
木谷	7:53	13:14	13:47		
因原	7:54	13:15	13:48		
道の駅かわもと	7:55	13:16	13:49		
木谷	7:56	13:17	13:50		
下三島	7:58	13:19	13:52		
川本中学校前	7:59	13:20	13:53		
玉繰橋	7:59	13:20	13:53		
上三島	8:00	13:21	13:54		
川本大橋	8:01	13:22	13:55		
石見川本着	8:03	13:24	13:57		
石見川本発	8:04	13:25	13:58		
下新町	8:05	13:26	13:59		
悠邑ふるさと会館前	8:07	13:28	14:01		
すこやかセンター前	8:08	13:29	14:02		
役場・合庁前	8:09	↓	↓		
旧役場前	8:10	13:30	14:03		

# 矢谷線 [川本町スクールバス]

一律200円

## 矢谷方面 (下り)

運行日	平日運行 (土日祝運休)							3/1~11/30 のみ運行
行先	芋畑口	因原	芋畑口			因原	芋畑口	芋畑口
経路	日	向	石見川本			日	向	石見川本
因原			11:51				17:41	
道の駅かわもと			11:52				17:42	
木谷			11:53				17:43	※学休日
下三島			11:55				17:45	運休
川本中学校前			11:56				17:46	18:46
玉繰橋			11:56				17:46	18:46
上三島			11:57				17:47	18:47
川本大橋			11:58				17:48	18:48
石見川本着			12:00				17:50	18:50
石見川本発	7:03	11:40	12:00	14:10	16:25	17:30	17:50	18:50
下新町	7:04	11:41	12:01	14:11	16:26	17:31	17:51	18:51
悠邑ふるさと会館前	↓	↓	↓	↓	16:28	↓	17:53	↓
すこやかセンター前	↓	↓	↓	↓	16:29	↓	17:54	↓
下三島	7:05	11:42	12:02	14:12	16:31	17:32	17:56	18:52
石見谷	7:06	11:43	12:03	14:13	16:32	17:33	17:57	18:53
谷住宅前	7:07	↓	12:04	14:14	16:33	↓	17:58	18:54
下市井原	7:09	↓	12:06	14:16	16:35	↓	18:00	18:56
市井原	7:10	↓	12:07	14:17	16:36	↓	18:01	18:57
野間津	7:11	↓	12:08	14:18	16:37	↓	18:02	18:58
石見長原	7:13	↓	12:10	14:20	16:39	↓	18:04	19:00
上長原	7:14	↓	12:11	14:21	16:40	↓	18:05	19:01
矢谷橋	7:15	↓	12:12	14:22	16:41	↓	18:06	19:02
下矢谷	7:16	↓	12:13	14:23	16:42	↓	18:07	19:03
矢谷	7:17	↓	12:14	14:24	16:43	↓	18:08	19:04
芋畑口	7:18	↓	12:15	14:25	16:44	↓	18:09	19:05
石見日向		11:46					17:36	
上因原		11:48					17:38	
因原		11:49					17:39	

## 矢谷方面 (上り)

運行日	平日運行 (土日祝運休)							3/1~11/30 のみ運行
行先	因原	石見川本			因原	石見川本	石見川本	
経路	石見川本	日	向	石見川本			石見川本	
因原								
上因原			7:51					
石見日向			7:52					
石見谷			7:54					
下三島			7:57					
下新町			7:58					
悠邑ふるさと会館前			8:01					
すこやかセンター前			8:02					
下新町			8:03					
石見川本着			8:04					
石見川本発			8:06					
芋畑口	7:20	↓	12:18	14:28	16:47	18:12	19:08	
矢谷	7:21	↓	12:19	14:29	16:48	18:13	19:09	
下矢谷	7:22	↓	12:20	14:30	16:49	18:14	19:10	
矢谷橋	7:23	↓	12:21	14:31	16:50	18:15	19:11	
上長原	7:24	↓	12:22	14:32	16:51	18:16	19:12	
石見長原	7:25	↓	12:23	14:33	16:52	18:17	19:13	
野間津	7:27	↓	12:25	14:35	16:54	18:19	19:15	
市井原	7:28	↓	12:26	14:36	16:55	18:20	19:16	
下市井原	7:29	↓	12:27	14:37	16:56	18:21	19:17	
谷住宅前	7:31	↓	12:29	14:39	16:58	18:23	19:19	
石見谷	7:32	↓	12:30	14:40	16:59	18:24	19:20	
下三島	7:33	↓	12:31	14:41	17:00	18:25	19:21	
悠邑ふるさと会館前	7:36	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
すこやかセンター前	7:37	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
下新町	7:38	↓	12:32	14:42	17:01	18:26	19:22	
石見川本着	7:39	↓	12:33	14:43	17:02	18:27	19:23	
石見川本発	7:39	↓						
川本大橋	7:41	↓						
上三島	7:42	↓						
玉繰橋	7:43	↓						
川本中学校前	7:43	8:10						
下三島	7:44	※学休日						
木谷	7:46	運休						
道の駅かわもと	7:47							
因原	7:48							

# 邑南川本線 [おおなんバス]

一律200円 (川本町と邑南町をまたいで利用する場合400円)

石見川本→矢上駅・邑智病院・三坂口								三坂口・邑智病院・矢上駅→石見川本							
運行日	平日		毎日		平日		毎日		運行日	毎日		平日		毎日	
石見川本	6:22		8:30	11:35	12:30	16:05	17:30	18:40	三坂口	7:07				13:59	17:25
川本大橋	6:23		8:31	11:36	12:31	16:06	17:31	18:41	田所	7:18		12:40	14:10	17:36	
上三島	6:24		8:32	11:37	12:32	16:07	17:32	18:42	邑智病院	7:40		13:02	14:32	17:58	
玉繰橋	6:24		8:32	11:37	12:32	16:07	17:32	18:42	矢上駅	7:45	9:20	11:00	13:07	14:37	18:03
川本中学校前	6:25		8:33	11:38	12:33	16:08	17:33	18:43	邑南町役場	↓	↓	11:03	13:10	14:40	18:06
下三島	6:26		8:34	11:39	12:34	16:09	17:34	18:44	邑智病院	7:50	9:25	11:08	13:15	14:45	↓
木谷	6:28		8:36	11:41	12:36	16:11	17:36	18:46	挽谷橋	8:05	9:41	11:24	13:30	15:00	18:24
道の駅かわもと	6:29		8:37	11:42	12:37	16:12	17:37	18:47	小川	8:05	9:41	11:24	13:30	15:00	18:24
因原	6:30		8:38	11:43	12:38	16:13	17:38	18:48	因原公園前	8:07	9:43	11:26	13:32	15:02	18:26
下因原	6:31		8:39	11:44	12:39	16:14	17:39	18:49	下因原	8:08	9:44	11:27	13:33	15:03	18:27
因原公園前	6:32		8:40	11:45	12:40	16:15	17:40	18:50	因原	8:09	9:45	11:28	13:34	15:04	18:28
小川	6:34		8:42	11:47	12:42	16:17	17:42	18:52	道の駅かわもと	8:10	9:46	11:29	13:35	15:05	18:29
挽谷橋	6:34		8:42	11:47	12:42	16:17	17:42	18:52	木谷	8:11	9:47	11:30	13:36	15:06	18:30
邑智病院	↓		8:57	12:02	12:57	16:32	17:57	↓	下三島	8:13	9:49	11:32	13:38	15:08	18:32
矢上駅	6:52	8:10	9:02	12:07	13:02	16:37	18:02	19:10	川本中学校前	8:14	9:50	11:33	13:39	15:09	18:33
邑南町役場	↓	↓	9:05	12:10	13:05	16:40	18:05	19:13	玉繰橋	8:15	9:51	11:34	13:40	15:10	18:34
邑智病院	6:57	8:15		12:15	13:10	16:45	↓	↓	上三島	8:15	9:51	11:34	13:40	15:10	18:34
田所	7:19	8:37		12:37	13:32	17:07	18:35	19:38	川本大橋	8:16	9:52	11:35	13:41	15:11	18:35
三坂口					13:43	17:18	18:46	19:49	石見川本	8:17	9:53	11:36	13:42	15:12	18:36

毎日: 毎日運行します (1/1、1/2を除く)

平日: 月~金曜日の間運行します (祝日は運休です)

※一部のバス停のみ掲載しています。

# 川本美郷線 [大和観光]

※距離に応じて運賃が変わります

石見川本→浜原駅前・上野									
運行日	平日						土日祝日		
石見川本	7:36	11:00	13:35	16:10	17:55	19:45	9:00	13:25	17:55
中新町	7:37	11:01	13:36	16:11	17:56	19:46	9:01	13:26	17:56
合同庁舎下	7:38	11:02	13:37	16:12	17:57	19:47	9:02	13:27	17:57
川本東大橋	7:39	11:03	13:38	16:13	17:58	19:48	9:03	13:28	17:58
木路原	7:41	11:05	13:40	16:15	18:00	19:50	9:05	13:30	18:00
竹駅	7:45	11:09	13:44	16:19	18:04	19:54	9:09	13:34	18:04
乙原駅前	7:49	11:13	13:48	16:23	18:08	19:58	9:13	13:38	18:08
築瀬駅前	7:55	11:19	13:54	16:29	18:14	20:04	9:19	13:44	18:14
吾郷	7:57	11:21	13:56	16:31	18:16	20:06	9:21	13:46	18:16
粕淵下市	8:03	11:27	14:02	16:37	18:22	20:12	9:27	13:52	18:22
美郷町役場前	8:04	11:28	14:03	16:38	18:23	20:13	9:28	13:53	18:23
上野	8:05	11:29	14:04	16:39	18:24	20:14	9:29	13:54	18:24
美郷町役場前	8:06	11:30	14:05	16:40	18:25	20:15	9:30	13:55	18:25
相生町	8:07	11:31	14:06	16:41	18:26	20:16	9:31	13:56	18:26
粕淵駅	8:08	11:32	14:07	16:42	18:27	20:17	9:32	13:57	18:27
ふれあい広場入口	8:10	11:34	14:09	16:44	18:29	20:19	9:34	13:59	18:29
浜原本町	8:11	11:35	14:10	16:45	18:30	20:20	9:35	14:00	18:30
浜原駅前	8:12	11:36	14:11	16:46	18:31	20:21	9:36	14:01	18:31
潮温泉	8:23					20:32	9:47	14:12	18:42
都賀行下	8:28					20:37	9:52	14:17	18:47
美郷町役場前	8:36					20:45	10:00	14:25	18:55
大和中学校前	8:36					20:45	10:00	14:25	18:55
診療所前	8:38					20:47	10:02	14:27	18:57
本郷	8:39					20:48	10:03	14:28	18:58
大和小学校	8:42					20:51	10:06	14:31	19:01
上野	8:44					20:53	10:08	14:33	19:03

上野・浜原駅前→石見川本										
運行日	平日						土日祝日			
上野	6:15	7:13						7:07	10:30	15:52
大和小学校	6:17	7:15						7:09	10:32	15:54
本郷	6:20	7:18						7:12	10:35	15:57
診療所前	6:21	7:19						7:13	10:36	15:58
大和中学校前	6:23	7:21						7:15	10:38	16:00
美郷町役場前	6:23	7:21						7:15	10:38	16:00
都賀行下	6:31	7:29						7:23	10:46	16:08
潮温泉	6:36	7:34						7:28	10:51	16:13
浜原駅前	6:47	7:45	12:40	15:19	17:04	18:44	7:39	11:02	16:24	
浜原本町	6:48	7:46	12:41	15:20	17:05	18:45	7:40	11:03	16:25	
ふれあい広場入口	6:49	7:47	12:42	15:21	17:06	18:46	7:41	11:04	16:26	
粕淵駅	6:51	7:49	12:44	15:23	17:08	18:48	7:43	11:06	16:28	
相生町	6:52	7:50	12:45	15:24	17:09	18:49	7:44	11:07	16:29	
美郷町役場前	↓	↓	12:46	15:25	17:10	18:50	7:45	11:08	16:30	
上野	↓	↓	12:47	15:26	17:11	18:51	7:46	11:09	16:31	
美郷町役場前	↓	↓	12:48	15:27	17:12	18:52	7:47	11:10	16:32	
粕淵下市	6:54	7:52	12:49	15:28	17:13	18:53	7:48	11:11	16:33	
吾郷	7:00	7:58	12:55	15:34	17:19	18:59	7:54	11:17	16:39	
築瀬駅前	7:02	8:00	12:57	15:36	17:21	19:01	7:56	11:19	16:41	
乙原駅前	7:08	8:06	13:03	15:42	17:27	19:07	8:02	11:25	16:47	
竹駅	7:12	8:10	13:07	15:46	17:31	19:11	8:06	11:29	16:51	
木路原	7:16	8:14	13:11	15:50	17:35	19:15	8:10	11:33	16:55	
川本東大橋	7:18	8:16	13:13	15:52	17:37	19:17	8:12	11:35	16:57	
合同庁舎下	7:19	8:17	13:14	15:53	17:38	19:18	8:13	11:36	16:58	
中新町	7:20	8:18	13:15	15:54	17:39	19:19	8:14	11:37	16:59	
石見川本	7:21	8:19	13:16	15:55	17:40	19:20	8:15	11:38	17:00	

※一部のバス停のみ掲載しています。

# 江津川本線 [石見交通]

※距離に応じて運賃が変わります

江津高校前・済生会病院→石見川本						
江津高校前						19:29
済生会病院	6:00	7:02	12:30	15:51	18:31	19:41
江津市役所前(Aコープ)	6:02	7:04	12:32	15:53	18:33	19:43
江津駅前	6:04	7:06	12:34	15:55	18:35	19:45
川平着	6:19	7:21	12:49	16:10	18:50	20:00
川平発	6:21	7:23	12:51	16:12	18:52	20:02
桜江総合センター	6:33	7:35	13:03	16:24	19:04	20:14
川戸着	6:34	7:36	13:04	16:25	19:05	20:15
川戸発	6:38	7:40	13:06	16:29	19:07	20:17
川越生活改善センター前	6:49	7:51	13:17	16:40	19:18	20:28
川越着	6:50	7:52	13:18	16:41	19:19	20:29
川越発	6:53	7:55	13:20	16:44	19:21	20:31
鹿賀着	6:59	8:01	13:26	16:50	19:27	20:37
鹿賀発	7:02	8:04	13:28	16:53	19:29	20:39
下尾原	7:05	8:07	13:31	16:56	19:32	20:42
上尾原	7:06	8:08	13:32	16:57	19:33	20:43
道の駅かわもと	7:08	8:10	13:34	16:59	19:35	20:45
木谷	7:10	8:12	13:36	17:01	19:37	20:47
下三島	7:12	8:14	13:38	17:03	19:39	20:49
川本中学校前	7:13	8:15	13:39	17:04	19:40	20:50
石見川本	7:18	8:20	13:42	17:09	19:43	20:53

石見川本→済生会病院・江津高校前						
石見川本	7:00	8:50	13:30	16:10	17:15	19:50
川本中学校前	7:03	8:53	13:33	16:13	17:18	19:53
下三島	7:04	8:54	13:34	16:14	17:19	19:54
木谷	7:06	8:56	13:36	16:16	17:21	19:56
道の駅かわもと	7:08	8:58	13:38	16:18	17:23	19:58
上尾原	7:10	9:00	13:40	16:20	17:25	20:00
下尾原	7:11	9:01	13:41	16:21	17:26	20:01
鹿賀着	7:14	9:04	13:44	16:24	17:29	20:04
鹿賀発	7:17	9:06	13:46	16:27	17:32	20:06
川越着	7:23	9:12	13:52	16:33	17:38	20:12
川越発	7:26	9:14	13:54	16:36	17:41	20:14
川越生活改善センター前	7:27	9:15	13:55	16:37	17:42	20:15
桜江総合センター	7:39	9:27	14:07	16:49	17:54	20:27
川戸着	7:40	9:28	14:08	16:50	17:55	20:28
川戸発	7:44	9:30	14:10	16:54	17:59	20:30
川平着	7:55	9:41	14:21	17:05	18:10	20:41
川平発	7:57	9:43	14:23	17:07	18:12	20:43
江津駅前	8:12	9:58	14:38	17:22	18:27	20:58
江津市役所前(Aコープ)	8:14	10:00	14:40	17:24	18:29	21:00
済生会病院	8:20	10:04	14:44	17:30	18:35	21:04
江津高校前	8:31					

※一部のバス停のみ掲載しています。

# まげなタクシー

三原線	利用対象自治会	谷戸/笹畑/西/八幡/三原/田窪/南佐木/親和/湯谷/三俣/中倉				
	運行日	火・水・金 (週3日) ※祝日は運休		利用料金	1乗車につき <b>300円</b>	
時刻表	①	8:00 因原→三原→石見川本→因原				
	②	10:40 因原→石見川本→三原→因原				
	③	12:30 石見川本→因原→三原→石見川本				
	④	14:10 石見川本→因原→三原→石見川本				

東部線	利用対象自治会	三大字/多田/久座仁/木路原				
	運行日	木曜 (週1日) ※祝日は運休		利用料金	1乗車につき <b>300円</b>	
時刻表	①	9:00 川内→木路原→石見川本→因原				
	②	10:20 川内→木路原→石見川本→因原				
	③	12:40 因原→石見川本→木路原→川内				
	④	15:00 因原→石見川本→木路原→川内				

●予約型乗合タクシーを利用するには予約が必要です。乗りたい便の出発1時間前までに電話で「川本タクシー」へ予約をお願いします。但し、第1便は前日までに予約が必要です。

【予約受付】川本タクシー 【受付時間】8:00~17:00 ※土日祝も受付  
TEL 域内無料電話 **572-0237** 一般電話 **72-0237**

## ■ デマンド型交通「まげなタクシー」運行等経費 484万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

スクールバスのバス停から離れた地域など、交通空白地域への公共交通サービスとしてデマンド型交通「まげなタクシー」の三原線・東部線を運行しています。

乗降場所の追加など利用される方の利便性の向上や効率的な運行に努め、町内の公共交通と連携を図りながら、全町的な交通空白地域への支援を推進します。

三原線 運行日：火・水・金（週3回）

対象自治会：谷戸・笹畑・西・八幡・三原・田窪・南佐木・親和・湯谷・三俣・中倉

東部線 運行日：木（週1回）

対象自治会：三大字・多田・久座仁・木路原

【利用料金】 1乗車につき300円

【予約電話】 0855-72-0237（川本タクシー）

利用するためには、まちづくり推進課に申請が必要です。



## ■ タクシー利用助成事業 38万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

まげなタクシーの運行が難しい交通空白地域に居住する方の外出の利便性を図るため、平成27年7月からタクシー利用助成を行っています。今後、対象地区の拡充についても検討します。

【対象者】

対象地区(畑野・田水・芋畑・笹畑・日向・川内・小谷・馬野原・多田・久座仁・木路原)に居住され、自家用車での移動が困難な世帯の方 ※まちづくり推進課に申請が必要です。

【助成額】 1回の乗車につき、次のとおり ※10円未満切り捨て

<メーター金額2千円まで>半額を助成

<メーター金額5千円まで>本人負担を1千円とし、残額を助成

<メーター金額5千円 超>4千円を助成

## ■ 高齢者フリーパス事業

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

65歳以上で運転免許証を自主返納された方にとって外出しやすい仕組み作りとして、川本町スクールバスを無料で乗車できるフリーパスを交付する制度を始めました。

運転免許証を返納された方はまちづくり推進課にて申請を受け付けます。

【対象者】 川本町在住で運転免許証を自主返納された  
65歳以上の方

※警察署から発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」が必要です。



ひかり電話

インターネット

告知放送

有線テレビ



## 地域情報網の活用

### ■ 地域情報通信（FTTH）事業 6,069万円

（まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634）

町内全域に整備された光ファイバー網を活用し、「まげなねっとかわもと」から光通信サービスと有線テレビサービスを提供しています。川本町の「安心」「魅力」「活力」に繋がるよう、サービスの充実と利用者の拡大を目指しています。

- ・ FTTH施設保守管理委託料 1,527万円
- ・ 新規加入工事費 545万円
- ・ 告知放送システム 1,183万円 など

地域情報通信事業は、加入者の皆さんからの使用料・負担金（1,288万円）やNTTとの契約による伝送路使用料等（1,550万円）などを受けて運営しています。

### 【 有線テレビ放送 まげなねっと11チャンネルから お知らせ 】

#### ■ 番組素材を募集しています

自治会や地域、各団体による活動を「まげなねっと」で放送しませんか。撮影・取材にも伺いますのでご連絡ください。

#### ■ テレビCMを募集しています

1本15秒以内 1日5回放送  
 放送料：町内4,400円  
 （町外8,800円）

### 故障かな？と思ったら（インターネット・ひかり電話）

NTT西日本IPサポート フリーダイヤル 0120-248-995

（平日9:00～17:00 以外は録音受付対応）

### まげなねっと告知端末の音が“聞こえない”“急に大きくなったり、小さくなったりする”こんな症状はありませんか？

結露などにより機械内にサビがついていたり、静電気でホコリが溜まっていたりすると音が聞こえなくなる場合があります。

- 【改善方法】
- ・ ホコリを除去……機械の上や側面に掃除機をかける
  - ・ サビを除去……音量のダイヤルを素早く前後に1分間以上動かす



※それでも直らない場合はご連絡をお願いします。

お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0855-72-0634

# 消防・防災

## ■ 水防活動

187万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

### ● 予防対策 83万円

集中豪雨などによる自然災害から町民の皆様の生命、財産を守るため、気象情報を早期に把握して防災無線などによりお知らせします。

また、気象庁、島根県などのHPからも各種気象情報が確認できます。

- 松江地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/matsue/>
- 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/>
- しまね防災情報 <http://www.bousai-shimane.jp/>
- 島根県水防情報
  - パソコンから <https://www.suibou-shimane.jp/pc>
  - スマホから <https://www.suibou-shimane.jp/s/>
  - 携帯から <https://www.suibou-shimane.jp/m/>
- 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- POTOKA (ポテカ) NET <http://www.potekanet.com/>
- 浜原ダム放流量等 0855-75-1901

### ● 因原・尾原・久座仁地区等内水排除対策 97万円

江の川などが増水し、堤防施設を作動したとき、内側に溜まる水をポンプでくみ上げて住宅などの浸水を防ぐため、発電機の維持経費や増設ポンプの借上料などを計上しています。

- ・久座仁地区内水排除業務委託料 22万円
- ・増設ポンプ借上料 35万円
- ・運送費、修繕費等 40万円



平成30年7月豪雨 川本堤防の様子

## ■ 堤防施設（樋門など）の操作委託

169万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町内には国、県の堤防施設として排水機場（1ヶ所）、樋門（10カ所）が設置されています。江の川などの増水時には、これらの施設を操作して本流の水が堤防内に流れ込むことを防いでいます。これらの操作を任命された操作員に委託しています。

※ この経費は全額を国と県が負担します。



因原第2排水樋門  
(内水排除作業状況)

## ■ 災害への備え

1, 080万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

近年多発している大規模災害に備え、備蓄品の購入やハザードマップの作成を行います。

### ●備蓄品の購入 100万円

備蓄品整備目標の4,500食の整備に向け、マジックライス1,000食を購入します。また、災害時の対応に必要な備蓄物資などの整備を行います。

### ●ハザードマップ作成 220万円

令和2年3月31日に土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定されたことに伴い、土砂災害の危険性を周知することを目的にハザードマップを作成します。

○指定箇所数

	土石流	急傾斜	地すべり
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	209箇所	340箇所	14箇所
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	17箇所	340箇所	

○作成部数 2,000部(作成後、全戸配布)

### ●防災士育成補助 7万円

・補助対象者:自主防災組織の構成員で自主防災組織から推薦された、自治体職員、消防団員、警察職経験者、消防職経験者

・補助対象経費:研修受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士資格登録料、交通費

・補助額:補助対象経費の全額(予算の範囲内)

### ●公衆無線LAN管理費 135万円

令和元年度に整備した公衆無線LANの維持管理を行い、災害時に適切に運用できるように管理します。

・整備施設(7施設):川本町役場、悠邑ふるさと会館、川本小学校、川本中学校、西公民館、三原まちづくりセンター、学習交流センター

### ●防災行政無線の維持管理 449万円

防災行政無線では火災時の放送、災害時の避難情報、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急放送を放送します。放送が流れたときには慌てず、安全・確実に行動してください。

防災無線戸別受信機



●防災無線戸別受信機は無料で設置できます。

●避難勧告等の災害時に重要な情報などを防災無線から放送しますので、家庭内への設置をお願いいたします。

●また、既に設置している方は、昼12時と夕方5時のチャイムで受信しているか確認をお願いいたします。

## ■ 消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営

13,882万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

### ● 消防団の活動経費

川本町消防団は、町民の皆様の生命、財産を災害から守るため、火災発生時の消火活動や災害時の避難誘導等を迅速に行うための訓練の実施や機材の点検を行い、被害を最小限にとどめる準備をしています。

#### 〈主な経費〉

消防団の活動経費、出初式の経費	2,085万円
消防施設、消防車両等の維持経費	318万円



水防訓練時の様子

### ● 江津邑智消防組合の運営

江津邑智消防組合は江津市及び邑智郡3町で運営し、消防組合の運営費を負担しています。地域の火災予防体制の強化や、地域の救急体制を強化し、生命に危険が及んだときに迅速に対応できるよう日々取り組んでいます。また、防災活動・救急活動の普及啓発のため、地域での防災、救急活動の支援を行っています。詳しくは川本消防署（電話72-0119）までお問い合わせください。

# 治山対策

## ■ 地すべり対策事業

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

国の地すべり区域の指定を受けた地区において、表面水の排除（承水路整備）、地下水の排除（水抜きボーリング）、抑止工事（排土・擁壁）を行います。また、既存地すべり施設の長寿命化を図る工事も行います。

今年度は主に地下水排除工事（集水井工、水抜きボーリング工）の2測線を予定しています。

※この事業は、県の補助事業として行われ、町の負担はありません。



排土工（田窪地区）

## ■ 治山事業

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地から起こる自然災害から住民の生命財産を守り、また、水資源の確保、生活環境の保全などを図るため、保安林に指定された山地において災害の未然防止対策などを行う事業です。今年度は川下地区において溪間工事が行われます。

※この事業は、県の補助事業として行われ、町の負担はありません。



谷止工（浄福寺谷）

## ■ 砂防事業

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

砂防事業は、砂防指定河川において流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から、住民の生命財産を守ることと、河川流域の環境保全を行うことを目的とした事業です。

今年度は、久座仁地区の砂防事業として、「上三宅谷」の工事用道路及び本堤工事が行われます。

※この事業は県の補助事業として行われ、町の負担はありません。



砂防堰堤工事（久座仁地区）

# 交通安全・防犯

## ■ 交通安全の推進

21万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

平成28年度から令和2年度の期間、第10次川本町交通安全計画に基づき活動に取り組みます。地域から交通事故を無くすためには、一人ひとりが交通社会の主役であることを自覚し、交通ルールの遵守と交通マナーを守る必要があります。こうした社会を実現するため、計画に基づき関係機関や団体と連携して、交通安全運動に取り組んでいます。島根県内では、高齢者による交通事故が多発しています。高齢化率の高い川本町でも、高齢者が交通事故の当事者にならないよう努めていく必要があります。



交通安全教室の様子（川本北保育所）

## 高齢者ドライバー 運転免許証の自主返納者に対する助成制度のお知らせ

<詳しくは、下記の事業をご確認ください。>

- 石見交通「バスカード」購入費助成 【第3章 41ページ】
- 高齢者フリーパス事業 【第3章 46ページ】

### ◆◆◆ 邑智郡交通安全協会川本支部について ◆◆◆

邑智郡交通安全協会川本支部は、交通道德の向上を図り、交通安全防止に努めるため、普及活動などに力を注いでいます。

#### ◇ 高齢者運転マークの無料配布

70歳以上の方は、運転するときは車に高齢者マークを積極的に付けましょう。<会員の方が対象です。各分会で配布しています。>



#### ◇ 自転車用ヘルメット購入費助成

児童・生徒の交通安全を推進するため、邑智郡交通安全協会川本支部が、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。

助成対象：川本町に住所を有する満18歳に満たない児童・生徒の保護者

助成金額：ヘルメット1個の購入額×1/2（100円未満の端数切捨）※上限2,000円

<例>保護者が児童・生徒1人に対し1個のヘルメットを購入した場合

ヘルメット1個3,675円 → 助成額1,800円

【お問い合わせ】 邑智郡交通安全協会川本支部

事務局 川本町役場総務財政課（電話）72-0631

●防犯対策 33万円

子ども達にとってより安心安全なまちにするため、現在通学路に防犯カメラを15基設置しています。カメラは島根県防犯連合会からの無償貸与や自治会からの寄贈等をいただいております。カメラの設置には、皆様の寄附により積み立てられた「ふるさと思いやり基金」を活用させていただいております。

防犯カメラは、犯罪の抑止力になることや、事件事故が発生した場合の早期解決に役立てられることが期待されます。町民一人ひとりの安心安全な暮らしを守るため、防犯連合会や地域安全推進員等のボランティア組織と連携し、各種防犯活動を行います。

●自治会への防犯灯 LED 化のための助成 75万円

現在自治会が管理している防犯灯は設置から年数が経過しており、維持管理のための負担が増えている現状があります。そのため耐用年数が長く、光熱費も安いLEDの防犯灯への更新及び新設のための経費を自治会に対して助成します。

令和元年度は、9自治会から申請があり、更新・新規設置を含め43基のLED防犯灯が町内に設置されました。工事内容に応じた助成をすることで、多くの自治会で防犯灯のLED化を実施し、まち全体の安全性向上を目指します。(助成金については「ふるさと思いやり基金」を活用させていただいております。)



補助率：1/2 限度額：1基につき35,000円

1基につき50,000円(専用柱を設置・交換する場合)

## 環境・衛生対策

### ■ ごみ処理施設の運営

3億8,159万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみ処理、し尿処理、資源リサイクルを、邑智郡総合事務組合で共同処理しています。

ごみの焼却、埋立処分のほか、容器包装の紙・プラスチック・ペットボトル等は、資源としての再利用を推進しています。ごみを減らし、資源として再利用するため、分別収集などご協力をお願いします。

また、令和4年度から、邑智郡と大田市共同による新たな可燃ごみ共同処理施設が稼働します。令和2年度は、新可燃ごみ共同処理施設については建築工事、最終処分場施設については造成工事が始まります。

◇ ごみ焼却施設運営費（燃えるごみの焼却）	7,632万円
◇ ごみ焼却施設整備費（建設費の償還 等）	1,104万円
◇ し尿処理施設（し尿の処分）	3,761万円
◇ 新ごみ処理施設、最終処分場の整備	2億5,662万円

ごみ収集などの日程は、各戸配付している  
「令和2年度ごみ収集日程表」をご確認ください

#### ごみ収集におけるお願い

- ・ ゴミ袋には、必ず『地区名』『氏名』を記入してください
- ・ 指定のゴミ袋を使用してください
- ・ 指定日以外には、ゴミを出さないでください
- ・ ゴミは、収集日の午前8時までに出してください



### ■ ごみの減量化対策

6万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機の購入に対して補助を行います。

【生ごみ処理機】の補助額

電源が必要なもの	本体購入費の1/3（上限20,000円）	※1世帯1基まで
電源が不要なもの	本体購入費の1/2（上限3,000円）	※1世帯2基まで

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

「ごみを出し忘れた!」「ごみの捨て方が分からない!」

こうした問題を解決するために、スマホアプリ『川本ごみ分別アプリ』サービスを配信しています。



← 便利な機能 その1

一目で分かる収集日程!

- ・ホーム画面では、一週間のごみの収集日程や、当日、翌日に収集があるものがわかりやすく表示されています。
- ・一週間のごみの収集日程をスライドさせれば、その月の収集日程が、また当日・翌日の収集予定を押せば、主なごみの捨て方が表示されます。

便利な機能 その2 →

ごみの捨て方が検索できます!

- ・画面右上の《虫眼鏡》メニュー画面で《ごみ分別辞典》を使い、分別の仕方を確認することができます。



← 便利な機能 その3

ごみの日程を知らせてくれます!

- ・ごみ出し忘れを防ぐため、当日と前日に、設定した時間になると、通知機能でお知らせしてくれます。



『はちぶん』

『川本ごみ分別アプリ』は、下記のQRコードからダウンロードまたは、「App Store」、「Google play」で「川本ごみ分別アプリ」で検索をお願いします

← 左のアイコン『はちぶん』が目印です。

iOS 端末をお使いの方はこちら

Android 端末をお使いの方はこちら



## ■ 環境保全事業 8万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

河川環境保護のため、町内の主要河川で水質検査を年1回行い、環境保全を図っています。

また、油の流出など緊急時の対応を、国、県と連携して行います。

不法投棄ごみについては、関係機関と連携し、監視等に努めます

不法投棄の現場を目撃したときは、警察署または町民生活課まで連絡をお願いします。

## ■ 地球温暖化防止対策 80万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

一般住宅に設置する太陽光発電パネルの費用の一部を補助し、温室効果ガスの削減や地球温暖化の防止を図ります。

### 太陽光発電等導入促進補助金

1戸につき1kwあたり5万円(補助上限は4kw、20万円まで)

※設置工事を予定される際は、必ず事前にご相談ください。



## ■ 堤防の除草 200万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

堤防の危険箇所の点検、また美しい景観づくりを目的として、川本、三島地区の江の川堤防並びに因原地区の濁川堤防と河川敷の除草を行います。江の川堤防の除草については、住民グループなどのご協力により行います。

※この事業は、江の川堤防については全額(85万円)を国が、濁川堤防については県の補助(115万円)を受けて実施します。

## ■ 都市公園の維持管理 125万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

金比羅山児童公園、因原児童公園、三島ふれあい公園の電気、水道料や除草等の維持管理にかかる経費です。公園の清掃などは地元自治会のご協力により行っています。



清掃後の金比羅公園

# 第 4 章

## 保健・医療・福祉

～みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち～

## 地域福祉

社会福祉活動に対する助成	59
民生児童委員の活動	59
生活保護	59
生活困窮者自立支援	59
ひとり親家庭への支援の充実	60

## 高齢者福祉

高齢者施設福祉の充実	61
老人クラブに対する助成	61
敬老事業	61
介護保険事業	62
介護予防事業	62
包括的介護支援事業	65

## 子育て支援

保育所の運営	67
保育所完全給食事業	68
保育料完全無償化事業	68
未熟児養育医療費助成	69
チャイルドシート購入費助成	69
産後ケアのための助産院利用費助成	69
子ども等医療費助成	69
児童手当の交付	70
お母さんとお子さんの健診	70
不妊治療に係る費用の助成	72
結婚新生活支援事業	72
婚活応援事業	73
子どもフリーパス事業	73

## 障がい者福祉

障がい福祉サービス等	74
障がい者に対する支援	75

## 健康づくり

がん検診等（結核検診含む）の実施	76
禁煙治療費の助成事業	77
自死対策事業	77
健康教室・健康相談・健康教育・食育の開催	78
食生活改善推進事業	79
感染症予防事業（予防接種）	80
狂犬病予防	82

## 医療体制の充実

公立病院等の支援	83
在宅当番医制運営事業	83
公立邑智病院の運営	83
医療費等助成	83
国民健康保険事業（特別会計）	85
後期高齢者医療（特別会計）	87

## 地域福祉

### ■ 社会福祉活動に対する助成 1,940万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

川本町社会福祉協議会が行う社会福祉活動に対して助成を行い、地域福祉の充実を図ります。

社会福祉協議会では、総合相談、介護予防事業、子育てサポートセンター等の運営及び民生児童委員会、老人クラブ連合会、人材センター、ボランティア会などの事務局などを担っています。

### ■ 民生児童委員の活動 118万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。生活に困っている方や障がいのある方、また、一人暮らしでいざというときに不安がある方々に関する相談や、児童の健全育成のための活動を行っています。

### ■ 生活保護 5,779万円

(川本町福祉事務所 TEL 72-0633)

私たちが日々暮らしていく間には、思わぬ病気や事故などにより働けなくなる等、様々な事情で生活に困窮する場合があります。そのような時、家庭の状況に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早く、自身の力で生活ができるよう援助するしくみが生活保護制度です。

生活保護は、世帯を単位として行われ、国の定める保護基準に基づいて、世帯構成・年齢、地域などにより最低生活費が決められています。世帯全員の資産や働く能力など、あらゆるものを活用しても最低生活費に満たない場合、不足分が支給されます。

※この事業は、国の負担金(4,335万円)と交付税により実施しています。

### ■ 生活困窮者自立支援 525万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

仕事や生活に関する困りごとや不安を抱えている方の相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。

※川本町社会福祉協議会が相談窓口となります。

『生活のこと』『仕事のこと』などで悩んでいませんか。

どうしたらいいかを一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。

ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談下さい。

相談窓口 川本町社会福祉協議会 ☎0855-72-0104

**●児童扶養手当の支給 1, 011万円**

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※この事業は、国の負担金（337万円）を受けて実施します。

**●ひとり親家庭の総合的な支援 193万円**

母子家庭の母、父子家庭の父の就業・自立にむけて、母子・父子自立支援員が、さまざまな相談に応じ、総合的な支援を行います。

母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進し、経済的な自立を支援するため、ホームヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を支給する制度や、看護師など資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給する制度などがあります。

※この事業は、国の補助金（145万円）を受けて実施します。

**●母子父子寡婦福祉資金の貸付事務**

島根県が行う母子父子寡婦福祉資金の貸付事務のうち、貸付の申請、届出の受理などは、福祉事務所で行っています。

# 高齢者福祉

## ■ 高齢者施設福祉の充実 8,569万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

### ●老人施設の入所費 8,569万円

養護老人ホームに入所している方の費用を負担します  
(対象者38名)。なお、入所者本人と扶養義務者は、所得に  
応じた負担が必要です。

※この事業は、入所者などの負担金(2,370万円)で  
実施します。



江川荘内での活動

## ■ 老人クラブに対する助成 60万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)



老人クラブ連合会運動会

町内には、老人クラブ連合会と14の老人クラブがあ  
ります。老人クラブでは、クラブ活動の一層の活性化を  
図るとともに、各種関係団体と連携して健康づくりのた  
めの活動や、ボランティア活動をはじめとする地域を豊  
かにする活動などを行い、明るい長寿社会の実現と健康  
福祉の向上に努めています。

この活動を支援するために、老人クラブ連合会に対して  
助成を行います。

※この事業は、国と県の補助(27万円)を受けて実施  
します

## ■ 敬老事業 33万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

長寿のお祝いと益々のご健勝を願い、100歳以上の方と95歳、90歳を迎えられた方に、敬老  
の記念品を贈呈します。

## ■ 介護保険事業

9, 910万円

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

介護保険制度は、要介護者（寝たきりや認知症などで、介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図る必要がある人）や要支援者（要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人）が、その状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。

邑智郡では、郡全体で介護保険事業を行っていますが、申請の受付や介護認定調査などの事務はそれぞれの町で行っています。



## ■ 介護予防事業

1, 003万円

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるよう、介護予防事業に力を入れています。

### ●悠湯プラザ通所事業 90万円

悠湯プラザ（湯谷）で、運動、栄養、口腔機能の向上に向けて、温泉を使った通所型のデイサービスを行います。食事代と温泉入浴料として、1回あたり1,000円の負担が必要です。



悠湯プラザ

### ●転倒骨折予防教室の開催 21万円

各地区の集会所において、町の保健師、社会福祉協議会職員のほか、外部から講師を招いて、足の筋力を落とさない運動や体力測定などの教室を行います。また、おとぎ館のプールを使用した水中運動にも取り組んでいます。



転倒骨折予防教室

### ●ミニデイサービスの運営 20万円

地域の福祉協力員さんと社会福祉協議会職員等が協力して、各集会所で体力測定、体操、ゲーム、認知症予防、会食などのミニデイサービスを行っています。



地区ミニデイサービス

●生活支援ボランティアの派遣 3万円

介護保険の対象とならない高齢の方に対して、生活支援ボランティアが調理、掃除などの生活支援を行いながら、生活習慣の習得を図り、要介護状態への進行を予防します。1時間あたり400円の負担が必要です。

●食生活改善事業 11万円

高齢者を対象に、日頃偏りがちな食生活の改善を図るため、料理教室を行います。また、男性高齢者を対象とした料理教室も開催します。この事業は、川本町食生活改善推進協議会に委託しています。材料代として、1回あたり500円の負担が必要です。

◆申込先：川本町社会福祉協議会

●体力づくり事業 31万円

すこやかセンターで講師を招き、筋力の維持向上を目的と運動指導やレクリエーションを月3回実施します。

◆申込先：川本町社会福祉協議会



体力づくり事業

●社会福祉協議会への委託 750万円

介護予防事業を中心となって進めている川本町社会福祉協議会に対して、事業に携わる職員の経費等を支出します。

●サロン 77万円

月1～4回住民主体のサロンを一部地域で開催しています。地域資源を生かした高齢者の居場所と出番づくりを目的としています。



三原の郷未来塾 サロン



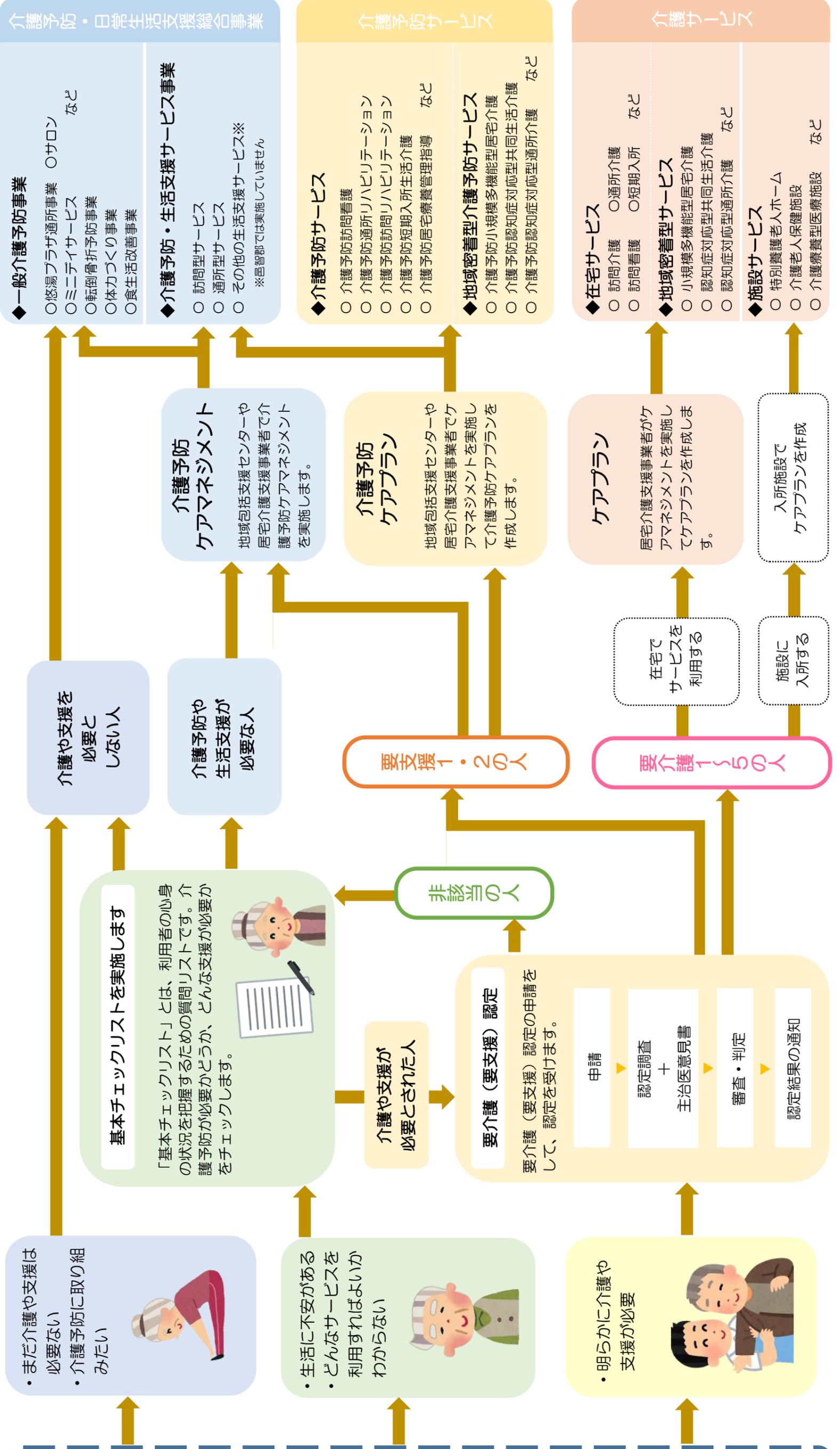
サロン虹（馬野原地区）

どんな支援が受けられる？

# あなたの今の環境や、生活の状況に合わせた支援が受けられます

自立した生活を送るために、どんな支援が必要なのか、まずは地域包括支援センターや担当ケアマネジャーに相談しましょう。

まずは、地域包括支援センターにご相談ください



## ■ 包括的介護支援事業

2, 265万円

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

### ●地域包括支援センターの運営 1, 828万円

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、健康福祉課内に「川本町地域包括支援センター」を設置しています。高齢者の生活に関わる総合的な支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

#### ○ 介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

#### ○ 総合相談・支援

介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

#### ○ 権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として制度の活用や虐待の発見・防止を進めます。

#### ○ 包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

### ●高齢者緊急通報装置の運営 61万円

ひとり暮らしのお年寄りや重度の障がいをお持ちの方を対象に、発作・急病などの緊急時にも速やかに連絡が取れるよう、簡単な操作で通報ができる装置を貸し出ししています。24時間体制で対応し必要に応じて救急車の手配を行うなど、在宅での生活を支援します。

### ●成年後見制度利用の支援 85万円

判断能力が十分でないお年寄りや障がい者が、自立して生活を送れるように、成年後見等の開始審判の申し立てなどを支援します。

### ●生活支援・介護予防基盤整備事業 154万円

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、各公民館区単位に生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合いを推進します。また、情報共有および連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的として協議体を設置します。

### ●認知症初期集中支援推進事業 8万円

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置し、早期診断、早期対応にむけた支援体制を構築していきます。

●**家族介護の支援 10万円**

重度の要介護高齢者（要介護4、5）の方を介護保険のサービスを利用せずに1年間在宅で介護された世帯（町民税非課税の世帯に限ります。）に対しては、10万円の給付金を交付します。

●**配食サービス事業 106万円**

自分で調理が困難なひとり暮らしの高齢の方や、高齢者だけの世帯などに、栄養バランスのとれた食事をとってもらふこと、また、定期的に自宅を訪問することによって安否確認を行うことを目的として、週3回弁当の配達を行います。調理は、民間事業所のご協力により行います。弁当1食につき400円の負担が必要です。

◆申込先：川本町役場健康福祉課

●**介護老人福祉施設などへの短期入所 6万円**

在宅で家族を介護している方が、都合により家を留守にする場合などに、江川荘の空きベッドを利用して短期の介護を行います。

◆申込先：川本町役場健康福祉課

●**日常生活用具の給付 7万円**

在宅の寝たきり老人の方などが使用される紙おむつの購入代金の2分の1（3千円／月限度）を助成し、経済的負担を軽減します。

◆申込先：川本町役場健康福祉課

# 子育て支援

## ■ 保育所の運営 1億4,729万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

川本町では社会福祉法人川本福祉会が3つの保育所を運営し、それぞれ特色ある保育を行っています。地域の子育て環境を充実させるため、保育所運営費を負担します。



※この事業は、国の負担（6,949万円）、県の負担（3,136万円）及び補助（201万円）を受けて実施します。

また、地域に根ざした保育の推進を図ること、仕事と育児の両立を支援することを目的として、保育所の様々な事業に対して支援を行います。

### ●地域活動事業（町内3保育所で開催） 40万円

入所児童と地域のお年寄りとの交流行事などを行っています。

※この事業は、県の補助（15万円）を受けて実施します。

### ●延長保育事業（川本保育所・因原保育所） 11万円

共働きなどで帰宅が遅くなる方のため、保育時間を午後7時まで延長しています。1日当たり250円の負担をお願いしています。

### ●一時保育事業（川本保育所） 74万円

一時的に保育が必要なとき、また、保護者の入院などにより、緊急に保育が必要となったときに受入を行っています。保育は毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除きます）の午前8時30分から午後4時まで行います。1日当たり、2,000円の負担をいただきます。

※この事業は、県の補助（14万円）を受けて実施します。

●障がい児保育及び発達促進保育事業 168万円

特別な支援の必要な障がい児等の保育を推進し児童の処遇向上を図るため、障がい児等保育を行う保育士の加配を行う保育所に対し、加配保育士の人件費を補助します。

※この事業は、県の補助(89万円)を受けて実施します。

■ 保育所完全給食事業 388万円

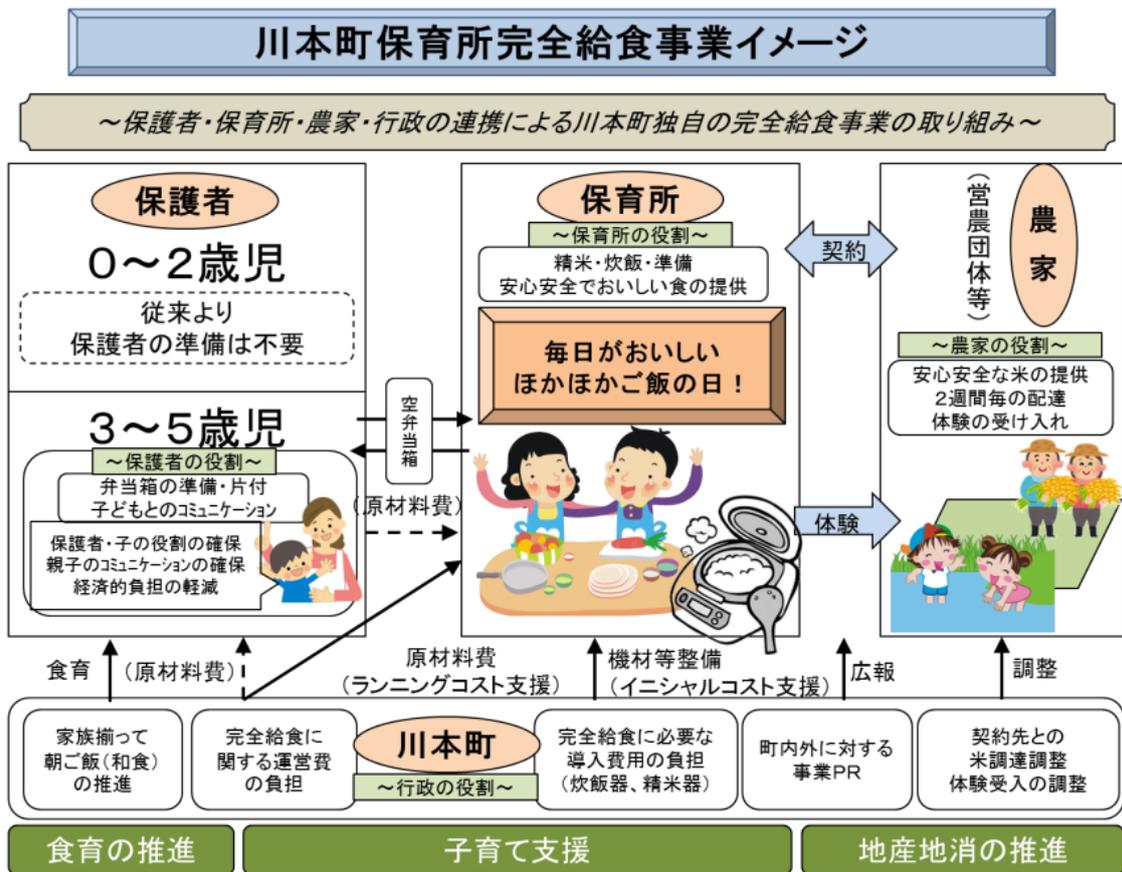
(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

食育の推進、子育て支援、地産地消を目的として、保育所の給食で町内産米の炊きたてご飯を提供しています。また、田植えや稲刈り体験を通じて、生産者との交流も行っています。

3歳以上児の主食代(お米代)を町が負担し、保護者負担の軽減を図るとともに、安心安全でおいしい食の提供を支援します。

また、令和元年10月から保護者負担となる3歳以上児の副食費について助成しています。

※この事業は、県の補助(98万円)を受けて実施します。



■ 保育料完全無償化事業 2,088万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

子どもを生き育てる方の経済的負担を軽減し、安心できる子育て環境づくりを推進するため、平成31年4月から利用者全世帯の保育料を無料としています。

※この事業は、県の補助金(201万円)を受けて実施します。

## ■ 未熟児養育医療費助成 30万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対する医療費の助成制度です。

乳児が指定養育医療機関において入院治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。所得に応じて一部自己負担がありますが、乳幼児医療と併せて助成するため全て公費負担となります。

※この事業は、国（15万円）と県（8万円）の負担金を受けて実施します。

## ■ チャイルドシート購入費助成 17万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

子育て環境の支援と、乳幼児の交通安全の推進のため、チャイルドシート購入費の2分の1（上限15,000円）を助成します。



## ■ 産後ケアのための助産院利用費助成 45万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを安心して産み育てられるまちづくりを推進するため、育児支援を特に必要とする母子に対して、助産師による母体の保護や授乳指導等の産後ケア事業を行います。国の補助金を活用し、邑南町の助産院に委託実施します。

利用料：助産院通所利用 半日1,000円 1日2,000円

自宅訪問利用 半日2,000円 1日3,000円

## ■ 子ども等医療費助成 716万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、医療費の助成（医療費負担の無償化）を行います。

対象：川本町に住所がある子ども

0才から小学校就学前まで（乳幼児医療）

小学校就学後から中学校卒業まで（子ども医療）

助成内容：医療費本人負担額 0円

薬局負担額 0円

その他：医療機関によって対応が異なる場合があります。一部負担が生じた場合は役場健康福祉課で償還払いの手続きをお取りください。

福祉医療証をお持ちの方は、必ず一緒にご提示ください。（福祉医療制度が優先されます）

※ご不明な点は、健康福祉課窓口にお問い合わせ下さい。

※乳幼児対象分は、県の補助（142万円）を受けて実施します。



## ■ 児童手当の交付 3,450万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給されるものです。

◇支給期間：申請の翌月から、満15歳以後の最初の3月まで

◇支給金額(月額)：3歳未満児	15,000円
3歳以上小学校修了前	
・第1子・第2子	10,000円
・第3子以降	15,000円
中学校修了前	10,000円
所得制限世帯(960万円以上)	5,000円

◇支払月：6月、10月、2月で、前月分までの手当を支払います。

※この事業は、国(2,409万円)と県(520万円)の負担金を受けて実施します。

## ■ お母さんとお子さんの健診 442万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

### 【妊婦健診】

妊婦さんの定期健診14回分(12週、14週、16週、20週、24週、26週、28週、30週、32週、34週、36週、37週、38週、39週)を助成します。医療機関において、尿検査、血圧測定、血液検査、梅毒血清検査、B型肝炎検査、HTLV-1抗体検査などを行います。

### 【新生児聴覚検査】

新生児の聴覚障がいの頻度は、1,000人に1~2人とされています。障がいを早期に発見し早期支援することで、言語の獲得や聴覚障がい児の将来の社会参加につながります。新生児の聴覚検査費を全額助成しています。

### 【産婦健康診査】

産後約2週間と約1ヵ月に産婦の体調や授乳、育児の状況を確認するための検査を行います。1回につき上限5,000円助成します。

### 【乳児健診】

1ヵ月児健診と9~11ヵ月健診を医療機関に委託して行います。母子手帳交付の際にお渡しする受診票をご利用ください。

### 【フッ化物洗口、フッ化物塗布】

むし歯予防対策を強化していくため、フッ素洗口を実施しています。町内3保育所では4、5歳児クラスの希望園児を対象に、小・中学校では全校児童、生徒を対象に実施しています。町内の歯科医院で、3歳・4歳児、在宅の5歳児を対象に年2回フッ化物塗布を実施しています。

### 【乳幼児健診】

乳幼児健診の開催月と対象のお子さんは下記の表のとおりです。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
4・5ヵ月児	4/9	6/11	8/6	10/8	12/10	2/4
1歳6ヵ月児						
2歳児						
3歳児						
4歳児		6/17			12/16	

#### ●実施場所

すこやかセンター

#### ●内 容

身体計測、内科診察、離乳食指導、尿検査、ブックスタート、ブックフォロー、歯科診察、保健・栄養指導、親子遊びの紹介（月齢によって内容は変更します）

#### ●お知らせ方法

対象のお子さんには事前にお知らせします（おおむね1ヶ月前）

### 【発達クリニック】

乳幼児健康診査などで、心身の発達が気になるお子さんに対して、専門医による発達相談を行います。

### 【訪問指導】

#### ◇新生児訪問

生後4ヵ月までのお子さんに対して、全戸訪問を行っています。

#### ◇未熟児訪問指導

未熟児養育医療の対象となったお子さんや医療機関から未熟児連絡票の提出のあったお子さんを対象に、保健師や助産師がご家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、不安や悩みについての相談等を行います。

## ■ 不妊治療に係る費用の助成

92万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを生み育てたいと願っているご夫婦に対し、不妊治療等に要する費用の助成をしています。

### ●不妊治療費助成

	一般不妊治療 (保険適応の不妊治療・検査、人工授精)	特定不妊治療 (体外受精、顕微授精)
対象者	戸籍上婚姻関係にあり、夫婦が町内に住所を有する方	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦が町内に住所を有する方 ・島根県の特定不妊治療費助成を受けた方
助成内容	・助成額：1年間につき上限15万円 ・助成期間：3年間	・島根県特定不妊治療費助成制度に上乗せして治療費を助成します。 ・助成額：1回につき上限15万円 ※島根県に準じて治療内容による上限あり ・助成期間、回数：島根県特定不妊治療費助成事業に準ずる *島根県特定不妊治療費助成事業については島根県のホームページまたは保健所でご確認ください。

### ●男性不妊検査費助成

対象… 戸籍上婚姻関係にあり、夫婦が町内に住所を有する方  
島根県の男性不妊検査費助成を受けた方

助成内容…島根県男性不妊検査費助成事業制度に上乗せして助成します。

助成額：1組の夫婦につき1回限り 検査に要した費用の3/10 上限2万円

## ■ 結婚新生活支援事業

60万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活スタートに係る経費を支援します。

対象…夫婦ともに34歳以下で世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除

内容…住宅の取得または賃貸借費用に係る支援、引っ越し費用に係る支援

1世帯 上限30万円

## ■ 婚活応援事業 133万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

少子化対策として、結婚を望む独身者への支援を充実させ、出生者数の増加を目指します。(一社)しまね縁結びサポートセンターと連携し、出会いの機会の創出につながるイベント等を企画・実施する団体を支援します。

また、同法人が展開する「はぴこ」「しまコ」の普及啓発を行います。

### ■しまね縁結びサポートセンター

<https://www.shimane-enmusubi.com/>

### ■縁結びボランティア「はぴこ」

<https://www.shimane-enmusubi.com/hapiko/>

### ■縁結びマッチングシステム「しまコ」

<https://www.shimane-enmusubi.com/shima-co/>

## ■ 子どもフリーパス事業 40万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

町内の子ども達に町や町内の施設をより知ってもらい、地域への愛着心を育むことや、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、町内の子どもに「子どもフリーパスポート」(まげなフリーパス)を交付しています。

まげなフリーパスを提示することで、対象となる町内の各施設や、悠邑ふるさと会館での文化公演行事、スクールバス利用等が原則無料(一部割引制度あり)となります。

### 【交付対象者】

川本町在住の保育園児、小学生、中学生、高校生

### 【対象施設等】

- ①川本町スクールバス
- ②かわもとおとぎ館トレーニングルーム
- ③笹遊里バーベキュー(1セット)
- ④町民プール
- ⑤悠邑ふるさと会館で開催する文化公演事業 (川本町教育委員会が認める行事)
- ⑥湯谷温泉「弥山荘」

※高校生について、川本町に住民登録がない場合には、スクールバスのみ対象となります。



(サンプル)まげなフリーパス 2020年度版

# 障がい者福祉

## ■ 障がい福祉サービス等 1億5,415万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類や年齢に関わりなく、個々の状況に応じた必要なサービスが利用できるように支援を行っています。各事業やサービスの相談先を掲載していますので、お気軽にご相談ください。

### ■障がい福祉サービス・障がい児を対象としたサービス

#### 【障がい福祉サービス】

ホームヘルプ（居宅介護）

居宅で入浴、排泄、食事等の介護等生活全般にわたる支援を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業への就労が困難な人が対象で、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

グループホーム（共同生活援助）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等のほか、相談その他日常生活援助を行います。

その他のサービス：重度訪問介護、生活介護、短期入所、療養介護、施設入所 等

#### 【障がい児を対象としたサービス】

児童発達支援

身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通所利用の障がい児への支援にとどまらず、地域の障がい児・その家族を対象とした相談や、障がい児を預かる施設への援助、助言等を併せて行います。

放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

その他のサービス：保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 等

サービスの利用を希望される場合は、役場健康福祉課又は相談支援事業所にご相談ください。

障がい福祉サービスについてや、生活していく上での悩み事など、何でも相談に応じます。

#### 【委託相談支援事業所】サポートセンターおおち

(美郷町粕淵117-1 0855-75-8081)

## ■地域活動支援センター

地域で生活していく上での悩み事などの相談や、センターでの創作活動、地域行事への参加や交流を行い、地域の中で安心して自分らしく、生き生きとした生活が送ることができるように一緒に考え、サポートをします。

【委託事業所】地域活動支援センターひまわり

(川本町大字川本257-3 0855-72-0804)

## ■その他のサービス

### □補装具費支給について

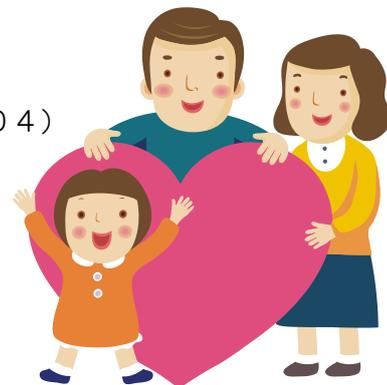
補聴器、車椅子などの給付・貸与・修理に係る費用を支給します。

### □日常生活用具給付について

ストマ用具、紙おむつ等日常生活に必要な用具に係る費用を支給します。

### □移動支援

屋外での活動が困難な障がい者の方に対し、外出の移動の支援を行います。



【相談先】川本町役場健康福祉課 (0855-72-0633)

## ■ 障がい者に対する支援 342万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

### ●障がい者就労支援事業 183万円

障がいのある方々への就労の場の提供や社会参加の促進を目的に、町が行う業務の一部を障がい者就労施設へ委託します。

広報誌等自治会配布物の仕分けや各自治会への配送、役場庁舎のトイレ清掃業務に加えて、町が発行するチラシの印刷業務を町内の障がい者就労支援施設（川本ワークス）へ委託します。

### ●特別障害者手当等の支給 159万円

- ・特別障害者手当…20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする方に支給されます。〔月額27,350円〕
- ・障害児福祉手当…20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。〔月額14,880円〕

※この事業は、国の負担金119万円を受けて実施します。

# 健康づくり

## ■ がん検診等（結核検診含む）の実施 536万円

（健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633）

病気の早期発見、早期治療のため各種検診を行います。なお、新型コロナウイルス対策のため会場を一部変更して実施します。（健康づくりカレンダーと相違があります）

### 成人の検診

健診名	開催日	場 所	自己負担額
胃がん検診 【40歳以上】	6月7日（日）	1日 すこやかセンター	40歳～74歳
	6月8日（月）	午前 三原まちづくりセンター	1,000円
	6月9日（火）	1日 管理棟→すこやかセンター	75歳以上
	6月18日（木）	午前 すこやかセンター	無料
子宮頸がん検診 【20歳以上】	9月18日（金）	午前 川本西公民館	子宮頸がん細胞診 20歳～74歳
		午後 三原まちづくりセンター	1,000円
	12月13日（日）	1日 すこやかセンター	75歳以上 無料 HPV検査 全員 1,000円
乳がん検診 （マンモグラフィ） 【40歳以上】	9月11日（金）	1日 三原まちづくりセンター	40歳代 1,500円
	9月18日（金）	1日 川本西公民館	
	10月27日（火）	1日 すこやかセンター	50歳以上 1,000円
	12月13日（日）	1日 すこやかセンター	
肺がん検診 結核検診	10月20日（火）、21日（水）、22日（木） ※町内巡回します 対象【肺がん検診：40歳以上、 結核検診：65歳以上】		肺がん・結核検診 無料 喀痰検査 500円
胸部CT検診 【40～74歳】	6月7日（日）・9日（火） 特に、（受動）喫煙歴のある方へおすすめします		1,500円
大腸がん検診 【40歳以上】	冬季（12月）に郵送法で実施します		無料



\*子宮頸がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・公立邑智病院 95-2111（月～金 9:00～11:30）
- ・大田市立病院 0854-84-7571（月～金 午前）（第1・3・5 金曜日 14:00～15:30）
- ・根宜婦人科クリニック 0854-82-1027（月・火・水・金 9:00～11:30／13:30～14:30、土 9:00～11:30）

\*乳がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・公立邑智病院 95-2111（火・木 9:00～11:30）
- ・大田市立病院 0854-84-7571（火・木 14:00～15:30）

＊歯周病予防検診

定期的に歯科検診を行い口腔状態に合わせた個別指導を行います。川本町内と大田市内の歯科医院で受診する場合は無料、その他の医院で受診された場合は役場に申請していただくと償還払いでお支払いします。対象者は、40歳・50歳・60歳・70歳の方で、役場より個人通知をします。

＊肝炎ウイルス検査

40～74歳の方でB型・C型の肝炎ウイルス検査を過去に受けておられない方は、特定健診に合わせて受けることができます。

＊ピロリ菌検査(対象とならない方もおられます)

特定健診に合わせて受けることができます。実費負担(600円)となります。

**■ 禁煙治療費の助成事業 4万円**

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

がん・生活習慣病予防対策を推進するとともに、禁煙治療者の健康増進及び禁煙意識の向上を図る観点から、医療機関の禁煙外来において禁煙治療を受けられた方に対する治療費の助成を行う事業です。

**■ 自死対策事業 14万円**

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

ライフステージを通して総合的な自死予防対策に取り組み、自死率を低下させ町民の心の健康づくりを推進していきます。具体的な取り組みとしては、自死総合対策窓口を設置し、関係機関と連携を図りながら取り組みをすすめていきます。

青年期から高齢者の心の健康づくりについて、健康相談や講演会をもち、心の病気についての周知や病気の早期発見・重症化予防に取り組みます。

健康相談窓口			
相談内容	受付時間	受付	電話番号
心と体の健康相談	平日／8:30-17:15	川本町役場健康福祉課	☎ 0855-72-0633
	平日／8:30-17:00	県央保健所健康増進課	☎ 0854-84-9823
心の健康相談	平日／8:30-17:30	サポートセンターおおち	☎ 0855-75-8081
	平日／9:00-22:00 土曜／9:00-翌日 22:00	島根いのちの電話	☎ 0852-26-7575
	毎月10日／8:00-翌朝 8:00	フリーダイヤル 「自殺予防いのちの電話」	☎ 0120-783-556
	平日／8:30-17:15	心の体の相談センター 「心のダイヤル」	☎ 0852-21-2885
子どもの健康相談	平日／19:00-翌朝 9:00 土日祝日及び年末年始／24時間	島根県 子ども医療電話相談	☎ #8000 (携帯からも利用可) 通話できない場合 ☎ 03-3478-1060

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

健康で生き生きとした生活を送ることができるよう健康教室・健康相談・健康教育・食育に力を入れています。ただし、新型コロナウイルス対策のため中止・延期する場合があります。

●健康教室

【成人の教室】

◇特定健診結果報告会

特定健診の結果をお渡しする報告会を町内4カ所で行います。健診結果から生活習慣を見直すきっかけになるよう、食生活・運動・メンタルヘルス・がん予防等の健康づくりの教室を行います。

◇生活習慣病予防教室（すこやか教室）

生活習慣病の発症、重症化を予防していくための教室を9月～12月に計4回開催します。血圧、血糖、脂質の高い方を対象に、生活習慣病を正しく理解し、日常生活の中で食事と運動の目標を一緒に立て、改善にむけて支援していきます。

◇糖尿病教室

加藤病院と連携し、糖尿病教室を開催しています。糖尿病の適正管理をすすめていくため糖尿病対策を推進していきます。

◇健康づくり事業

運動習慣の定着を目的とした教室を開催します。筋力／シェイプアップ教室、ストレッチ&ヨガ教室、ラジオ体操の推進、健康ウォーキングに取り組み、健康づくりを推進していきます。

【親と子どもの教室】

乳幼児期から学童期にかけて一貫した食育事業に取り組んでいます。また、就学前の乳幼児がおられるご家庭を対象としたイベントを開催します。

◇乳幼児期

育児支援の充実をはかり、安心して子育てを行える環境作りのため、親子のふれあう時間を育むメニューを取り入れます。町内3保育所では、「食」を通して子どもの生活リズムを整え、子どもの好奇心や創造性を育てていくため、食育教室と虫歯予防のための教室を行います。

◇学童期

町内の小中学校において、小児生活習慣病予防健診の結果をもとに、子ども自身が生活習慣について振り返り、子どもの自己決定力、自己選択力を育てていくための小児生活習慣病予防教室を行います。

◇青年期

高校生を対象に、自分自身の生活習慣を振り返り、改善していくことを目的に生活習慣病講座、食育講演会を行います。

## ●健康相談

### 【成人の健康相談】

毎月1回すこやかセンター、奇数月1回西公民館と三原まちづくりセンターで健康相談を行います。内容は、血圧測定・尿検査・健康づくりについての相談です。（詳しい日程、場所等は健康づくりカレンダーをご覧ください。）※新型コロナウイルス対策として中止する場合があります。

### 【親と子どもの健康相談】

毎月1回すこやかセンターで、奇数月1回西公民館・三原まちづくりセンターで、妊婦・乳幼児健康相談を行います。身体計測、離乳食・ブラッシング指導などを取り入れ、育児不安を解消することを支援します。また、親子の交流の場を持ち、子育てのよさを発見できる場としています。（詳しい日程、場所、内容等は、健康づくりカレンダーをご覧ください。）

子どもの健康相談窓口	電話番号	受付時間
川本町役場健康福祉課	0855-72-0633	平日8:30～17:15
島根県小児救急電話相談	#8000 （携帯電話からもご利用いただけます） ※通話できない場合は 03-3478-1060 0854-84-9823	平日19:00～翌朝9:00 土日・祝日9:00～翌朝9:00 （12月29日～1月3日を含む）

## ●健康教育

### 【健康情報の配信】

まげなねっと11チャンネルを利用して、健康番組を放送します。

### 【放送番組】

- ・運動系…ストレッチ&ヨガ、まげな健康体操、お休み前のリラクゼーション
- ・学習系…まげな健康講座（加藤病院の医師や専門職の方にお話いただく情報番組）
- ・料理系…3分クッキング

## ■ 食生活改善推進事業 30万円

（健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633）

『私たちの健康は、私たちの手で』をスローガンに、生活習慣病を予防し、健康で明るい生活を送ることができるよう、川本町食生活改善推進協議会が食を通じた健康づくり活動を展開しています。現在、会員数63名で活動しています。今後とも、川本町らしい「地域力」を生かしながら、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層において、食に興味を持ち、食を楽しみ、食を大切に  
する心を育てる活動を展開していきます。



## ■ 感染症予防事業（予防接種）

1, 256万円

（健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633）

予防接種は、疾病の重症化予防、感染症のまん延を予防するために、予防接種法で義務付けられており、乳幼児、小・中学生、高校生や高齢者が、予防接種を受けることにより病気に対する免疫をつけ、感染症にかかることを防ぐために実施します。また、子どもや妊婦、高齢者などに対して予防接種法に基づかない任意の予防接種の一部助成も行っています。

定期接種の予診票は対象者へ町から送付し、接種可能な医療機関も送付時にお知らせします。任意接種の予診票は各医療機関にてご確認ください。

### ●子どもの予防接種

川本町では、予防接種について保護者の理解のもとに接種をすすめるため、冊子「予防接種と子どもの健康」を保存版として配布しています。お持ちでない方は、健康福祉課までお申し出ください。

予防接種実施医療機関については、健康福祉課にお問い合わせください。

### ●接種希望医療機関は、役場健康福祉課に登録が必要です。

子ども 定期予防接種（無料）					
種類	対象者			回数	
B型肝炎	生後1歳未満（標準2～9ヶ月の間）			3	
BCG（結核）	生後1歳未満（標準5～8ヶ月の間）			1	
四種混合 沈降百日咳・ジフテリア 破傷風・不活化ポリオ	1期初回	生後3～90ヶ月未満（標準3～12ヶ月の間）		3	
	1期追加	1期初回3回目終了後、12～18ヶ月の間		1	
Hib（ヒブ）	初回	生後2ヶ月～生後5歳未満		3	
	追加	初回3回目終了後7ヶ月以上おいて接種（標準7～13ヶ月の間）		1	
小児肺炎球菌	初回	生後2ヶ月～生後5歳未満		3	
	追加	初回3回目終了後、60日以上おいて1歳以降に接種		1	
水痘	生後12ヶ月～3歳未満			2	
ロタウイルス	ロタリックス	生後6～24週まで		2	
	ロタテック	生後6～32週まで		3	
※令和2年8月1日以降に生まれた方に限ります ※詳細は対象者にお知らせします					
麻疹風疹混合	1期	生後12ヶ月～2歳未満	2期	5～7歳未満 ※小学校就学前の1年間	1
二種混合（ジフテリア・破傷風）	11～12歳未満（小学6年）			1	
日本脳炎	1期初回	3歳（6日以上の間隔）		2	
	1期追加	4歳（初回終了後12ヶ月以上おいて）	2期	9～13歳未満（小学4年）	1
日本脳炎	2期経過措置分	平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた20歳未満の方で、これまでに日本脳炎の予防接種機会を逃された方			
子宮頸がん	中学1～高校1年 ※平成25年6月14日より積極的な勧奨を差し控えています				
子ども 任意接種（無料）					
種類	対象者	回数	対象者	回数	
インフルエンザ	13歳未満	2	13～18歳	1	

※ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数が異なります

●成人の予防接種

季節性インフルエンザは10月以降に医療機関での予約が可能となります

成人 抗体検査〈無料〉		
種類	対象者	助成金額
風疹抗体検査	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性	全額

●インフルエンザは、10月以降に医療機関への予約が可能です。

成人 定期予防接種〈一部助成〉		
種類	対象者	助成金額
麻疹風疹混合	上記「風疹抗体検査」を受け、抗体を保有していないことが判った方のみ	全額
インフルエンザ	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(障害者手帳を有する方)	2,200円
高齢者肺炎球菌	これまでに接種されたことのない65・70・75・80・85・90・95・100歳の方	5,000円
成人 任意接種〈一部助成〉		
種類	対象者	助成金額
インフルエンザ	妊婦の方	全額
麻疹風疹混合	妊婦と同居の家族の方・妊娠を希望する方とその同居の家族の方	5,000円
風疹単独		3,000円

※接種代金の差額を窓口でお支払いください

●予防接種による健康被害救済制度について

副反応が定期の予防接種によって引き起こされたと認められた場合は、健康被害程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。予防接種法に基づかない接種（任意接種）で健康被害を受けた場合は、“独立行政法人医薬品医療機器総合機構法”に基づく救済制度があります。

## 飼い犬の登録 と 狂犬病予防注射を 忘れずに！

### ■犬を飼っている方

狂犬病の予防注射を年1回受け、注射済票の交付を受けてください。

### ■犬を飼い始めた方、あるいは、飼い犬の登録が済んでいない方

必ず、登録申請をお願いします。

※登録・注射をしていない場合は、法律で20万円以下の罰則や過料が科せられます。

### ＜令和2年度 狂犬病予防集合注射＞ 5月26日（火）～5月28日（木）

飼い主の方へは、案内ハガキを送付します

#### 登録と予防注射料金

**6,000円**

#### 料金内訳

- |               |        |
|---------------|--------|
| ① 登録料         | 3,000円 |
| ② 予防注射代       | 2,450円 |
| ③ 予防注射済票交付手数料 | 550円   |

※登録済み(予防注射のみ)の場合は 3,000円となります。

○転入の際は、前の自治体で発行された『鑑札』をお持ちの上、登録手続きを行ってください。川本町の『鑑札』と交換します（無料）。

○転出の際は、町民生活課で、転出することをお知らせください。

この事業を行うため、注射の委託料などの経費として17万円を計上しています。



#### 飼い犬と楽しく暮らすために

- ・正しいしつけを行い、飼い主としてのマナーを守りましょう。
- ・放し飼いは、島根県の条例により禁止されています。
- ・最後まで、愛情と責任をもって、大切に飼いましょう。



## 医療体制の充実

### ■ 公立病院等の支援 8,000万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

採算性が困難な地域である川本町での医療を担う社会医療法人仁寿会加藤病院に対し、財政的な支援を行います。令和2年度も、これまで同様に、非常勤医師確保のための事業費のほか、介護予防教室・糖尿病教室の実施など、地域医療の充実を図るための取り組みに対し支援を行います。

※この事業は、特別交付税を受けて実施します。

### ■ 在宅当番医制運営事業 310万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

祝日、日曜日などの休日診療を確保するために、邑智郡医師会を通して郡内の医療機関に休日当番の割り当てを依頼しています。

※この事業は、川本町が幹事となり、郡内2町の負担(254万円)を受けて実施します。

### ■ 公立邑智病院の運営 4,284万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

邑智郡の中核的な病院として、邑智郡3町が共同で運営しています。

#### 【診療科目】

総合診療科、外科、麻酔科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、透析科、

歯科、精神科、専門外来(内分泌代謝、循環器、心療内科)

※診療日・時間等は直接お問い合わせください。(公立邑智病院 95-2111)

### ■ 医療費等助成

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

多くの医療費などが必要な方に対して、その一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、早期受診・早期治療を勧めることを目的としています。

助成制度の内容		事業費	財源
障がいをお持ちの方など			
福祉医療費の助成	重度の障がい・知的障がい・精神障がい等をお持ちの方などの経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。	1,328万円	県(606万円) 町(590万円) 他(132万円)

自立支援医療費の給付（更生医療）	心臓のバイパス手術、人工透析を受けている方など、身体の機能障がいを経減、改善する治療費を給付します。	178万円	国（89万円） 県（44万円） 町（45万円）
自立支援医療費の給付（育成医療）	身体障がいをお持ちの18歳未満の方に対し、その障害を取り除くための手術等に必要の治療費等を給付します。	5万円	国（2.5万円） 県（1.2千円） 町（1.3千円）
腎臓機能障がい者通院費の助成	人工透析を受けている方の通院に要する交通費の4分の1を助成します。	81万円	町（81万円）
精神障がい者通院費の助成	精神障がいをお持ちの方の通院に要する交通費の2分の1（月2回、1万円限度）を助成します。	24万円	町（24万円）
精神障がい者通院医療費の助成	精神障がいをお持ちの方の通院に要する医療費の負担が1医療機関につき千円を超えた場合差額を助成します。	16万円	町（16万円）
ひとり親家庭の方			
福祉医療費の助成（再掲）	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。	1,328万円	県（606万円） 町（590万円） 他（132万円）
お子さんをお持ちの方			
乳幼児医療費の助成（再掲）	子育て支援のため、医療費の助成（医療費負担の軽減）を行います。	372万円	県（142万円） 町（200万円） 他（30万円）
子ども医療費の助成（再掲）	0才から小学校就学前 無料 小学校から中学校卒業 無料	344万円	町（344万円）

※制度ごとに自己負担額の上限や所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## ■ 国民健康保険事業（特別会計）

4億9,425万円

（健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633）

国民健康保険（国保）制度は、相互扶助の精神にのっとり、市町村の住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度です。

平成30年度より、都道府県が保険者として中心的な役割を担い、各市町村は被保険者証等の発行、資格の手続き、保険税の賦課徴収等を実施しています。

※この事業は、国や県等の負担・補助金（3億8,381万円）、町の一般会計からの支出（5,900万円）、国保に加入の皆さんの保険税（5,100万円）などで運営します。

### 医療費などの給付 3億6,870万円



#### ◇ 療養の給付 3億1,700万円

病院・調剤薬局などでかかった医療費（保険外診療は除きます。）から一部負担金を除いた額を負担します。

#### ◇ 高額療養費の給付 4,800万円

1カ月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、一定額を超えた部分を支給します。入院に係る高額療養費について、窓口での負担が限度額までとなる制度があります。入院される等、負担が高額となりそうな場合は、あらかじめ『限度額適用認定証』を申請し医療機関に提示してください。

#### ◇ 療養費の給付 100万円

コルセットなどの補装具代や、医師が診療上必要と認めたり・きゅう等の費用について、病院などに支払った額から一部負担金を差し引いた額を支給します。領収書などを添えて申請が必要です。

#### ◇ 出産育児一時金の支給 126万円

国保に加入している方にお子さんが生まれたとき、一時金として42万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は40万4千円）を支給します。

#### ◇ 葬祭費 24万円

国保に加入している方が亡くなられたとき、葬儀を行った方に葬祭費として3万円を支給します。

### 島根県への事業費納付金 8,700万円

平成30年度より国保の財政運営が都道府県化され、各市町村から島根県へ事業費納付金として決められた額を納付し、医療費などの給付費等必要額が交付されています。

納付金額は、県内の推計医療給付費額などをもとに、各市町村の被保険者数、所得水準で按分し、医療費水準を反映して決定されます。

## 疾病の予防 140万円

川本町では、生活習慣や精神疾患から起因する疾病の発生件数の割合及び医療費が非常に高い状況です。健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、疾病の早期発見・早期治療に繋がる取組を実施します。なお、今年度から受診できる機関を追加しました。

健康で生活できるよう積極的に受診しましょう

### □脳ドック 55歳・60歳・65歳の方を対象に定員10名

(浜田医療センター、ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

### □人間ドック 40歳から54歳、56歳から59歳、61歳から64歳の方を対象に定員20名

(公立邑智病院10名、浜田医療センター・ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

## 特定健康診査 440万円

特定健康診査は、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。年に1回は、特定健康診査を受診して、生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

年1回は特定健康診査を受診しましょう!

健診名	開催日	自己負担額	場所	結果報告会	場所
特定健康診査 40歳から74歳	6月7日(日) 1日	500円	すこやかセンター	7月21日(火)	すこやかセンター
	6月8日(月) 午前		三原まちづくりセンター	7月22日(水)	三原まちづくりセンター
	6月9日(火) 1日		すこやかセンター	7月14日(火)	川本西公民館
				7月28日(火)	川本公園管理棟
10月~3月	加藤病院、邑智病院、うめがえ内科クリニック やまうち内科、済生会江津総合病院				

※職場健診のない30歳・35歳の方も受診できます。

※国民健康保険以外の被扶養者の方も受診できます。(協会けんぽ、共済ほか)

※かかりつけ医で受診を希望される方は、役場健康福祉課にご相談ください。

## その他事務費 3,200万円

事務費、担当職員の人件費、国保運営協議会費などを計上しています。

**■ 後期高齢者医療（特別会計）****1億4,386万円**

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方を対象とする医療保険制度です。75歳以上の方（一定の障がいのある65歳以上の方を含む）は国民健康保険や被用者保険から、「後期高齢者医療制度」に移行することとなります。川本町では保険証の発行、高額医療費等の支給申請取り次ぎ、保険料の徴収及び島根県後期高齢者医療広域連合への納付などを行います。

**広域連合納付金 1億3,780万円**

後期高齢者医療制度を運営する広域連合へ納める納付金です。

**その他事務費 606万円**

後期高齢者の健康診査は、下の表の様に医療機関に委託して行います。対象の方へは、改めて通知します。

後期高齢者健診			
対象	開催日	場所	自己負担
75歳以上	8月<75~79歳>	加藤病院	無料
	9月<80~84歳>		
	10月<85歳以上>		
	11月~2月<全対象>		

※かかりつけ医で受診を希望される方は、役場健康福祉課にご相談ください

※この事業は、皆さんから負担していただく保険料（4,146万円）と町の一般会計からの支出（1億97万円）などで運営します。

**1年に1回の健康診査を受診し、早期発見・早期治療と予防を心がけ、重症化を招かないようにすることが医療費の抑制につながります。**  
**みなさんのちょっとした心がけで医療費を節約することができます。**



# 第 5 章

## 教育・文化

～夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち～

## 学校教育

小・中学校の管理	91
小・中学校の教育振興	92
学校図書館司書の配置	94
外国語指導助手（ALT）の招致事業	94
スクールバスの運行	95
教育環境魅力活性化事業	95
学校給食	97

## 人権・同和教育

男女共同参画の推進	98
人権・同和教育の推進	98

## 社会教育の充実

家庭教育支援	99
成人式	100
ふるさと教育の推進	100
職場体験活動	101
子育てサポートセンターの運営	102

## 読書活動の推進

かわもと図書館の管理運営	104
--------------	-----

## 公民館活動の充実

公民館活動の推進	106
----------	-----

## 生涯スポーツの推進

スポーツ大会、教室の開催	107
スポーツ団体への補助	107
体育施設の管理運営	108

## 文化振興

悠呂ふるさと会館の管理運営	109
文化事業の振興	110
かわもと音戯館の管理運営	112
文化財の保護	112

## 学校教育

### ■ 小・中学校の管理

4,679万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

川本小学校と川本中学校の管理に必要な経費として、児童・生徒が学びやすい教育環境づくりを進めています。令和2年度は、川本小学校体育館照明器具のLED化、川本中学校受電設備の交換や体育館屋根の塗装などの整備をします。



【小学校】パソコン教室での授業風景。令和元年度には黒板をホワイトボードに交換し、より授業しやすい環境を整備しました。



【中学校】タブレット端末で情報収集しながら社会科の学習をしています。様々な教科でICTを取り入れた授業を行っています。

### 小中で一貫した学力を育むためのICT環境整備事業（813万円）

学校教育の様々な場面でICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力を育むために学校のICT環境を整備しています。

<今年度の予定>

中学校：校内LAN整備（新規）タブレット端末等リース、電子黒板リース（継続）

小学校：校内LAN整備（新規）パソコン教室機器リース、タブレット端末、電子黒板リース（継続）

### 【学校の主な工事・修繕予定】

#### 川本小学校

- \* 体育館LED化
- \* 渡り廊下手すり塗装
- \* 校舎内サッシ修繕 など

#### 川本中学校

- \* 体育館・渡り廊下屋根塗装
- \* グラウンド改修  
(落石防護、法面改修) など

## ■ 小・中学校の教育振興

3,004万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小中学校の児童・生徒が、確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことができるよう、教育振興に努めています。

### ●教材・教育備品などの購入 237万円

学校の教育活動に必要な教材・備品を購入して、教育環境の整備に努めます。

### ●部活動の振興 116万円

中学校の部活動の遠征費などを補助します。また県大会以上の大会については川本町ふるさと思いやり基金を活用させていただいています。



吹奏楽部



バレー部



陸上部



野球部

### ●生活支援員配置

特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個々に応じた支援を行うため、教員をサポートするための支援員を小学校に1名配置します。

### ●学習支援員配置

小中学校へ通う子どもたちの学力向上を図るため、各校に学力向上支援員等を配置し、きめ細かい指導を行っています。

小学校：学習支援員3名

中学校：学習支援員3名

●就学援助、特別支援教育就学奨励費、通学費補助 456万円

就学援助は、小中学校へ就学する児童生徒を抱える家庭が経済的な困難を抱えている場合に、学用品費、給食費、校外活動費など、学校に係る費用の一部を国の制度に準じて援助するものです。令和元年度から国の基準額が増額改定され、さらに卒業アルバム代が加わったことを受け、川本町でも基準額の見直しを行い、併せてPTA会費や生徒会費等の費目を追加しました。また、新入生学用品費は入学前に支給することで、受給家庭の負担軽減を図っています。

小学校（201万円）、中学校（255万円）

【就学援助費】

単位：円、（ ）は昨年度比

	学用品	給食費	スポーツ振興センター	修学旅行	新入生学用品	通学用品費	校外活動 宿泊なし	校外活動 宿泊あり	卒業アルバム	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	体育実技用具費
小学校	11,520 (+100)	実費	460	上限21,670 (+180)	50,600 (+10,000)	2,250 (+20)	上限1,580 (+10)	上限3,650 (+30)	上限10,890 (R1年度新規)	上限2,730	上限4,610	上限2,732	スキー：上限26,240 (R2年度新規)
中学校	22,510 (+190)	実費	460	上限60,300 (+2,710)	57,400 (+10,000)	2,250 (+20)	上限2,290 (+20)	上限6,150 (+50)	上限8,710 (R1年度新規)	上限29,850	上限5,500	上限4,220	スキー：上限37,650 柔道：上限7,570 剣道：上限52,380 (R2年度新規)

【特別支援教育就学奨励費】

単位：円、（ ）は昨年度比

	学用品	給食費	修学旅行	新入生学用品	通学用品費	校外活動 宿泊なし	校外活動 宿泊あり	卒業アルバム	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	体育実技用具費
小学校	5,760 (+50)	実費の1/2	上限10,835 (+90)	25,600 (+5,000)	1,125 (+10)	上限790 (+5)	上限1,825 (+15)	上限5,445 (R1年度新規)	上限1,365	上限2,305	上限1,705	スキー：上限13,120 (R2年度新規)
中学校	11,255 (+80)	実費の1/2	上限30,315 (+1,355)	28,700 (+5,000)	1,125 (+10)	上限1,145 (+10)	上限3,075 (+25)	上限4,355 (R1年度新規)	上限14,925	上限2,725	上限2,110	スキー：上限18,825 柔道：上限3,785 剣道：上限26,190 (R2年度新規)

●理科観察実験支援員の配置 9万円

理科教育の充実を図るため、授業中の観察・実験活動のサポートや設備や試薬等の準備や片付けのほか、理科室等の環境整備等について支援を行います。

※この事業は、国の補助(経費の3分の1)を受けて実施します。

●指導主事の配置 198万円

学校教育行政の推進を図るとともに、児童生徒の学力向上に向けた教員の授業力向上、生徒指導や特別支援教育推進などの学校支援のため、島根県教育委員会より派遣を受けた指導主事を、川本町教育委員会に1名配置しています。

指導主事は、学校教育に関する専門的な事項(学校における教育課程の管理、学習指導の改善、教員の研修など)の指導を行います。

※この事業は、指導主事の派遣に要する経費の4分の1を島根県に対して支出します。

## ■ 学校図書館司書の配置

598万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小中学校の図書館に司書を配置し、子どもたちの読書活動や図書館を活用した学習の支援を行っています。令和元年度には各校に児童・生徒検索用のパソコンを1台ずつ設置し、利便性が向上しました。小中学校とも、季節や行事、社会情勢に合わせた展示コーナーを設けるなど、子どもたちが本に親しみを持ち、読書を楽しむことができるような図書館づくりを進めています。

※この事業は県の補助(253万円)を受けて実施します。



川本小学校図書館



川本中学校図書館

ソファを設置するなど、レイアウトも工夫しています。

## ■ 外国語指導助手(ALT)の招致事業

1,006万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小中学校の児童・生徒の国際感覚や国際理解の促進、国際交流の推進、外国語教育の充実などを図るために、小中学校にそれぞれ専属の外国語指導助手を招致しています。

学校での活動の外にも、保育所訪問や英語での体験活動を行うなどして、幼少期から英語に親しむ活動を行っています。また町内での催しに参加し、積極的に国際交流の輪を広げる活動をしています。



中学校でのイングリッシュキャンプでは、ALTと英語で話しながら料理を作りました

## ■ スクールバスの運行 2,459万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

児童・生徒の通学及び生活交通の手段を確保するため、スクールバスを運行しています。現在、三原線、三谷線、矢谷線、日向線の4路線の運行を行っています。年間の利用料(100万円)を経費にあてています。スクールバスの時刻表は、第3章交通対策の『三江線沿線バスマップ・時刻表』(42ページ)をご覧ください。

◇乗車料金 区間に関係なく一律料金

大人200円、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は100円です。

町内に居住される15歳以下の方は無料です。

◇回数券 1,000円(100円券11枚綴り)

◇定期券 役場町民生活課と教育委員会で販売

期 間	通 学 定 期	通 勤 定 期
1 カ 月	7,200円	8,400円
3 カ 月	20,520円	23,940円
6 カ 月	38,880円	45,360円

◇料金助成 フリーパス提示で無料

【対象者】運転免許証を自主返納された方(川本町在住で65歳以上の方のみ)

※フリーパスの発行は川本町役場 まちづくり推進課で行います。

詳細は第3章交通対策の『高齢者フリーパス事業』( ページ)をご覧ください。

## ■ 教育環境魅力活性化事業 940万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小学校1校、中学校1校という本町の特徴を活かした教育を展開するため、小学校から中学校までの段階を一貫した教育方針のもと、小・中合同での研修会や事業を通じて教職員や保護者が連携を深め、小中連携の強化と、魅力ある教育環境づくりを推進します。

また、地域連携コーディネーターを中心に、保育所から高校までをつなぐ「タテの連携」と、学校と地域や家庭をつなぐ「ヨコの連携」により、川本町の学びの魅力を高めていきます。

※これらの事業は、県の補助(58万円)とふるさと思いやり基金(46万円)、

特別交付税(757万円)を活用して実施します。

### <令和2年度教育環境魅力活性化事業>

- 小・中・高の英語検定費用助成事業
- 小学生向け英検ジュニアと事前学習会(チャレンジ会)開催
- サマーキャンプ
- 「夢の教室」事業

## 英検ジュニアにチャレンジしませんか!?

小学校での英語必修化に伴い、早期から外国語の学習に取り組むきっかけづくりと共に、目標に向かって努力する強い気持ちを育みます。

平成30年度からは、小学生を対象とした「英検ジュニア」の検定を川本町で実施し、受験に向けた事前学習会として「チャレンジ会」を開催しています。

令和2年度は「ブロンズ」「シルバー」「ゴールド」の試験とそれに向けてのチャレンジ会を開催する予定です。

川本中学校では、川本町からの受検料の補助を受けて全校生徒が英検にチャレンジしています。



### ●小中学校の教職員研修 ～学び合い聴き合う関係づくりを目指して～

小学校・中学校では、「共に学びあう授業をめざして」を研究テーマに、子ども全員が主体となって学習が進む授業をめざし、学期に1回専門の講師を招いて研修会を実施しています。わかること、わからないことを友達と話し合い、関わり合いながら、自分の考えを広げたり深めたりすることは、次期学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」につながるものとなり、本町の教育の柱として考えているものです。

### ●「夢の教室」事業（ふるさと思いやり基金活用事業）

小学校5年生と中学校2年生を対象に、トップアスリートが「夢を持つことの素晴らしさやそれに向かって努力することの大切さ」を伝える授業を行います。令和元年度は、元アーティスティックスイミング日本代表の中村麻衣氏が夢先生として2校を訪れました。



※この事業は（公財）日本サッカー協会と連携して実施しています。

## ■ 学校給食

2,915万円

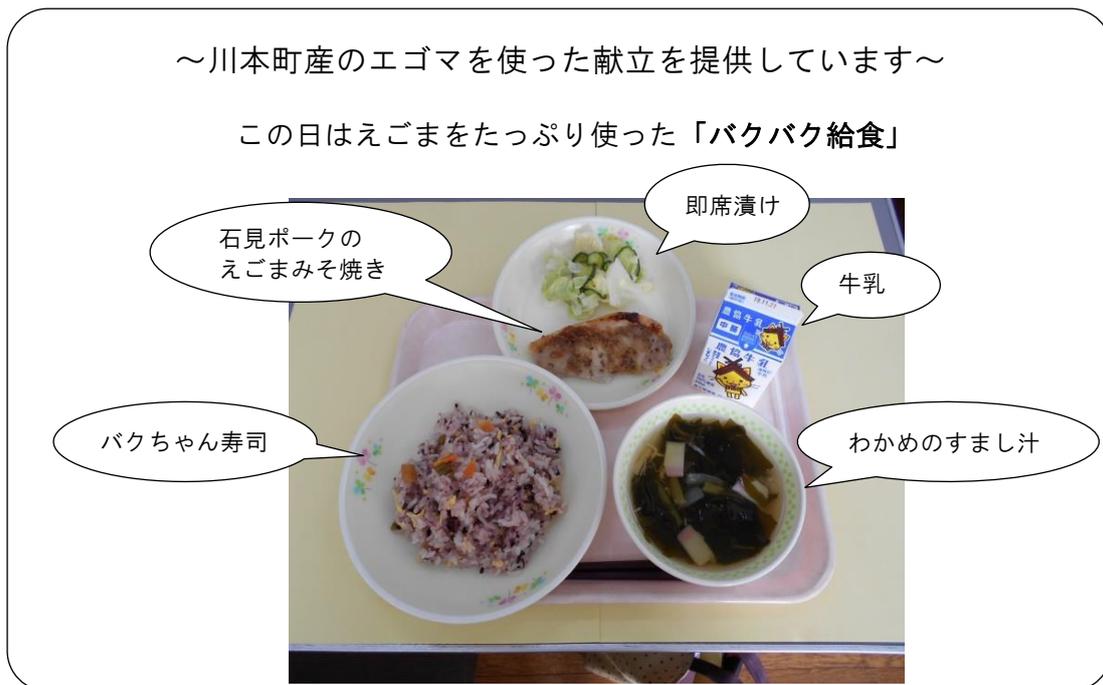
(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

平成26年8月に建設した学校給食センターでは、1日約250食の給食を提供しています。

川本町の特産品である「エゴマ」を小中学校の児童・生徒へ月2回程度提供し、地産地消、食育の取り組みを推進しています。小中学校の児童・生徒へ安全・安心でバランスの取れた美味しい給食を提供するとともに、学校給食を通して食育、地産地消を推進していきます。

～川本町産のエゴマを使った献立を提供しています～

この日はえごまをたっぷり使った「バクバク給食」



～1年生保護者給食試食会～



保護者の皆さんにも普段子供たちが食べている栄養バランスの取れたおいしい給食を味わってもらいました。

～世界の国からこんにちは給食（メキシコ）～



この日は校長先生がメキシコ人に扮して教室を訪問。子供たちは大喜びです。

給食を通じて子供たちが色々なことに興味を持って学んでくれるように、先生たちも様々な工夫をしてくださっています。

## 人権・同和教育

### ■ 男女共同参画の推進

19万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

「男女共同参画社会の実現」は、国を挙げて取り組むべき課題とされています。その目指す姿は、

① 固定的性別役割分担の解消

② 「男は仕事、女は家庭」から「男も女も家庭も仕事も」

です。また近年は、結婚・出産後も生涯働きたい女性の割合が増えており、女性が社会で活躍し続けられる社会を目指す「女性活躍の推進」が重要視されています。

このような社会実現へ向け、令和3年度から5年間を計画期間とした「第3次川本町男女共同参画推進計画」を策定し、実態調査や意識啓発等に取り組んでいきます。

### ■ 人権・同和教育の推進

40万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

一人一人の人権が尊重される偏見や差別のない明るい社会の実現に向けて、様々な人権課題を解決していくことは、行政の責務であり国民的な課題です。

川本町では、町内全戸を対象とした「人権に関する意識調査」の結果や、現在の社会情勢などを反映し、「川本町人権教育・啓発推進基本計画」を策定しています。この計画を基に、いじめや差別のない明るい川本町を築くため、人権・同和教育の推進を図っていきます。

・ 人権・同和教育研修会開催経費（17万円） ・ 人権のつどい開催経費（22万円）



令和元年度川本町人権を考えるつどい講演会の様子

## 社会教育の充実

### ■ 家庭教育支援

25万円

(教育課 社会教育係 Tel. 72-0594)

#### ●K-POP事業（かわもとぼかぼかおやこプロジェクト）

島根県が行っている「親学プログラム」を活用し、子育て中の保護者を対象として、事業を行います。日々の子育てに関する不安や疑問などを、同じ子育てをしている保護者同士で話し合い、また、地域の方や自然とのふれあいをとおして、地域で行う楽しい子育てを目指して、事業を行い、家庭教育の支援を行っていきます。

#### 《プログラムの内容》

- ・ 親としての心構え
- ・ 親子のコミュニケーション
- ・ 生活リズム
- ・ しつけとルール
- ・ 安全と健康
- ・ 遊びと体験
- ・ 個性と夢



三原で実施した『秋の円山ハイキング登山』  
K-POP 事業の様子

#### ●大学と連携した子育て支援

島根大学・島根県立大学と連携した子育て支援を図ります。



勉強会の様子

#### 夏休み、冬休み勉強会

島根大学教育学部の現役学生を講師に招き、学習交流センターで、小中高生を対象とした勉強会を行います。家庭学習の定着を図り、学力の向上を目指します。

## ■ 成人式

14万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの方を対象に、8月14日に成人式を挙行します。式典後には新成人の学生時代の映像などを上映したり、記念行事を行ったりと、町をあげて成人者をお祝いしています。



新成人代表あいさつ



新成人による飛び入り演奏

## ■ ふるさと教育の推進

23万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

豊かな心やふるさとへの愛着と誇りを培い、地域社会への貢献意欲を喚起し、児童・生徒の「生きる力」を育むことを目的としています。総合的な学習の時間を中心に、地域の「ひと（人材）、もの（自然・施設）、こと（行事）」を取り入れ、地域課題解決に向けた「ふるさと教育」を進めています。

今年度も、小・中学校の9年間を見通した系統的・一貫性のある指導計画を策定し、これに基づいて探究的・体験的に学習を進めるとともに、地域のみなさんとふるさとを考える機会をつくっていきます。

※この事業は、県の補助（23万円）を受けて実施します。



【川本小学校】

3年生の社会科で昔の道具を体験する学習を行いました。

## ■ 職場体験活動

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

職場体験とは、ふるさと教育とキャリア教育を複合させた目的を持ち、中学校の生徒が商店や事業所、地元企業、公的施設などの地域の職場で働くことを通じて、職業や仕事を実際に体験したり、働く人々と接したりする学習活動です。

職場体験を通して、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することが大きなねらいです。令和2年度も町内の事業所等と協力しながら実施します。

職場体験を行っている事業所等には緑色ののぼり旗を立てていますので、お立ち寄りの際には、応援の声をかけてください。

保育所での体験



漁業協同組合での体験



道の駅での体験



医療機関での体験

職場体験実施中

川本町

町内での活動をとおして、地域の良さを再認識し、郷土に誇りを持つ機会としていきます。

## ■ 子育てサポートセンターの運営 898万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

(子育てサポートセンター TEL 72-1570)



### 体験活動開催

ふるさとの自然・伝承文化・スポーツ・食育・学習など・・・子ども達が楽しみながら学べる活動、地域の「ひと・もの・こと」とふれあう体験活動を実施しています。

#### ■在宅児「いいお顔の広場」

- ・あそびのひろば&ミニ読書会  
(月3回水曜)
- ・親子うんどう教室 (月1回木曜)
- ・親子わくわくデー (月1回)



#### ■小学生「キッズクラブ」

- ・「キッズ☆トレーニング」(月1回金曜)
- ・「キッズ☆キッチン」(月1回月曜)
- ・「キッズ☆アトリエ」(月1回水曜)
- ・「キッズ☆スタジアム」(月1回木曜)

### オープンスペース

在宅児家庭親子の遊び場、小・中学生の居場所、地域ボランティア活動の拠点として・・・施設内のスペースを開放します。また、世代間交流の場として活用します。

#### ■在宅児家庭

- ・毎日の遊びの場 すこやかセンター  
1Fを開放

#### ■小学生

- ・放課後居場所開設  
(平日・長期休業)  
すこやかセンター2F
- ・体験活動「キッズクラブ」も開設

#### ■小・中・高校生

- ・学習や読書、体験活動のスペースとして

### 情報提供

子どもや子育てに関する情報を提供します。

- 町内外の子どもへ活動情報の提供

### 学習支援

子どもと地域・学校をつなぎ、ふるさと教育を推進します。

- 子どもの活動支援ボランティアバンク拡充
- 学習活動と地域とのコーディネート

管理運営を川本町社会福祉協議会に委託(898万円)しています。

※この事業は、国と県の補助(437万円)を受けて実施します。

## 居場所って

どんなところ??

「居場所」は、すこやかセンター2階にあります。  
利用する子ども達は、すこやかセンター2階の玄関を使用します。



ここが2階の  
玄関です。



来た子から、玄関にある  
利用簿に自分で名前を記  
入します。

ロッカーに、荷物を入  
れます。



室内で広々と  
過ごすことも  
出来ます。



勉強をしたい子  
は、静かに勉強  
をします。



## 川本町子育てサポートセンター

場所：すこやかセンター内

住所：川本町川本 332-16

TEL/72-1570

開館時間：午前9時から午後5時まで

休館日：土日、祝日、年末年始

## 読書活動の推進

### ■ かわもと図書館の管理運営

1,681万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

(かわもと図書館 TEL 72-0025)

生涯学習への要求に応えるため、新刊図書や郷土資料、視聴覚資料などを整備します。季節感のある展示や親しみやすい雰囲気づくりを心がけ、多くの方に本を利用していただく取り組みを進めています。

川本町では、4月23日の子ども読書の日を「川本町読書の日」、10月27日から11月9日の秋の読書週間を「川本町読書週間」と位置づけて、読書普及活動に取り組んでいます。また、児童・生徒の学習や読書活動を支援するため、小中学校の図書館と連携しています。

#### ●ブックスタート事業

赤ちゃんの「心とことば」を育むために必要な、「愛情と温もりのある語りかけの時間」を持つことを支援するため、4・5カ月児の保護者を対象に、乳児検診の際に絵本をプレゼントして読み聞かせの指導を行います。また、フォローアップとして1歳半及び3歳児健診時にも図書館司書が保護者の方へ読み聞かせについてお話しする機会を設けています。令和2年度より、妊婦の方を対象にマタニティ・ブックスタート事業を実施します。母子健康手帳交付時に引換券付リーフレット配布し、図書館にて本をプレゼントします。

#### ●読み聞かせ

子育てサポートセンターの事業にあわせて、在宅保育のお子さんと保護者を対象に、読み聞かせ活動「えほんのじかん」を行っています。他にも、小学生以下の子どもたちを対象にした「季節のおはなし会」も行っており、子どもの頃から読書の楽しさに触れる機会を提供したり、町内読み聞かせボランティアグループの協力により「あおぞら図書館まつり」を町内に出向いて開催したりしています。



子ども体験教室での読み聞かせの様子

#### ●ボランティア養成研修

町内読み聞かせボランティアの資質向上を図るための研修会を行い、読み聞かに適した本の情報交換などをして、ボランティアの輪を拡げています。ぜひ、一緒に読み聞かせ活動をしてみませんか。

### ●移動図書館

館内での貸出だけではなく、町内各地のイベントの空き時間や保育所お迎えの時間、集いの場を利用した移動図書館を行い、どこでも本を借りることのできる機会を作っています。

### ●高齢者・障がい者配本サービス

図書館に来館することが難しい高齢の方、障がいをお持ちの方を対象に、自宅に本を運ぶ配本サービスを行っています。平成24年度からは福祉施設への配本サービスを実施し、サービスの拡大を図っています。

### ●インターネット蔵書検索

パソコンやスマートフォンからご家庭で図書館の本を検索・予約依頼をすることができます。



### ●大きな活字の本

大きな活字の本を取りそろえています。

〈文字サイズの違い〉通常の本9ポイント → 大活字本14～22ポイント

例) 通常の本： あいうえお                      大活字本： あいうえお

印刷物の文字を拡大し、読み上げる機械「よむべえ」（しゃべる拡大読書器）を図書館に設置しています。どなたでもご利用いただくことができます。

### かわもと図書館利用案内                      （悠邑ふるさと会館地下1階にあります）

開館時間：午前9時から午後6時まで（平日）／午前9時から午後5時まで（土日）

休館日：火曜日、祝日、年末年始

毎月末日（末日が土・日曜日の時は、翌月曜日が休館。末日が火曜日の時は前日の月曜日も休館）

所蔵している資料：

一般書、児童書、絵本、紙芝居、郷土資料、新聞、雑誌、DVDなど

予約サービス：

貸出中の本に予約をかけていただくことができます。

返却され次第、お電話でのご連絡と本のお取り置きをします。

リクエストサービス：

図書館に無い本をご利用になりたい場合のサービスです。

購入または、県内外の図書館から借り受けしてご利用いただきます。

図書館ホームページ：

蔵書検索やイベントの案内を載せています。



## 公民館活動の充実

### ■ 公民館活動の推進

522万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

川本町では、生涯学習の拠点として2つの公民館と三原まちづくりセンターを活用しています。参加者の自主的な活動のほか、主催事業として次のような事業があります。参加申込は直接各施設までお願いします。

#### ●中央公民館（悠邑ふるさと会館） TEL 72-0594

悠々大学（対象者：50歳以上の町民）

50歳以上の町民を対象に教養・趣味・健康に関する講座などを行い、生涯にわたって学習し続ける機会を提供しています。



悠々大学（大人のぬり絵）

#### ●西公民館 TEL 72-0680

食などをテーマに子育て世代と地域の交流を図る取り組みを行っています。子育て世代と地域がともに支え合いながら子どもたちを育て、地域を作る活動を目指します。



カツオのたたき調理体験事業

#### ●三原まちづくりセンター TEL 74-8410



あおぞらまちセン事業（仮）※旧あおぞら公民館

地域行事などに併せて、三原まちづくりセンターを会場に開催し、地域の方が、それぞれの得意なことを活かした内容を出店します。多くの方に来館していただく事を目指し、地域の方々と一緒になって事業を実施しています。

## 生涯スポーツの推進

### ■ スポーツ大会、教室の開催

60万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

スポーツを通して心身ともに健康になるよう、関係団体と連携してスポーツイベントや教室を行います。

●スポーツ講演会(12月)

●ウォーキング大会(5月～3月)

年4回、四季折々のコースを提供します。  
健康づくりの第一歩!

●川本町親睦バレーボール大会(6月予定)

自治会対抗の9人制バレーボール大会です。  
この大会は町体育協会主催で行われます。

●川本町親睦野球大会(8～9月)

自治会対抗の野球大会です。  
この大会は町体育協会主催で行われます。

●川本町一周駅伝競走大会(11月14日)

商工会館前を発着点に、8区間、25.4kmのコースで  
健脚を競います。



第64回川本町一周駅伝競走大会  
(令和元年11月9日開催)

### ■ スポーツ団体への補助

46万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

川本町のスポーツ活動をより一層充実させるため、川本町民のためのスポーツ活動を実施している団体や大会参加チームなどに運営費・参加費などを補助します。

- ・ 邑智郡体育協会等補助 13万円
- ・ 川本町体育協会補助 4万円
- ・ しおかぜ駅伝参加支援 29万円



## ■ 体育施設の管理運営

717万円

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

スポーツ活動及び健康づくりの拠点として、より使いやすい施設整備を目指しています。



### 《町民球場》

島根中央高校男女硬式野球部、中学校、スポーツ少年団、邑智郡野球連盟が練習や試合で主に利用しています。またナイター（7月～10月）を使って社会人野球大会や自治会親睦野球大会が開催されます。

平成30年度に、周辺の安全を確保するため、硬式用防球ネットを新設しました。

### 《第4種公認陸上競技場》

邑智郡で唯一の公認グラウンドで、郡の陸上大会などで利用されています。

平成30年度に災害復旧工事としてフェンスと側溝の修繕を行いました。



### 《町民体育館》

平成24年度に大規模な改修を行いました。全面人工芝の運動場では、野球の練習やペタンクなどが楽しめます。また、旧川本西小体育館を町民体育館として運営しています。

このほか、小中学校の体育館も希望により貸し出しを行っています。

三原まちづくりセンター体育館もスポーツ利用が可能です。

詳しくは教育委員会または小中学校までお問い合わせください。

川本小学校 : 0855-72-0329

川本中学校 : 0855-72-0408

## 文化振興

### ■ 悠邑ふるさと会館の管理運営

3,854万円

(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

平成8年に開館した悠邑ふるさと会館は、1,000人収容の大ホール、多目的ホール、会議室や図書館が整備された、複合文化施設です。小規模な会議、また講演会やコンサートなどに幅広くご利用いただいているほか、文化行事の拠点として鑑賞や発表の場としても、川本町を中心とした近隣市町の多くの方に楽しみと潤いを提供しています。平成26年度から川本町の所有となり、会館の維持管理と運営を直接行っています。



町が目印（ランドマーク） 悠邑ふるさと会館全景



10名程度の会議や打ち合わせが可能な楽屋



講演会や展示、スポーツなどマルチに利用可能

悠邑ふるさと会館には、人数に応じてご利用いただける会議室の他、マルチホールや楽屋も用途に合わせてご自由にご利用頂けます。マルチホールではスタインウェイを使つての発表会や録音も可能です。ご利用目的に合わせて貸出可能な備品のご用意も可能で、機器操作も必要に応じて当館スタッフがお手伝いさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

ご予約は1年前から受け付けています。

【TEL 0855-72-0001】

## ■ 文化事業の振興

462万円

(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

悠邑ふるさと会館では、日頃の活動の成果を披露する場として「皆さんが主役」となる催しを支援し、また、一方では著名な歌手や団体などを招いて、多くの方に楽しみの時間を共有していただく文化芸術鑑賞の機会を創出するよう努めています。

令和2年度は、吹奏楽公演のほかに演劇公演や、NHKとの共催によるのど自慢の開催を予定しております。ホールだけでなく、エントランスを利用したロビーコンサートも充実を図り、多くの皆様により親しんで頂ける施設になるよう目指します。

更に、文化芸術活動に親しむ町の雰囲気が高まるよう、個人や団体の活動を支援する取り組みも行っていきます。

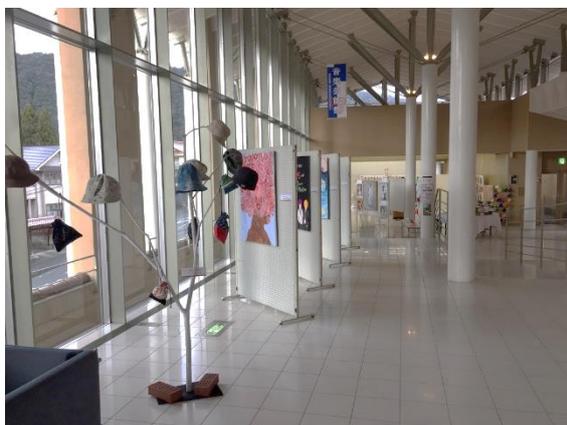


陸上自衛隊第13音楽隊による吹奏楽コンサート  
隊員による歌などの多彩なプログラムで、根強いファンも多く、たくさんの皆様にご来場頂いています。また、地元中学・高校吹奏楽部への楽器指導もあり、川本町の吹奏楽文化向上に欠かせない公演の一つです。

昨年度は開催時期を2月2日に変更して開催した「川本町音楽芸能祭」ですが、従来のステージ発表に加えて「文化作品展」を同時開催しました。絵画や写真、陶器や布細工など町民の皆さんによる力作を多数展示して頂きました。



上／川本町音楽芸能祭ステージイベントの  
最後を飾る婦人会の皆さんによる中国太郎



左／初めて実施した文化作品展  
大会議室からエントランスにかけて作品が  
並びました

《令和2年度の主な予定》 ※日程は都合により変更になる場合があります

## 映 画

第29回しまね映画祭2020（11月下旬予定）  
テーマ映画、日本の優秀映画、特選映画（一般作品）

## コンサート

邑智郡吹奏楽のつどい（※）

※新型コロナウイルスの影響で中止となりました

邑智郡小中学校音楽祭（10月21日）

悠邑ふるさと吹奏楽団定期演奏会（12月）

川本中学校吹奏楽部定期演奏会（未定）

ピアノリレーコンサート（未定）

自衛隊音楽隊コンサート（未定）

川本町音楽芸能祭（未定）

ロビーコンサート（年4回程度）



一人一人が主役の川本町音楽芸能祭

## 郷土芸能

川本町神楽共演大会（※）

※新型コロナウイルスの影響で中止となりました

## その他

NHKのど自慢（10月18日）



川本町を拠点に活動する悠邑ふるさと吹奏楽団の定期演奏会



令和元年度の交通安全郡民大会は悠邑ふるさと会館で開催されました

## ■ かわもと音戯館の管理運営

2, 860万円

(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)  
(かわもと音戯館 TEL 72-3080)

平成29年度から指定管理者：株式会社オーサンに運営を委託しています。ホテルやレストランで憩いの時間を過ごしたり、プールやジムで体力づくりに励んだり、ぜひお気軽にご利用ください。

昨年度はボイラー設備やホテル客室の大規模改修を行い、より快適にご宿泊頂ける施設となりました。令和2年度も引き続き老朽化が進んでいる設備について改修をおこないます。



【レストラン】  
ランチ 11:30～  
ディナー17:00～(予約制)  
定休日：日・月・火

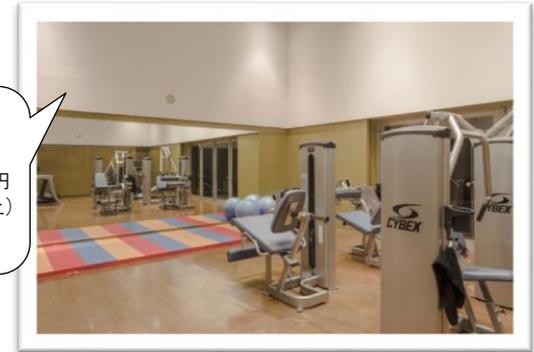
【プール】  
小中学生 330円 大人 550円  
シニア(65歳以上) 330円  
※利用時間はジムと同じ



【ホテル】  
1泊 7,500円  
(シングル利用)  
チェックイン 16:00  
チェックアウト 10:00  
◇改修により浴室  
がリニューアル



【ジム】  
中学生 160円  
高校生以上 330円  
シニア(65歳以上)  
300円



スポーツトレーナー(地域おこし協力隊:田井誠さん)からトレーニング指導を受けることができます。

## ■ 文化財の保護

530万円

(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

川本町指定文化財(史跡)である丸山城跡が、島根県指定文化財(史跡)となりました。丸山城は石見小笠原氏との関連が深く、中世の山城としてたいへん貴重な史跡です。町が誇る文化財として将来にわたって保護し、その存在を再認識してもらうために、広報等で継続的なPR活動を展開していきます。また、町内の史跡や文化財についても調査研究を進め、町の貴重な歴史的資料として整備、保護を進めます。

令和2年度は、島根大学 井上寛司名誉教授が執筆された「中世川本・石見小笠原史料集」の発刊を予定しています。12月頃には発刊記念講演会などの開催も予定しています。石見小笠原氏に関する非常に貴重な文献となります。発売時期等は広報などで随時お知らせ致します。

## 【川本町に存在する文化財】

<県指定文化財> 2 件



木谷『木谷石塔』



三原『丸山城跡』からの雲海

<町指定文化財：建造物、天然記念物> 4 件



南佐木 『正蓮寺楼門と経堂』

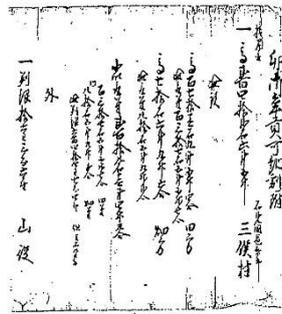


谷戸『谷戸経塚』

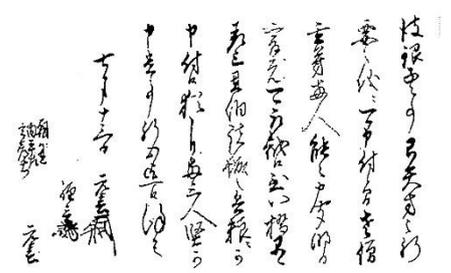


谷戸『イズモコバイモ』

<町指定文化財：古文書> 2 件



三原『坂原家文書』



市井原『全長寺文書』

### 「丸山城の評価」

丸山城跡は、その規模と総石垣造りである点から、石見地方を代表する中世山城であり、防御施設をほとんどもたない「山頂の居館」として県内のみならず全国的にも希少な遺跡です。さらに近年、特徴的な石垣が毛利氏下の吉川氏の勢力範囲である江川上流域にある館や寺院、さらには厳島神社のそれと共通することが指摘され、文献にある吉川氏との関係の深さが指摘されています。

また、小笠原氏が毛利氏との戦いに敗れ、居城である温湯城（川本町市井原）を去った後も、この丸山城の築城と石見銀山を含む江の川以北の所有を許されていること、さらに豊臣・毛利が石見銀山を共同管理した銀山最盛期に、銀山の技術者を統括していたことなど、文献史的にも再評価されつつあり、島根県の歴史はもとより、日本の歴史にとっても重要な遺跡といえます。





## 第 6 章

# 集落・協働・交流・定住

～人と人が支え合う協働のまち～

## 高校支援

島根中央高等学校の支援	117
島根中央高等学校通学助成金事業	117

## 集落・協働

コミュニティ助成事業	118
川本町総合計画（兼総合戦略）の策定	118
三原版「小さな拠点づくり」	119
小さな拠点づくりの推進	120
ふるさと納税	121
情報発信の充実	122

## 定住者支援

夢と可能性に挑戦する人財定住助成金事業	123
かわもと暮らし情報センターの運営	123
令和元年度における定住の取り組みの成果	124
川本町地域おこし協力隊	125
関係人口の創出・拡大	126

## 姉妹都市との交流

広島県安芸郡坂町との交流	127
広島県安芸郡坂町での出店イベント	127

## 高校支援

### ■ 島根中央高等学校の支援 9,447万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

#### ●教育振興助成(島根中央高校後援会へ助成) 1,814万円

高校存続に向け本町は、島根中央高校後援会とともに積極的な高校支援を実施しています。

魅力ある学校づくりを目指して、高校魅力化コーディネーターの配置、学力向上・部活動支援などを行っています。これまでの取組によって町内外から多くの入学があり、その実績が評価され、令和2年度の入学定員が90人から105人に拡大されました。今後もさらに魅力ある学校づくりを行っていきます。

※このうち1,184万円は国からの交付金を活用しています。



【まち親交流会の風景】

#### ●学習交流センター運営費 4,139万円

#### ●まちごと魅力化センター運営費 3,494万円

島根中央高等学校に町外・県外から入学した生徒は自宅を離れ、寄宿舎を生活拠点に高校生活を送ります。

本町では高校生の生活を支えるため、平成26年度から寄宿舎機能を備えた学習交流センターを運営しています。さらに令和2年度からは、新築のまちごと魅力

化センターの運営を開始します。施設を利用する高校生が人間として大きく成長できるよう、専属のコーディネーター配置などを行うなど、魅力的な施設になるよう取り組んでいます。

※国・県の補助金や交付金3,033万円を受けて実施します。

また、施設使用料2,890万円の収入を見込んでいます。



【まちごと魅力化センター完成イメージ図】

### ■ 島根中央高等学校通学助成金事業 1,411万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

町外から通う島根中央高校生の通学支援と、持続可能な公共交通の構築に向けた、安定的な利用者の確保対策として、島根中央高校生の通学に係るバス定期券・回数券の全額を補助しています。

江津川本線 588万円

川本美郷線 498万円

大田川本線 170万円

邑南川本線他 155万円



## 集落・協働

### ■ コミュニティ助成事業

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

(一財)自治総合センターが行う宝くじの普及広報事業の一環で、地域の発展のために自治会など住民が主体となる活動に対し、助成を行っています。活動の目的、事業内容によって助成金額に違いがありますので、詳しくはお問い合わせください。

採択団体の審査は(一財)自治総合センターが行います。

〈一般コミュニティ助成事業〉 助成上限250万円

住民の皆様が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、地域のつながりを深めることを目指すもので、活動に直接必要な備品等の整備を補助する事業です。

※令和2年度の申込期間は終了しています。

来年度以降に事業を予定しておられる自治会は、お早めにご相談ください。



宝くじ普及広報キャラクター  
クーちゃん

### ■ 川本町総合計画(兼総合戦略)の策定

219万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

川本町のまちづくりの指針となる「川本町総合計画(兼総合戦略)」の策定を進めています。この計画は、川本町が目指す将来の姿を明らかにし、今後の取り組みの方向を示すものです。

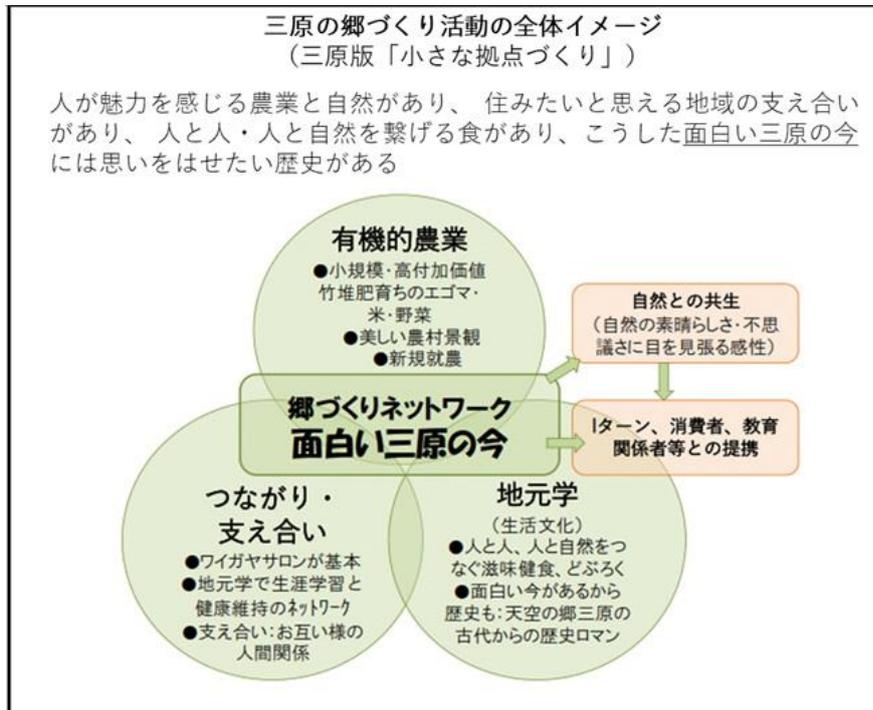
また、これまでの公民館エリア(中央地区、西地区、北地区)の枠にとらわれず、生活実態などに沿った詳細なエリアを設定し、それぞれの地域の特色を活かした地域運営のしくみを考える「地区別構想」の取りまとめも行っています。誰もが暮らし続けられる、暮らしたくなるまちづくりを進めるため、町民の皆様の幅広い意見を伺いながら進めていきます。



昨年度、全自治会に地域の現状や課題について聞き取り調査を行いました。特色ある地域づくりを進めるための計画づくりに生かしてきます。

## ■ 三原版「小さな拠点づくり」

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)



川本町では、住民自らが地域の将来ビジョンや活動計画を策定し、主体的に動いていく地域づくりを目指しています。

三原地区は、平成25年に島根県の地域づくりの重点支援の指定を受け、三原連合自治会をベースに話し合いや実践活動を続けてきました。現在は住民組織「三原の郷づくりネットワーク」を中心とした住民の主体的な地域づくりが行われています。『面白い三原の今を積み上げ、将来に繋げていく活動』が展開されています。



**【スープの日】**  
毎月第3水曜日  
三原の「食」が人と人、人と自然を繋げています。  
毎回多くの人で賑わう人気の活動です。



**【つながり・支え合い】**  
コーヒー1杯のサロン活動から地域のつながりが生まれました。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、お互い様の支え合いが行われています。



**【あおぞらまちセン事業(仮)「田植え囃子」や「きんさい祭り」との合わせ技**  
子育て世代から高齢者まで、幅広い交流が生まれています。



**【有機的農業】**  
放置竹林を伐採、チップ化して発酵させた竹堆肥と発酵肥料による土づくりで極上エゴマづくり  
この農法に惹かれた新規就農者も増えています。



**【郷づくりワークショップ】**  
1年間積み上げた活動をみんなで「ワイガヤ」住民主体で行われる、その年を振り返り、次に繋げるワークショップです。

令和2年度から三原まちづくりセンターの管理運営の役場の窓口がまちづくり推進課に変更になります。課として住民主体の地域運営に寄り添いながら、様々な活動を積み上げ、横展していきます。

なお、まちづくりセンターの管理は、三原の郷未来塾に委託しています。

## ■ 小さな拠点づくりの推進

925万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

住み慣れた地域で暮らし続けていくために、一定のエリアを基本として、住民同士の話し合いを通じて、地域運営（生活機能の維持、支え合い、生活交通、地域産業）の仕組みづくりを考える「小さな拠点づくり」を進めています。

地域づくりの主役は、これまで地域で暮らし、今日まで豊かな自然や伝統文化を守り、そして、次の世代に引き継いでいかれようとしている地域の皆様一人ひとりです。皆さんが暮らす地域の魅力や課題、将来の夢などを話し合い、将来に繋げていくための活動の支援を続けていきます。

(主な内容)

- ・ 集落の実態調査
- ・ 今後の地域のあり方についての話し合い活動の実施、地域の活動計画立案策定の支援
- ・ 具体的な実践活動への支援
- ・ エリア別の座談会などの開催
- ・ 実践活動の報告会の実施 など

# ～川本町への寄附金（ふるさと納税）～

皆さんのふるさとへの思いやりを「寄附金」という形でいただき、まちづくりに役立てます。また、この寄附は「ふるさと納税」制度にあたるもので、寄附額に応じ住民税と所得税から一定の控除が受けられます。

## ●川本町ふるさと納税使い道メニュー

- ① **がんばる集落や人を応援するために**
- ② **元気な子どもが育つ環境のために**
- ③ **健康で安心して暮らせる環境のために**
- ④ **島根中央高校を応援するために**
- ⑤ **新型コロナウイルス感染症対策のために**
- ⑥ **特に指定しない**

## ●ふるさと納税返礼品

寄附していただいた方に感謝の気持ちを込めて、ふるさとの特産品などをお送りします。

※ふるさと納税制度の規定により、返礼品の送付は川本町外にお住まいの方のみとなっています。

※令和元年6月の地方税法改正により、返礼品は全て寄附額の3割以下相当の品となっています。

## ●川本町への寄附方法

時 期：寄附金は随時受け付けています。

※起業家支援寄附等、一部受付時期を限定した寄附を募る場合があります。

形 式：寄附金は一口1,000円からで、1,000円単位で受け付けています。

なお、返礼品は町外寄附者のうち10,000円以上寄附していただいた方に送付しています。

方 法：下記3つの方法を選択いただけます。

- ① 寄附申請書（インターネットからダウンロード可）を提出していただき、郵便局で納付
- ② ふるさとチョイス（インターネット専用ページ）から申込みいただき、クレジット決済、郵便振込等から選択し納付

使 途：町は、寄附金を「川本町ふるさと納税使い道メニュー」の中の事業に活用します。

★24時間・365日インターネットからふるさと納税が可能です。

【アドレス】 <http://www.furusato-tax.jp/>

## 令和元年度も多くの方々から貴重なご寄附をいただきました。（寄附実績）

寄附件数 298件（県内 14件、県外 284件）

寄附金額 15,352,000円（県内 405,000円、県外 14,947,000円）

（希望使途別内訳）

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| ① がんばる集落や人を応援     | 3,132,000円 |
| ② 元気な子どもが育つ環境整備   | 3,559,000円 |
| ③ 健康で安心して暮らせる環境整備 | 1,735,000円 |
| ④ 島根中央高校支援        | 1,780,000円 |
| ⑤ 特に指定しない         | 5,146,000円 |

### 令和元年度 実施事業

日本サッカー協会「夢の教室」事業、出生等記念品贈呈事業など



（小学校で行われた夢の教室事業の様子。）

夢先生はアーティスティックスイミング元日本代表の中村麻衣さん。子どもたちに夢に向かって努力する大切さを伝えていただきました。

## ■ 情報発信の充実

379万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

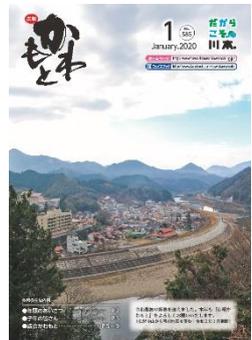
### ● 広報かわもと（毎月20日発行） 320万円

町民の皆さんが活躍されている様子や、行政からのお知らせなどを月1回お届けしています。

「広報かわもと」は、町のホームページでもご覧いただけます。町外にお住まいの方には、送料をご負担いただければお送りすることもできますので、お問い合わせください。

【広報紙への掲載広告を募集しています】

- ・ 広告1（1段サイズ）：縦55mm×横170mm 5,230円（町外10,470円）
- ・ 広告2（半サイズ）：縦55mm×横85mm 2,610円（町外5,230円）
- ・ 広告3（3分の1サイズ）：縦55mm×横55mm 1,570円（町外3,140円）



広報かわもと

### ● 川本町公式ホームページ 59万円

高齢の方や障がいをお持ちの方など誰にでも情報を探しやすく、見やすく、使いやすく、安全に利用できるホームページ作りを目指しています。また、川本町公式ホームページは、スマートフォンやタブレット端末にも対応していますので、いつでもどこでもアクセスできます。

<http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/>



島根県川本町公式HP



川本町公式ホームページ

【ホームページへのバナー広告を募集しています】

川本町公式ホームページのトップページにバナー広告を掲載します。自社サイトのPR・アクセス向上にご活用ください。

- ・ バナーの大きさ（縦60ピクセル×横150ピクセル） 1枠：3,140円/月

### ● 川本町公式Facebook（フェイスブック）

Facebookでは、旬な町の情報を発信しています。

<https://www.facebook.com/town.kawamoto>



島根県川本町公式FB



## 定住者支援

### ■ 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金事業 72万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

地域の人財確保のため、地元に残って就職する方や、大学等を卒業後に地元に戻って就職する方に対する助成金制度を設けています。

#### 【申請条件】

- ① 高校卒業後に将来の展望などを記載した「自分計画書」を町長に提出・発表して認定を受けた方
- ② 卒業後10年以内に就農・起業又は正規雇用者として就職し、川本町に定住した方

大学等で奨学金の貸与を受けていない方

#### 定住助成金

最大50万円(1回限り)

大学等で奨学金の貸与を受けた方

#### 奨学金返還助成金

前年度返済金額(上限24万円)10年間

### ■ かわもと暮らし情報センターの運営 1,363万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

川本町では、移住・定住についての総合相談窓口「かわもと暮らし情報センター」を開設しており、専任のスタッフが、仕事、住まい、子育てなど、移住・定住にまつわるあらゆる相談にワンストップで対応しています。メール、電話での個別相談はもちろん、都市部での相談会への出席やPRイベントの開催、「かわもと移住体験プログラム」の実施や川本町移住サイト「かわぐら」の運営などを行っています。



かわもと暮らし情報センター

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本608-1

総合相談窓口 月～金 9時～17時(土・日・祝日定休)

TEL 0855-74-2110

Mail [info@kawamotogurashi.jp](mailto:info@kawamotogurashi.jp)

HP <http://www.kawamotogurashi.jp/>

全力でサポートします



## 令和元年度 定住の取り組みの成果

定住人口の維持・拡大を図り、活力あるまちづくりを推進するため、定住対策に取り組んできました。令和2年度も引き続き定住人口の確保に向け取り組みます。

令和元年度の取り組みによって、152名の転入者（前年度比+7名）を迎えることができましたが、転出者数が転入者数を上回り、3名の社会減となりました。また、自然的要因による人口減少は依然として大きく、令和元年度1年間で55名が減少し、全体では58名（前年度51名）の人口減少となりました。

### □相談件数、移住者数

相談件数181件（前年度170件） 定住成果19件、29名（前年度11件、29名）

### ○定住者の転出地別内訳

◇県外 13件・21名（前年度8件・19名）

関東地方 5件・5名、近畿地方 3件・10名、中国地方 3件・4名

九州地方 2件・2名

◇県内 6件・8名（前年度3件・10名）

松江市 3件・3名、奥出雲町 1件・1名、江津市 1件・2名、邑南町 1件・2名

### ○家族構成別内訳

単身者 13件・13名、世帯 5件・15名

### ○住居別内訳

町営住宅（定住促進住宅含む） 4件・12名、民間アパート 12件・13名

### □令和元年度人口の推移 ※（ ）は前年数値

平成31年4月～令和2年3月の人口推移 △58名（△51名）

（要因別）社会的要因による人口減少（転入者数－転出者数）△3名（△4名）

自然的要因による人口減少（出生者数－死亡者数）△55名（△47名）

引き続き定住対策に力を入れていきます。

## ■ 川本町地域おこし協力隊

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

「地域おこし協力隊」は、地方で地域外の人材を受け入れて地域協力活動などに従事しながら、その定住・定着を図るための制度です。現在、川本町には13人の地域おこし協力隊員、7人の地域おこし協力隊出身者とその家族が居住しています。そのスキルを生かして地域を盛り上げて来ています。



観光活性化コーディネーター(チャレンジ型)  
曾我 暎 さん  
カフェ Irohako

2年前に長野県よりIターン移住し、現在は、「江の川流域・三瓶山エリア広域観光連携推進協議会」の事務局を務めながら、川本町を中心とした観光の活性化に取り組んでいます。また、川本の中心地である弓市地区の空き家・空き店舗の活用推進を目的に、任意団体「弓市リノベーションプロジェクト」を立ち上げ、昨年11月には活動の第1弾として、カフェ「Irohako(イロハコ)」をオープンしました。地域の方が気軽に立ち寄れる多世代交流拠点を目指して、日々営業を行っています。



高校魅力化コーディネーター(ミッション型)  
須崎 閑人 さん  
川本町学習交流センター

東京出身で、高校3年間を「しまね留学生」として川本町で過ごしました。当時の思い出は、学校よりも寮生活のことが多く、大学進学で東京に戻った後も当時の仲間との交流は続いています。大学では社会学を専攻し、教員免許を取得。卒論テーマにも「しまね留学」を選びました。最初は嫌々だった田舎暮らしも今は慣かしく、どこかに住むならやっぱり川本町がしっくりくると感じ、地域おこし協力隊に応募することにしました。自らの経験を活かし、学習面も含めて寮生をサポートしていけたらと思っています。



スポーツトレーナー  
(チャレンジ型)  
田井 誠 さん  
かわもとおとぎ館  
▶ 活動内容  
かわもとおとぎ館トレーニングルーム等での運動指導



まちの温泉活性化支援員  
(ミッション型)  
小丸 郁美 さん  
地域活性化センターかわもと  
▶ 活動内容  
湯谷温泉弥山荘の運営と「食」をテーマとした地域活性化



農業研修生  
(チャレンジ型)  
野澤 友裕 さん  
▶ 活動内容  
エゴマの栽培・加工・販売研修と新規就農



ローカルクリエイター  
(チャレンジ型)  
山内 ゆう さん  
石見織企画室  
▶ 活動内容  
石州和紙等の地元素材を材料とした石見織の確立



農業研修生  
(チャレンジ型)  
中村 優史 さん  
▶ 活動内容  
農作物の栽培研修と新規就農



まちの温泉活性化支援員  
(ミッション型)  
永田 正彰 さん  
地域活性化センターかわもと  
▶ 活動内容  
湯谷温泉弥山荘の運営と「音楽」をテーマとした地域活性化

## ■ 関係人口の創出・拡大 200万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

人口減少が進み、地域づくりの担い手の育成・確保が難しいという課題がある中で、「関係人口」という考え方が全国的に注目されています。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、生活の本拠地は都市部等に置きながら、地域に継続的に多様な形で関わり、地域を盛り上げてくれる人をいいます。現在、川本町では、町出身者など川本町にルーツのある方や島根中央高等学校の卒業生、自然・歴史・文化・芸能・産業などで川本町に興味・関心を持つ方々が関係人口として関わり始めています。こうした人材を増やして地域活性化に取り組んでいきます。

(関わり方のステップ)

<p><b>【ステップ1】</b> 川本町のファンクラブづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川本町の情報発信に関わる</li> <li>・町産品を消費する</li> </ul>	<p><b>【ステップ2】</b> 川本町に通う人・関わる人を増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内のイベントに関わる</li> <li>・農作業、地域の生活支援に関わる</li> </ul>	<p><b>【ステップ3】</b> 自分の職業やスキルを川本町のために生かす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町産品を使った特産品づくり</li> <li>・飲食店で町産品を使用する</li> <li>・都市部で町産品を販売する</li> <li>・芸術活動で町を盛り上げる</li> </ul>
--	---	--

(令和元年度に取り組まれた関係人口の方々の取り組み)



**【温泉でアート】**  
弥山荘の中庭に武蔵野美術大学の学生がデザインした「川本の風景」が描かれました。



**【神楽と美大生のコラボ】**  
川本神楽団と武蔵野美術大学の空間演出デザイン学科の学生とのコラボレーション公演が東京都で行われました。



**【甘酒&エゴマみるくあいす】**  
「2019 お菓子の世界大会アイスクリーム部門」で優勝した、本町出身の木下拓哉さんプロデュースのアイスクリームを弥山荘限定で販売しています。

## 姉妹都市との交流

### ■ 広島県安芸郡坂町との交流

72万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

昭和61年に姉妹都市縁組を結んで以来、両町では人、文化、スポーツ、産業など様々な交流を通じて親交を深めており、今年度で姉妹縁組33年を迎えます。

毎年小学生を対象に、夏は坂町で海洋スポーツ交流、秋は少年野球、冬はスキー交流を企画・実施しています。その他に、町議会議員、女性交流会、老人クラブ連合会（社会福祉協議会主催）などの交流が行われています。



子どもスポーツ交流会  
(国立江田島青少年交流の家)



子どもスキー交流会  
(琴引フォレストパークスキー場)

### ■ 広島県安芸郡坂町での出店イベント

33万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

姉妹都市を結んでいる坂町とは、両町の特産品についてもPRを行っています。毎年秋に坂町で開催されている「坂町・川本町特産品フェア」では、多くの来場者があり、川本町の特産品を販売しています。また、春には「坂町ようようまつり」も開催されています。



坂町・川本町特産品フェア出店風景



# 第7章

## 健全な財政経営

## 健全な財政経営

監査活動	131
議会運営	131
町例規集の維持管理	131
職員研修	131
税金の課税・徴収に関する経費	132
会計事務に関する経費	133
情報システムの運用	134
国民年金の事務	134
火葬場の運営	134
戸籍・住民票の交付などに関する経費	135
一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費	135
選挙事務	135
法律相談センターの運営	136
町有財産の維持管理	136

## 健全な財政運営

### ■ 監査活動

120万円

(監査委員事務局 TEL 72-0068)

町では、2名の監査委員を任命して行政運営及び財産管理が適正になされているかを検査し、その内容を公表しています。この度監査制度の充実強化を図るため、地方自治法等の改正が行われました。これにより、令和2年度からは、新たな監査基準を策定し監査等を実施します。

監査は毎月1回行う例月出納検査、年1回行う定期監査、決算審査のほか、事務監査請求、住民監査請求による監査などもあり、それぞれの監査によって透明性の高い行政運営が確保されています。

### ■ 議会運営

5,500万円

(議会議務局 TEL 72-0068)

町民の代表者として選ばれた議員が、町民の福祉向上と地域社会の発展を図るために、町政の方針や予算などを審議し、議会の重要な役割である「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の監視」の機能を発揮しながら、住みよいまちづくりの実現に積極的に取り組んでいます。

定例会は年4回(3、6、9、12月)、必要に応じて臨時会を開催します。定例会と臨時会は傍聴ができますので、ぜひご来場ください。なお、会議録は町のホームページでも公開しています。また、本会議で決めなければならない議案などを、常任委員会(総務教民、産建町民)及び特別委員会で専門的に調査、審査します。議会議員研修にも参加し、町政発展に尽力いたします。

### ■ 町例規集の維持管理

271万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

役場で行っている業務のすべては、法律はもとより、条例や規則などで定めた内容に基づいて実施しており、その条例などを川本町ホームページで公開しています。条例などの作成から公開に至るまでをシステムにより管理し、保守サービスとして委託しています。ホームページは随時更新し、常に最新の町の例規を公開します。なお、申請書なども入手できますので、是非ご覧いただきご利用ください。

### ■ 職員研修

216万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

行政課題や住民ニーズが多様化、複雑化し、より高度な政策判断と知識が求められる中、これまでに以上に職員の高い行政能力が問われています。職員の資質と能力を向上させるため、職員研修に力を注いでいます。

研修は、町が独自に行うものや、島根県自治研修所、中央研修所に委託して行うもの、また総務省自治大学校等の他研修機関が開催する研修などがあり、積極的な参加を促しています。

※島根県市町村振興協会研修委託費補助、研修受講補助を受けて実施します。

## ■ 税金の課税・徴収に関する経費

3,003万円

(町民生活課 税務係 TEL 72-0632)

町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）を適正に計算・処理し、徴収業務を行うための経費です。

税金は納期内の納付をお願いします

～町税はみんなの暮らしを支える大切な財源です～

町では、町民の皆さんが豊かで安定した暮らしができるように、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興、消防など様々な事業を行っています。町民の皆さんが納める税金は、皆さんが安心して生活するために重要な役割を果たしていて、暮らしを支える町の大切な財源です。税金は納期内の納付をよろしくをお願いします。

○納期は次のとおりです。 納期内に金融機関で納付をお願いします。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	【種別割】		全期										
固定資産税		1期			2期					3期		4期	
町県民税	(※注)			1期		2期		3期			4期		
国民健康 保険税	普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
後期高齢者 医療保険料	普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

- ・普通徴収 とは、納付書や口座振替による納付方法のことです。
- ・特別徴収 とは、公的年金からの引き落としによる納付方法のことです。

(※注) 町県民税について

- ・給与所得者の方は、年税額を6月から翌5月までの12回にわけて、毎月支払われる給与から引き落とされます。〔給与特別徴収〕
- ・公的年金の支払を受けている65歳以上の方で、公的年金所得にかかる税額がある場合は、公的年金から引き落とされます。〔年金特別徴収〕
- ・それ以外の方については、役場からお送りする納付書、あるいは口座振替により、年4回に分けて納めていただくことになります。〔普通徴収〕

会計室では、町の会計機関として、現金の出納及び保管、現金の記録管理、証券や基金の出納及び保管、歳入歳出決算の調製、資金の運用、財産の記録管理を行っています。

また公金の収入及び支出に関しては、その契約方法や内容について法律や規則に違反していないか、予算の内容と異なっていないか等十分に書類を審査し、誤りがないことを確認し執行しています。その他にも指定金融機関等に関すること（調整や検査等）も行っています。

#### ※公金の運用状況

町では、「歳計現金等」並びに「基金」等の運用について川本町資金運用方針に基づき、資金の安全性及び流動性を確保した上で、資金の確実かつ効率的な運用によって、収益性を図る事に行っています。

#### 【用語の解説】

##### ○歳計現金等

「歳計現金」並びに「歳入歳出外現金」の合計

##### ○歳計現金

予算で定めた一般会計及び特別会計に計上した支払いをするための支払準備金（日々の支払のために準備している現金です。）

##### ○歳入歳出外現金

歳計現金に属さない現金で町の預り金（法令等に基づき一時的に受払いする県税等の現金や入札保証金など債権の担保として徴収する資金等です。）

##### ○基金

地方公共団体が特定の目的のために、資金を積立てしている預金（財源の調整、施設の建設・改修、福祉等特定の目的のためにあらかじめ資金を積立てています。また特定の目的のため必要が生じたときは取崩しを行い、それまでは金融機関等へ預金し、できるだけ多くの利息を得るように努めています。）

川本町では一般会計及び特別会計併せて19種類の基金があります。

## ■ 情報システムの運用

5, 689万円

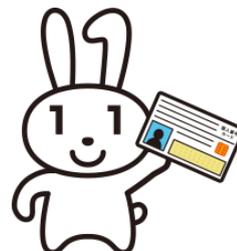
(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

### ●電算機器・システムの運用、維持管理 1, 674万円

川本町では行政事務の効率化を図るため、業務の多くをコンピューターで処理しています。また、インターネット上で行政手続きを行うこともできます。町民の皆さんの大切な個人情報が漏洩しないよう、万全の対策を施します。

### ●住民基本台帳ネットワークシステム等の管理運営等 3, 992万円

邑智郡3町では、住民基本台帳ネットワークシステムや住民税システムなどの運営を共同で行っています。この業務は、邑智郡総合事務組合が行っており、業務を円滑に進め、個人情報が外部に漏れることがないように適正な運用を図っています。



#### しまね電子申請サービス

[https://s-kantan.com/town-kawamoto-shimane-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/town-kawamoto-shimane-u/offer/offerList_initDisplay.action)

しまね電子申請サービス（上記サイト）は、自宅など身近な場所からインターネットを通じて行政手続きを行えるサービスです。現在利用できる主な手続きは次の通りです。

- ・住民票の写しの交付申請
- ・課税証明書、納税証明書の交付申請
- ・児童手当額改定請求 など

## ■ 国民年金の事務

14万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての方に加入が義務づけられており、誰もが安定した生活を送ることができるよう社会全体で支え合う制度です。

国民年金の第1号被保険者加入や異動届などの事務を、役場が窓口となり行っています。

※この事務を行う費用として、人件費も含め、国から委託金（134万円）を受けています。

## ■ 火葬場の運営

852万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

美郷町と共同運営している火葬場「眺江苑（ちょうこうえん）」の運営費と棺車の維持管理経費です。

## ■ 戸籍・住民票の交付などに関する経費

107万円

(町民生活課 環境生活係 Tel 72-0632)

戸籍、住民票、印鑑証明、外国人の方に対する事務や窓口業務を行うための経費です。  
これらの電算処理は、邑智郡総合事務組合において、美郷町、邑南町と共同処理しています。  
また、戸籍の届出に基づいて人口の動向を調査する、人口動態調査なども行っています。



### 窓口おもてなし事業

出生、婚姻、転入など、人生の節目の大切な届出書を川本町へ提出された方に、お祝いの品をお渡ししています。

(記念品などの費用) 22万円

## ■ 一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費

8万円

(町民生活課 環境生活係 Tel 72-0632)

パスポートの発行・更新等申請業務を、町民生活課の窓口で行っています。  
パスポートは、海外で通用する国際的な身分証明書です。なりすまし等による不正取得が、後を絶ちません。紛失や盗難には十分注意してください。

※窓口申請から交付まで、7日間（土日・祝日・年末年始を除く）かかりますので、  
期間に余裕をもって申請手続きを行って下さい。

## ■ 選挙事務

632万円

(町民生活課 環境生活係 Tel 72-0632)

選挙管理委員会では、年4回、選挙人名簿の調製を行っています。この選挙管理委員会の運営に必要な経費を計上しています。また、今後予定されている選挙の経費を計上しています。

### ●町議会議員選挙費 577万円

(主な任期満了日)

令和2年 4月24日 … 川本町議会議員（4月19日投開票）

令和3年10月21日 … 衆議院議員

令和4年 7月25日 … 参議院議員（半数改選）

令和5年 4月29日 … 島根県知事、島根県議会議員

令和6年 2月21日 … 川本町長

## ■ 法律相談センターの運営 4万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

島根県弁護士会が、弁護士の少ない石見部においても法律相談サービスが受けられるよう、「石見法律相談センター」を運営されています。この運営費について町も負担をしています。

身の回りの紛争などでお困りのときは、まずは石見法律相談センターへ電話で相談・予約をしてください。

相談は無料です。(ただし、3回目以降の相談は有料となります。直接、石見法律相談センターへご確認ください)

石見法律相談センター TEL 0855-22-4514  
〒697-0026 浜田市田町 116-12 浜田市田町分室内

相談受付は、土、日、祝祭日を除く、毎日午前9時から午後5時までです。  
浜田市の事務所のほか、川本町でも年3回(3月、6月、9月)の出張相談があります。

### 佐和法律事務所の無料法律相談

川本町出身の佐和弁護士による、無料の法律相談を毎月第4金曜日 午後2時から(変更あり)開催します。予約が必要です。

開催月：4月、5月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、2月

会場：すこやかセンター

予約：佐和法律事務所(浜田市) TEL 0855-24-1366

## ■ 町有財産の維持管理 3,003万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

町が所有している自動車、土地、建物、役場庁舎などの財産の管理に必要な費用を計上しています。

〈主な経費〉

○集会所の改修、町有財産の維持管理費経費 1,329万円

○役場庁舎の維持管理費経費 1,146万円

○公用車の維持管理費経費 528万円

町有地を購入される方を随時募集しています。

申し込みは随時受け付けていますので、購入を希望される方はお問い合わせください。

～ さ く い ん ～

- あ -		教育環境魅力活性化	…	95
空き店舗	… 23	狂犬病予防注射	…	82
空き家改修助成	… 30	禁煙治療費の助成事業	…	77
- い -		緊急地震速報	…	49
イズモコバイモ	… 113	- け -		
一時保育	… 67	経営所得安定対策	…	14
医療費等助成	… 83	軽自動車税	…	132
石見小笠原氏	… 113	K-POP事業	…	99
石見高原ハーブ米きぬむすめ	… 11	敬老事業	…	61
飲料水供給施設整備事業	… 36	結婚新生活支援事業	…	72
- う -		健康教育	…	79
ウォーキング大会	… 107	健康教室	…	78
- え -		健康相談	…	79
英検ジュニア	… 96	県道川本大家線	…	33
ええなあまつりかわもと	… 25	県道川本波多線	…	33
駅伝競走大会	… 107	県道温泉津川本線	…	33
エゴマ	… 11,97	- こ -		
NHKのど自慢	… 111	公営住宅	…	29
延長保育	… 67	後期高齢者医療	…	87
- お -		後期高齢者医療保険料	…	132
邑智郡吹奏楽のつどい	… 111	公衆無線LAN	…	49
おもてなし事業	… 135	交通安全	…	52
- か -		江津邑智消防組合	…	50
会計事務	… 133	広報かわもと	…	122
外国語指導助手（ALT）	… 94	公民館	…	106
介護保険事業	… 62	公立邑智病院	…	83
介護予防事業	… 62	高齢者緊急通報装置	…	65
介護老人福祉施設などへの短期入所	… 66	高齢者フリーパス事業	…	46
輝け11しまね町村フェスティバル	… 25	告知放送	…	47
学習交流センター	… 117	国民健康保険	…	85
神楽共演大会	… 111	国民健康保険税	…	132
火葬場	… 134	国民年金	…	134
家族介護の支援	… 66	戸籍	…	135
学校給食	… 97	子育てサポートセンター	…	102
学校図書館	… 94	固定資産税	…	132
合併処理浄化槽設置事業	… 36	子ども等医療費助成	…	69
かわもと音戯館	… 112	子どもフリーパス	…	73
かわもと暮らし情報センター	… 123	ごみ処理施設の運営	…	54
川本町音楽芸能祭	… 111	ごみ分別アプリサービス	…	55
川本町産業祭	… 25	コミュニティ助成事業	…	118
川本町社会福祉協議会	… 63	婚活応援事業	…	73
川本町総合計画（兼総合戦略）の策定	… 118	- さ -		
川本町地域農業再生協議会	… 13	災害復旧事業	…	37
かわもと図書館	… 104	災害への備え	…	49
簡易水道	… 34	在宅当番医制運営事業	…	83
環境保全型農業直接支払事業	… 17	坂町	…	127
環境保全	… 56	坂原文書	…	113
環境を守る農業宣言	… 12	笹遊里公園	…	24
関係人口の創出・拡大	… 126	砂防事業	…	51
がん検診	… 76	サポートセンターおおち	…	74
観光	… 25	サロン	…	63
監査	… 131	産後ケア	…	69
感染症予防事業	… 80	産婦健康診査	…	70
- き -		- し -		
議会運営	… 131	自衛隊音楽隊コンサート	…	111
木谷石塔	… 113	しおかぜ駅伝	…	107

事業承継	…	22	谷戸経塚	…	113
自死対策事業	…	77	— ち —		
地すべり対策	…	51	地域おこし協力隊	…	125
自転車用ヘルメット購入費助成	…	52	地域活動支援センターひまわり	…	75
児童手当	…	70	地域包括支援センター	…	65
姉妹都市	…	127	小さな拠点づくりの推進	…	120
しまね映画祭	…	111	地球温暖化防止対策	…	56
島根中央高等学校の支援	…	117	畜産	…	15
しまね電子申請サービス	…	134	治山事業	…	51
島根ふるさとフェア	…	25	治水対策	…	37
社会医療法人仁寿会加藤病院	…	83	チャイルドシート購入費助成	…	69
社会福祉活動	…	59	中央公民館	…	106
住宅購入助成	…	29	中学校	…	91
住民票	…	135	中山間地域等直接支払事業	…	18
障がい児保育	…	68	中心市街地の活性化	…	22
障がい者就労支援事業	…	75	町県民税	…	132
障がい福祉サービス	…	74	町道中倉日向線道路改良事業	…	32
小学校	…	91	町道の維持	…	31
商店経営改善	…	22	町道三原古市線道路新設事業	…	32
情報システムの運用	…	134	町民球場	…	108
消防団	…	50	町民体育館	…	108
奨励作物拡大支援事業費補助金	…	11	町有財産	…	136
正蓮寺楼門と経堂	…	113	町例規集	…	131
職員研修	…	131	— つ —		
食生活改善事業	…	63,79	土づくり育成事業	…	12
職場体験活動	…	101	— て —		
人権・同和教育	…	98	定住促進住宅	…	29
新生児聴覚検査	…	70	定住の取り組みの成果	…	124
親睦バレーボール大会	…	107	転倒骨折予防教室	…	62
親睦野球大会	…	107	— と —		
森林環境整備事業	…	21	特別栽培米生産拡大事業	…	11
— す —			特別障害者手当等の支給	…	75
水防活動	…	48	都市公園の維持管理	…	56
スクールバス	…	95	— な —		
住まいづくり応援事業	…	29	内水排除対策	…	48
— せ —			生ごみ処理機の購入費助成	…	54
生活困窮者自立支援	…	59	— に —		
生活支援コーディネーター	…	65	西公民館	…	106
生活支援ボランティア	…	63	日常生活用具の給付	…	66
生活バス路線	…	41	担い手農業生産支援事業	…	13
生活保護	…	59	乳児健診	…	70
生産基盤強化支援事業	…	14	乳幼児健診	…	71
成人式	…	100	認知症初期集中支援推進事業	…	65
成年後見制度	…	65	妊婦健診	…	70
選挙	…	135	— の —		
全長寺文書	…	113	農業経営安定事業補助金	…	14
— そ —			農業次世代人材投資資金	…	14
造林事業	…	20	農業集落排水	…	35
— た —			農業水路等長寿命化・防災減災事業	…	33
体育協会	…	107	農地耕作条件改善事業	…	33
大学と連携した子育て支援	…	99	農地流動化助成	…	13
大豆	…	11	農道保全対策事業	…	32
太陽光発電パネル	…	56	— は —		
第4種公認陸上競技場	…	108	配食サービス事業	…	66
体力作り事業	…	63	排水機場	…	48
タクシー利用助成事業	…	46	ハザードマップ	…	49
多面的機能支払事業	…	16	バスカード購入費助成	…	41
男女共同参画	…	98	パスポート	…	135

バスマップ・時刻表	…	42	予防接種	…	80
発達クリニック	…	71		— り —	
発達促進保育	…	68	リフォーム助成	…	30
	— ひ —		林業	…	20
ピアノリレーコンサート	…	111		— ろ —	
光ファイバー	…	47	老人クラブ	…	61
人・農地問題解決加速化支援事業	…	15	6次産業化推進補助金	…	13
ひと坪ファーマー	…	11	ロビーコンサート	…	111
ひとり親家庭への支援	…	60			
樋門	…	48			
	— ふ —				
Facebook	…	122			
フッ化物洗口、フッ化物塗布	…	71			
不妊治療	…	72			
ふるさと教育	…	100			
ふるさと納税	…	121			
文化財の保護	…	112			
文化事業の振興	…	110			
	— ほ —				
保育所完全給食	…	68			
保育所の運営	…	67			
保育料完全無償化事業	…	68			
包括的介護支援事業	…	65			
防災行政無線	…	49			
防災土育成補助	…	49			
防犯対策（防犯カメラ）	…	53			
防犯灯LED化のための助成	…	53			
訪問指導	…	71			
法律相談センター	…	136			
ホームページ	…	122			
ポテカ	…	48			
	— ま —				
まげなタクシー	…	46			
まげなねっとかわもと	…	47			
まちごと魅力化センター整備事業	…	117			
丸山城跡	…	113			
	— み —				
未熟児養育医療費助成	…	69			
道の駅インフォメーションセンターかわもと	…	24			
緑のこだま事業	…	20			
みどりの担い手育成事業	…	20			
ミニデイサービス	…	62			
三原まちづくりセンター	…	106			
三原版「小さな拠点づくり」	…	119			
魅力ある商店街づくり	…	23			
民間住宅整備助成	…	30			
民生児童委員	…	59			
	— む —				
有害鳥獣対策	…	18			
Uターン住宅改修助成	…	30			
悠岳ふるさと会館	…	109			
悠湯プラザ	…	62			
湯谷温泉弥山荘	…	24			
弓市ビジネスチャレンジコンペティション	…	23			
夢と可能性に挑戦する人財定住助成金事業	…	123			
夢の教室	…	96			
	— よ —				
養護老人ホーム	…	61			

